（仮称）クリーンセンター東工場

整備事業

配 慮 計 画 書

令和８年 11 月

堺市

【目　　次】

1. 事業者の名称及び住所---------- 1-1

2. 事業の名称、目的及び内容---------- 2-1

2.1 事業の名称等 ---------- 2-1

2.2 事業の目的及び必要性 ---------- 2-3

2.3 事業計画の内容---------- 2-7

3. 地域の概況---------- 3-1

3.1 社会的状況 ---------- 3-1

3.2 生活環境 ---------- 3-60

3.3 自然環境 ---------- 3-82

3.4 都市環境 ---------- 3-105

4. 環境影響要因の抽出---------- 4-1

5. 計画段階配慮事項 ---------- 5-1

6. 調査、予測及び評価の実施---------- 6-1

6.1 調査、予測及び評価の手法---------- 6-1

6.2 大気質---------- 6-2

6.3 景観---------- 6-32

7. 環境配慮の方針の設定---------- 7-1

7.1 総合評価 ---------- 7-1

7.2 環境配慮の方針の設定 ---------- 7-2

1. 事業者の名称及び住所

事業者の名称　　：堺市
代表者の氏名　　：堺市長　永藤 英機
事業所の所在地　：堺市堺区南瓦町 3-1

図書作成の受託者
株式会社　建設技術研究所
代表取締役社長　西村 達也
東京都中央区日本橋浜町 3-21-1（日本橋浜町Ｆタワー）

2. 事業の名称、目的及び内容

2.1 事業の名称等

事業の名称　　：（仮称）クリーンセンター東工場整備事業

事業の種類　　：ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の設置の事業

※後述の 2.2（1）のとおり、本事業は堺市環境影響評価条例第 50 条及び同条例施行規則第 71 条第 2 項に基づき、自主的な環境影響評価（第 2 種分類事業）として実施する。

事業計画の位置：堺市東区石原町地内（図 2.1.1、図 2.1.2 参照）

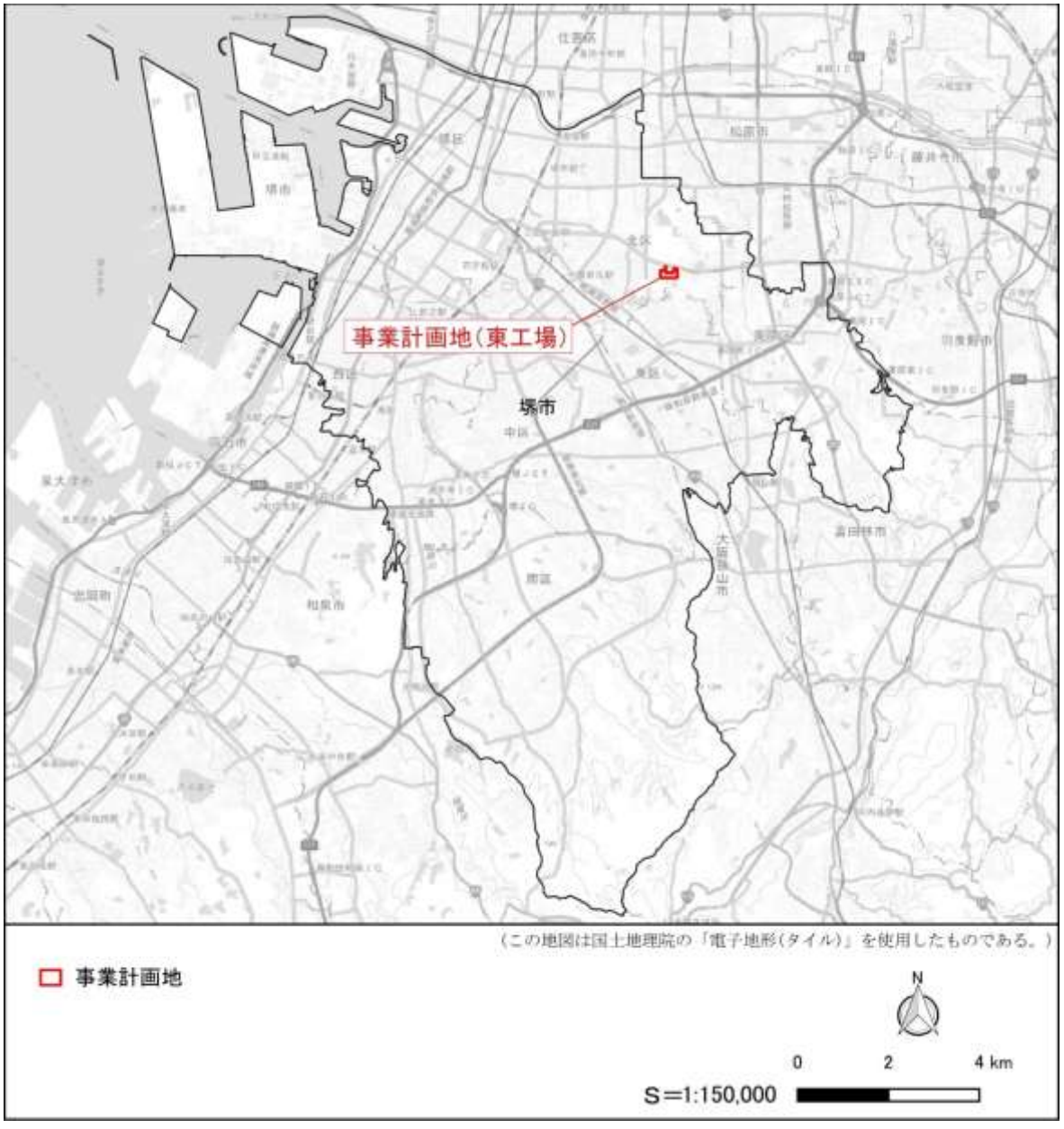


図 2.1.1　事業計画地位置図（広域）

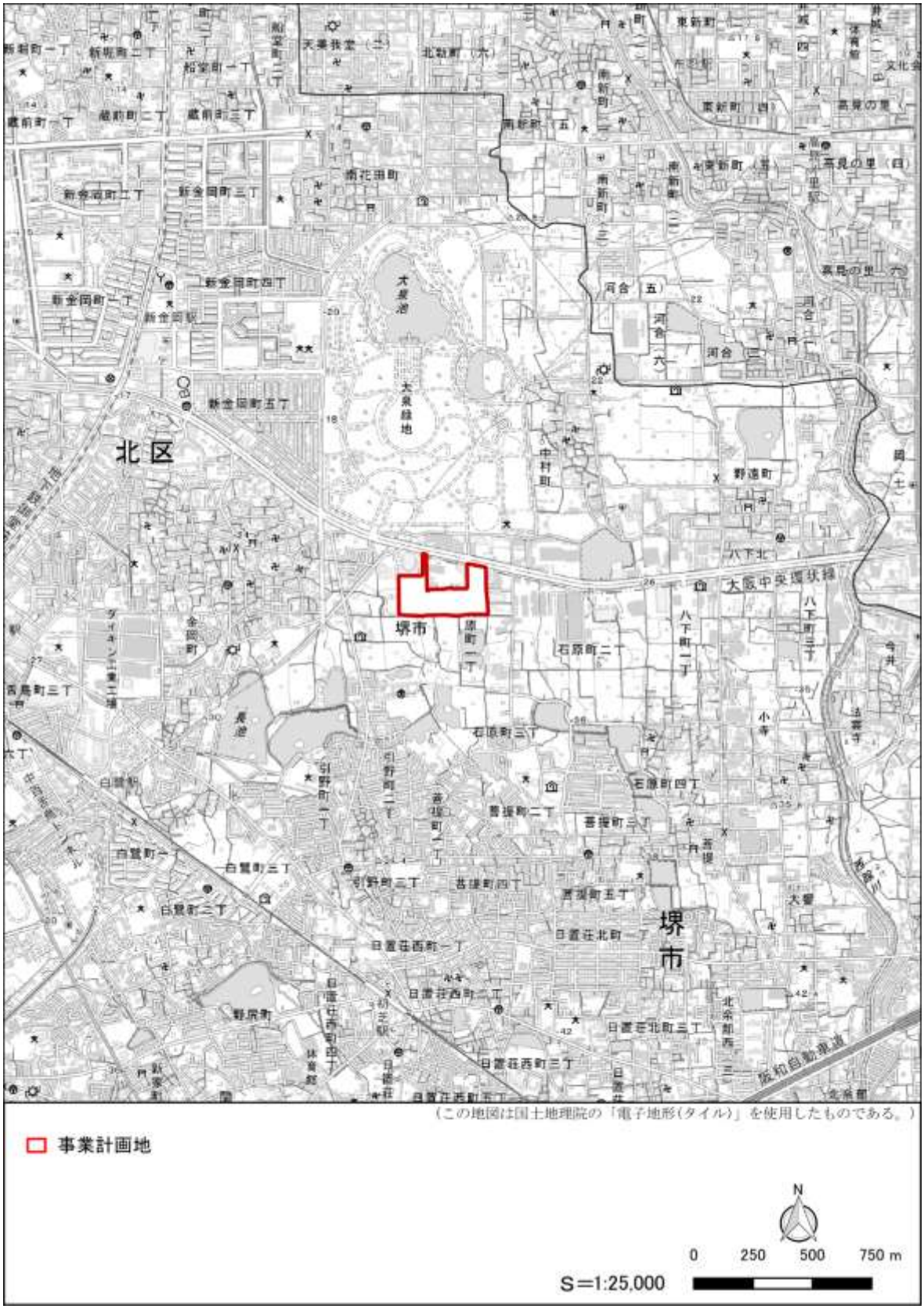


図 2.1.2 事業計画地位置図（周辺）

2.2 事業の目的及び必要性

(1) 事業の目的

本事業は、老朽化が進行しているクリーンセンター東工場第二工場（以下「東工場第二工場」）及びリサイクルプラザの更新を目的とする。

また、最新技術の導入による環境負荷の低減、廃棄物発電等によるエネルギーの有効利用及び、環境学習機能等を備えた施設を整備する。

なお、本事業は、清掃工場を更新する事業であり、「堺市環境影響評価条例施行規則 附則 2 の備考 3」で定められた第 1 種分類（ごみ処理施設の更新において、更新の後に増加することとなる処理能力（焼却能力）が 100t/日以上増加する場合）には該当しない規模の変更であるが、焼却施設の稼働に伴う大気質、騒音、振動、悪臭等の環境影響について市民の関心が高い施設であることを踏まえ、同条例第 50 条で定められた「自主的な環境影響評価」を行う事業として、条例施行規則第 71 条第 2 項に基づき第 2 種分類事業として実施するものである。

(2) ごみ処理の状況

堺市では、市内から排出される一般廃棄物を東工場第二工場及びクリーンセンター臨海工場（以下「臨海工場」）で処理している。また、資源物の内、缶・びんは、リサイクルプラザにて選別・圧縮処理を行っている。

また、ペットボトル・プラスチック製容器包装、小型金属については貯留施設で一時貯留を行っている。その後、資源化業者に引き渡し、資源化を行っている。

堺市の各施設の整備状況を表 2.2.1 に、各施設の位置を図 2.2.1 に示す。

表 2.2.1 堺市の施設整備状況

	焼却施設				破砕施設				資源化施設			貯留施設		
	施設名	①	②	③	施設名	①	②	③	①	②	③	①	②	③
東工場	第一工場	300 t/日	S52	休止中	第一破砕	100 t/日	S54	休止中				2,204 ㎡	H21	17
	第二工場	460 t/日	H9	30	第二破砕（軟質性）	50 t/日	H9	30						
					第二破砕（硬質性）	60 t/日	H30	8						
南工場	-	450 t/日	S48	休止中										
臨海工場	-	450 t/日	H25	14	-	16 t/日	H25	14						
リサイクルプラザ									30 t/日	H7	32			

①施設規模 ②供用開始年度 ③R8 年度末時点の供用年数

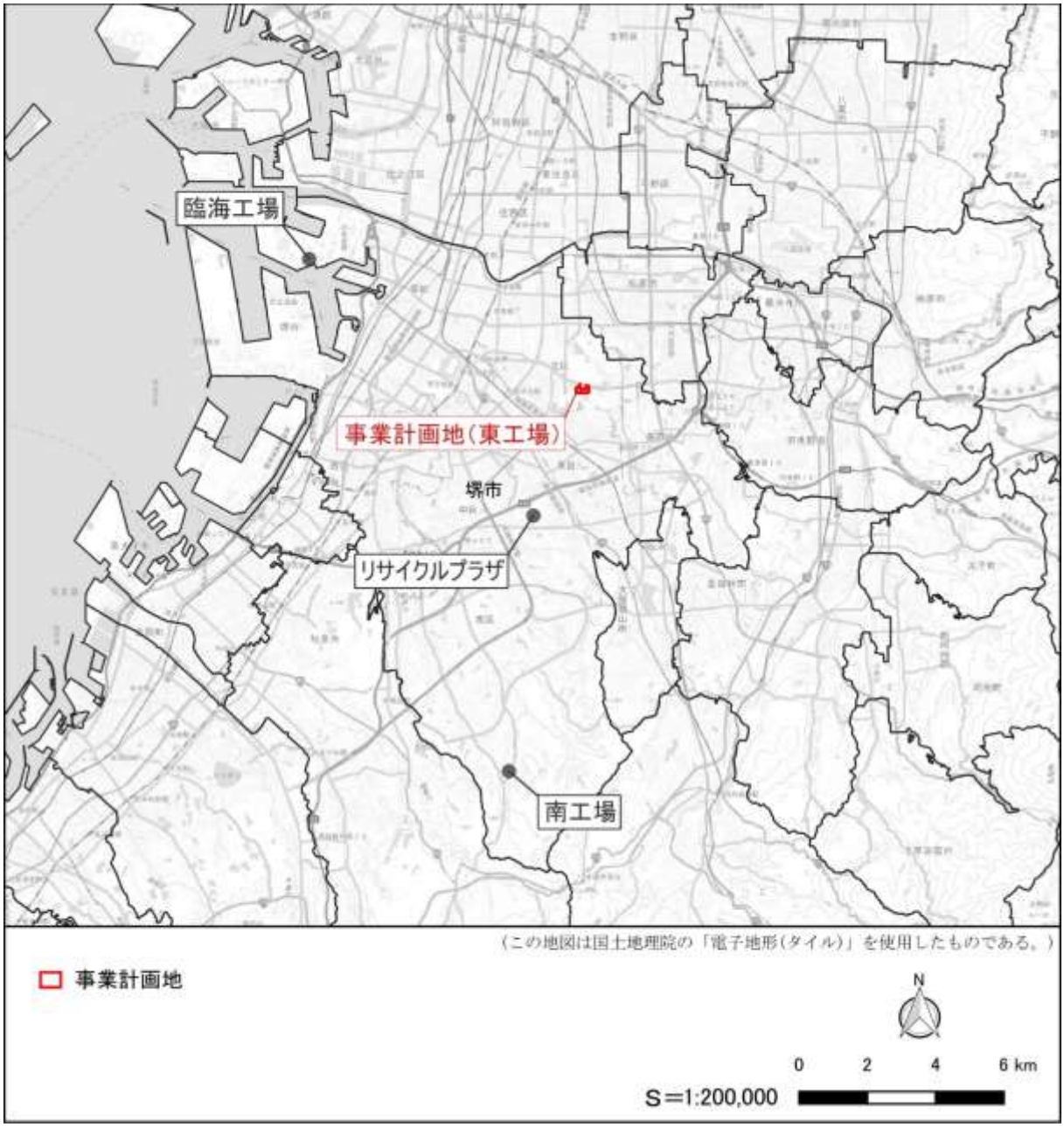

臨海工場
事業計画地（東工場）
堺市
リサイクルプラザ
南工場
（この地図は国土地理院の「電子地形（タイル）」を使用したものである。）
事業計画地
N
0
2
4
6 km
S＝1:200,000

図 2.2.1 各施設の位置

(3) 事業の必要性

堺市では、一般廃棄物の焼却処理を東工場第二工場及びクリーンセンター臨海工場で実施しているが、東工場第二工場は竣工から 30 年、リサイクルプラザは 32 年が経過し、施設の老朽化が進行している。このため、将来にわたり安全・安心で安定した一般廃棄物処理体制を継続するには、施設更新が必要である。

また、一般廃棄物処理施設は市民生活を支える基幹インフラであり、平常時のみならず大規模災害発生時においても継続的な処理機能の確保が求められる。近年、自然災害の激甚化・頻発化が進む中、災害廃棄物への対応や事業継続性を確保する観点から、施設の強靭化及び安定した処理体制の構築が必要である。

さらに、温室効果ガス削減や循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物処理施設の整備では環境負荷の低減、資源循環の推進及び廃棄物エネルギーの有効利用のために最新技術を導入し、環境性能の向上を図る。

温室効果ガス削減については、ごみ焼却で発生する熱エネルギーを有効活用した高効率発電の導入や外部施設への熱供給による、エネルギー回収率 20.5%以上（国の循環型社会形成推進交付金等で示された値）をめざす。

2.3 事業計画の内容

2.3.1 堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画

堺市では、市内から発生する一般廃棄物を東工場第二工場及びクリーンセンター臨海工場において焼却処理している。また、缶・びんをリサイクルプラザにおいて資源化処理している。

これらの施設のうち、東工場第二工場及びリサイクルプラザは、施設の老朽化が進行し、将来的な施設更新が必要である。

これらの施設の状況を踏まえ、堺市では安全・安心で安定した処理体制を構築するために、東工場第二工場及びリサイクルプラザの更新施設となる「次期清掃工場」の整備に関する基本的事項を定めた「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」を策定した。

2.3.2 施設整備に係る基本方針

本事業では、老朽化した一般廃棄物処理施設の更新により安定的な処理体制を確保し、環境負荷の低減、資源循環の推進、災害時における事業継続性の確保及び地域との共生を図ることをめざしている。これらを踏まえ、施設の計画、設計及び運営において配慮すべき基本的な方向性として、「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」を策定し、以下の施設整備に係る基本方針（図 2.3.1）を設定した。

基本方針 1：安全･安心で安定的な処理体制の構築

・将来にわたり一般廃棄物を安定的に処理するための体制の構築
・大規模災害時にも一般廃棄物処理が継続できる施設及び処理体制の強靭性の確保

基本方針 2：環境負荷の低減

・最新技術の導入等による環境負荷の低減及び周辺環境への配慮
・一般廃棄物処理に伴う熱エネルギーを最大限に活用

基本方針 3：地域との共生

・市民が気軽に清掃工場を訪れることができ、個々の市民が環境問題に興味を持ち理解し、行動変容につなげる啓発機能の確保
・大規模災害発生時等における施設が担う地域への役割の整理

（出典）「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」（令和 8 年 3 月、堺市）

図 2.3.1 「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の基本方針

2.3.3 候補地の選定

候補地の選定については、「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」において、安全・安心で安定した処理体制の確保を目的として以下の選定手順に基づき評価を行い、次期清掃工場の建設地を東工場用地とした。

なお、次期清掃工場建設地の選定においては、公平・公正な選定となるよう評価項目、評価基準について堺市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、同審議会の意見を踏まえ評価項目等を設定している。また、同審議会からは、選定手順についても公平・公正な手順であるとの評価も得ている。

選定手順は以下のとおり。

Step1：一般廃棄物処理体制の検討の方向性

将来にわたり安全・安心で安定的な一般廃棄物処理体制（施設配置等）を構築するために、4つの具体的な方向性を設定した。

施設の分散化	**同一敷地内更新**	**施設の集約化**	**経済性**
ごみ処理機能が停止するリスクを回避するため分散化を図る。	円滑な施設更新のため同一敷地内での更新を可能とする。	可燃性残渣処理の効率化等の観点から施設の集約化を図る。	施設の集約化により建設費縮減や運営の効率化を図る。

Step2：必要施設数の検討

一般廃棄物処理体制を検討するための前提となる必要な施設数について、現在稼働中の施設数、施設の分散化等から、**原則、各焼却施設に破砕施設及び資源化施設を併設した上で２工場体制（２施設体制）を構築することが適切であるとした。**

Step3：清掃工場の建設が可能な候補地の抽出

市内より、次の条件等を満たす候補地を抽出した。

条件
1. 建設回避区域（災害リスクや法規制区域等の建設回避区域　等）
2. 施設整備に必要な最小敷地面積
3. その他建設可能条件（既存建築物や構造物等がないこと（市有地を除く）、土地の勾配が 15 度以下　等）

結果、次の 6 か所が候補地として抽出された。

特徴	抽出地①	抽出地②	抽出地③	抽出地④	抽出地⑤	抽出地⑥
用途	農地	ごみ焼却場	農地	農地	農地	ごみ焼却場
面積	約77,000㎡	約54,000㎡	約76,000㎡	約67,000㎡	約77,000㎡	約49,000㎡
形状	長方形に近い	長方形に近い	敷地中央部がくびれた形状	正方形に近い	敷地南側がくびれた形状	正方形に近い
所有者	民有地	市有地	民有地	民有地	民有地	市有地

Step4：清掃工場の建設に適した候補地の抽出

Step3 の抽出地の内、施設整備への影響の観点から、以下の評価項目を設定し評価を行った。

評価項目
・洪水浸水想定区域への該当有無
・アクセス道路や都市ガスなどのインフラ整備状況
・学校や病院等の要配慮施設との位置関係
・公共交通機関からのアクセス性
・法規制への適合状況及び用地取得の必要性

結果、Step2 の抽出地の内、②、③、④、⑥を抽出した。

Step5：一般廃棄物処理体制（2 工場体制の組み合わせ）として適切な施設配置の検討

Step4 で抽出した 4 つの抽出地による組み合わせに対して、以下の評価項目を設定し、評価を行った。

評価項目
1. 地震時の想定震度によるリスク分散効果
2. 上下水道の系統分散状況
3. 収集運搬効率評価

結果、抽出地②の東工場用地と抽出地⑥の南工場用地の組合せを一般廃棄物処理体制として選定した。

Step6：次期清掃工場の選定

一般廃棄物処理体制として選定された東工場用地と南工場用地のいずれを次期清掃工場の建設地とするかについて、以下の評価項目を設定し評価を行った。

評価項目
1. 市民生活への影響
2. 環境負荷への配慮
3. 余熱利用の可能性
4. 既存ストックの活用

結果、次期清掃工場の建設地として東工場用地を選定した。

2.3.4 事業計画案の概要

本事業計画は、堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画に基づき、既存施設の解体及び新規施設の建設を行うものである。環境影響評価を実施する上で設定した事業計画案の概要は、表 2.3.1 に示すとおりである。既存施設の配置図は図 2.3.2、新規施設の配置図は図 2.3.3 に示すとおりである。また、事業計画地の位置は、図 2.1.1、図 2.1.2（既出）に示すとおりである。

なお、事業計画案における施設配置については、後述する「2.3.7 複数案の設定」に示す煙突配置案を反映していない。今後、配慮計画書に対して提出された意見等を勘案し、実施計画書において煙突配置を含めた施設配置計画を検討・具体化するものとする。

表 2.3.1 事業計画案の概要

項目	既存施設	新規施設
事業計画	既存施設の解体	新規施設の建設
施設の内容及び規模	ごみ処理施設※1 第一工場（昭和52年3月竣工） 焼却施設：300t/日（150t/日×2炉）	ごみ処理施設 次期清掃工場 焼却施設：300t/日（150t/日×2炉）※2 （ストーカ式又は流動床方式）
	破砕処理施設※1 クリーンセンター東工場第一破砕施設 （昭和54年3月竣工） 100t/5h	破砕施設 34t/5h※2
		資源化施設：15t/5h※2
		その他施設：管理棟、多目的棟、計量棟、排水処理設備
事業計画地の位置	堺市東区石原町1丁102 （クリーンセンター東工場敷地内）	堺市東区石原町1丁102 （クリーンセンター東工場敷地内）

※1 主な解体施設

※2 現時点における想定最大能力

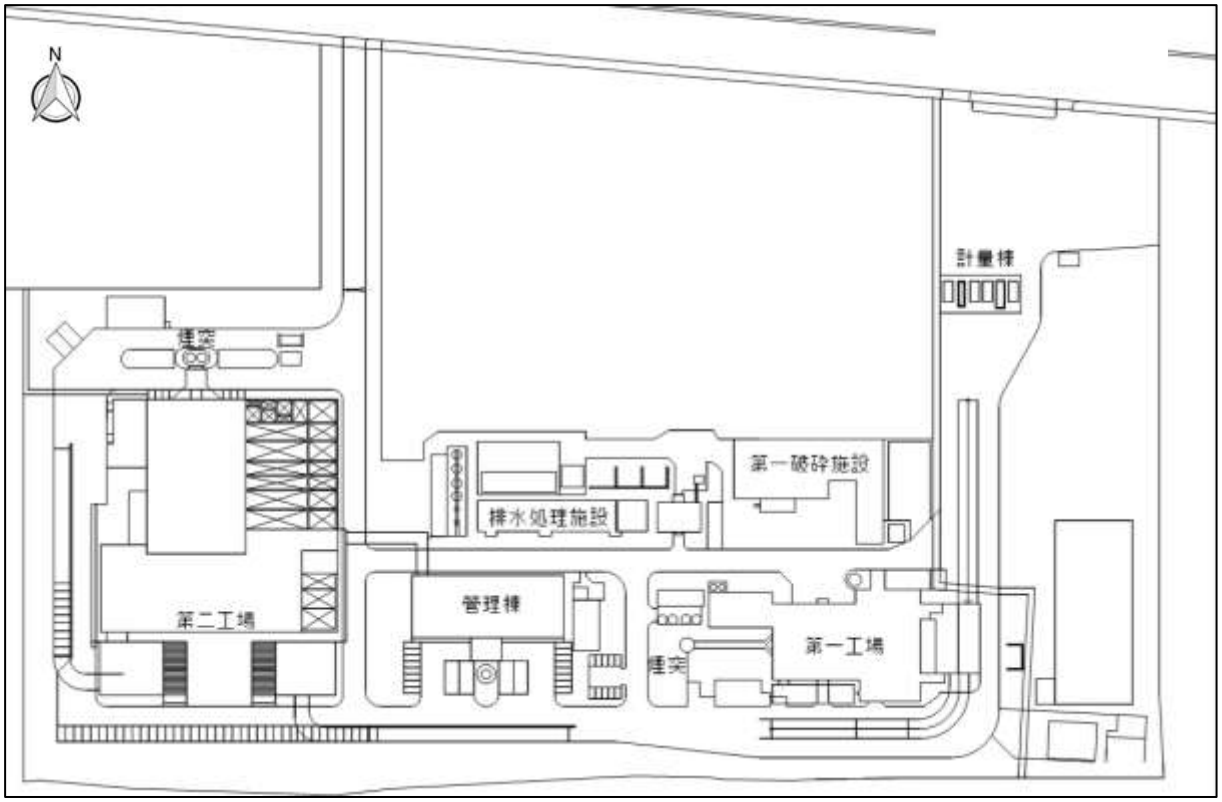


図 2.3.2 既存施設の配置図

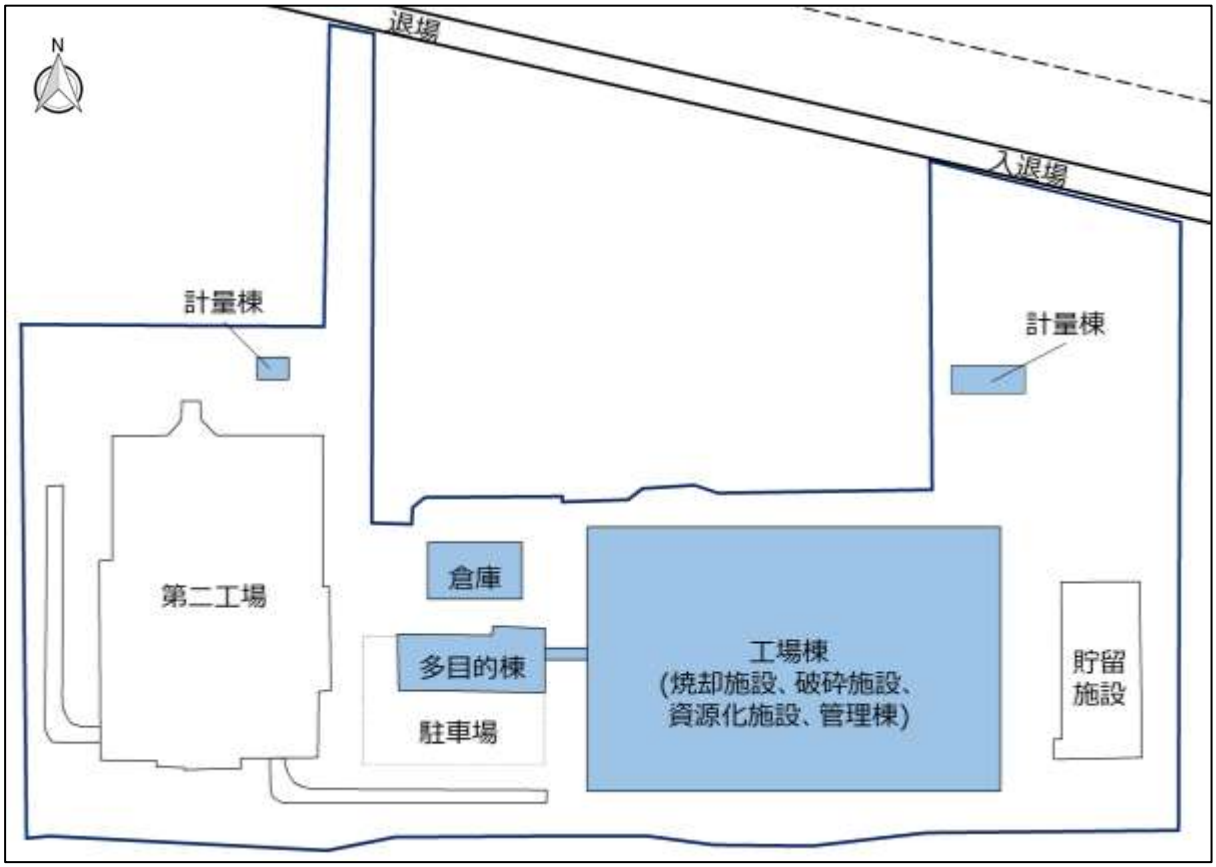


図 2.3.3 新規施設の配置図

2.3.5 環境保全目標

本事業では、「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」において次期清掃工場（焼却施設、破砕設備、資源化設備）における排ガス、排水、騒音、振動及び悪臭等の公害防止目標値を検討した。ただし、最終的な各種規制項目は規制等所管課との協議により決定することとしている。

次期清掃工場の排ガスの公害防止目標値を設定するに当たり、関係法令等（法令基準（条例含む。））の整理及び既存施設・他事例の動向の調査を行った。この結果を基に、各種項目の目標値を以下のとおり設定した。

(1) 排ガス基準の設定

排ガス基準について、排出基準及び総量規制を以下のとおり示す。

なお、排出基準は焼却炉等の設備単体に対する基準、総量規制は焼却炉等を含む工場に設置されたばい煙発生施設（例：ガスタービン等）の総量に対する基準をいう。

1) 排出基準

次期清掃工場は大気汚染防止法等の排出基準を遵守するために、管理値を設定する。

次期清掃工場の管理値は大気汚染防止法等の基準と既存施設の管理値を比較し、厳しい方を採用するものとし、表 2.3.2 に示す。

表 2.3.2 排ガス基準

項目	単位	（基準値）	（管理値）		
		法令	既存施設		次期清掃工場
			第二工場	臨海工場	
ばいじん	g/N㎥	0.04	0.02	0.02	0.02以下
硫黄酸化物	ppm	K=1.17[注1]（東工場第二工場：240）（臨海工場：191）	20	20	20以下
塩化水素	ppm	（430[注2]）	20	20	20以下
窒素酸化物	ppm	250	60	50	50以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/N㎥	0.1[注3]	0.1	0.1	0.1以下
水銀	μg/N㎥	30[注4]	50	50	30以下
一酸化炭素	ppm（4時間平均）	30[注5]	30	20	20以下
塩素	K値規制	K=3.23	K=3.23	K=3.23	K=3.23以下
カドミウム及びその化合物	K値規制	K=0.0170	K=0.0170	K=0.0170	K=0.0170以下
水銀及びその化合物	K値規制	K=0.0340	K=0.0340	K=0.0340	K=0.0340以下
鉛及びその化合物	K値規制	K=0.0680	K=0.0680	K=0.0680	K=0.0680以下
ニッケル化合物	K値規制	K=0.0340	K=0.0340	K=0.0340	K=0.0340以下
ひ素及びその化合物	K値規制	K=0.00816	K=0.00816	K=0.00816	K=0.00816以下
ベリリウム及びその化合物	K値規制	K=0.00340	K=0.00340	K=0.00340	K=0.00340以下
マンガン及びその化合物	K値規制	K=0.136	K=0.136	K=0.136	K=0.136以下
六価クロム化合物[注6]		汚染防止措置の実施	汚染防止措置の実施	汚染防止措置の実施	汚染防止措置の実施

（注 1） 排出口の高さ及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて基準値を設定。既存施設の硫黄酸化物流量は、東工場第二工場が 12.146N ㎥/h（乾きガス：50,566 N ㎥/h）で、臨海工場は 14.105N ㎥/h（乾きガス：73,800 N ㎥/h）となり、ppm 換算した値を表記。

（注 2） 大気汚染防止法が定める排出基準（700mg/N ㎥（O2 12%換算））を ppm 換算した値。

（注 3） 平成 9 年 12 月 1 日より前に着工した施設は 1ng-TEQ/N ㎥、同日以降に着工した施設は 0.1ng-TEQ/N ㎥。

（注 4） 平成 30 年 4 月 1 日より前に着工した施設は 50μg/N ㎥、平成 30 年 4 月 1 日同日以降に着工した施設の場合は 30μg/N ㎥。

（注 5） 法令より厳しい規制となる「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成 9 年 1 月、ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会）」を遵守する。

（注 6） 六価クロムは大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置（処理装置の稼働等）により規制。

（出典）「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」（令和 8 年 3 月、堺市）

2）総量規制

「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準（昭和 52 年 9 月 30 日、大阪府告示第 1322 号）」、「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準（昭和 57 年 10 月 29 日、大阪府告示第 1315 号）」に該当する場合、同告示で規定される総量規制基準以下とする。

2.3.6 施設整備スケジュール及び工事計画

(1) 施設整備スケジュール

事業着手から竣工までに必要となる業務の整理及び関連マニュアル、法令及び事例等の調査に基づく施設整備スケジュールを設定した。

施設整備スケジュールを表 2.3.3 に示す。なお、供用開始は令和 18 年度を予定している。

表 2.3.3 施設整備スケジュール

項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
PPP/PFI導入可能性調査（運営方式検討）	■										
環境影響評価業務（環境アセスメント）	■	■	■								
事前調査業務（測量、土壌調査等）	■	■									
要求水準書作成、事業者選定		■	■	■							
建設工事等（既存施設解体工事含む）					■	■	■	■	■	■	■
竣工											★

（出典）「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」（令和 8 年 3 月、堺市）

(2) 工事工程

解体・移設及び建設の実施設計期間及び工事に関する工事工程について、一般廃棄物処理施設製造設置事業者へのヒアリング結果を基に、次期清掃工場整備に係る概略工事工程を設定した。

概略工事工程を表 2.3.4 に示す。

表 2.3.4 次期清掃工場の整備に関する概略工事工程

工種	工 事 工 程（ヵ月）															
	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80
①実施設計（解体・移設）	9か月															
②実施設計（建設）			27か月													
③仮設工事		4か月														
④解体・移設工事				18か月												
⑤建設工事											51か月					

（出典）「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」（令和 8 年 3 月、堺市）

2.3.7 複数の事業計画案の設定

堺市が定める「事前配慮指針　第 2 章　第 2 節 3　複数案の設定」においては、原則として対象事業の位置・規模又は施設の配置・構造等が異なる複数案を設定することとしているため、指針に基づき本事業における複数案を環境保全上の観点から検討し、以下の通り設定した。

なお、一般廃棄物処理施設は、市民生活の環境衛生の維持・向上に必要不可欠な施設であり、施設整備を実施しない場合（ゼロ・オプション）には、市域内から排出される一般廃棄物の適正処理に支障を来し、ごみの滞留による悪臭の発生、公衆衛生の悪化等、生活環境へ重大な影響を及ぼすおそれがあるため、ゼロ・オプションを検討対象としないこととする。

(1) 対象事業の位置

前述「2.3.3　候補地の選定」で検討した事業位置を採用する。

(2) 施設の規模

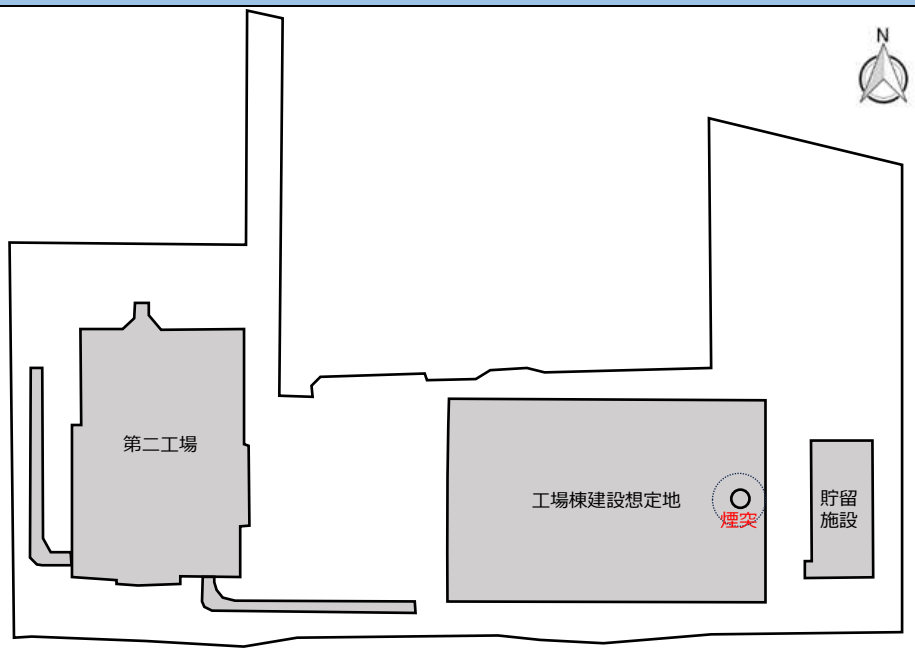
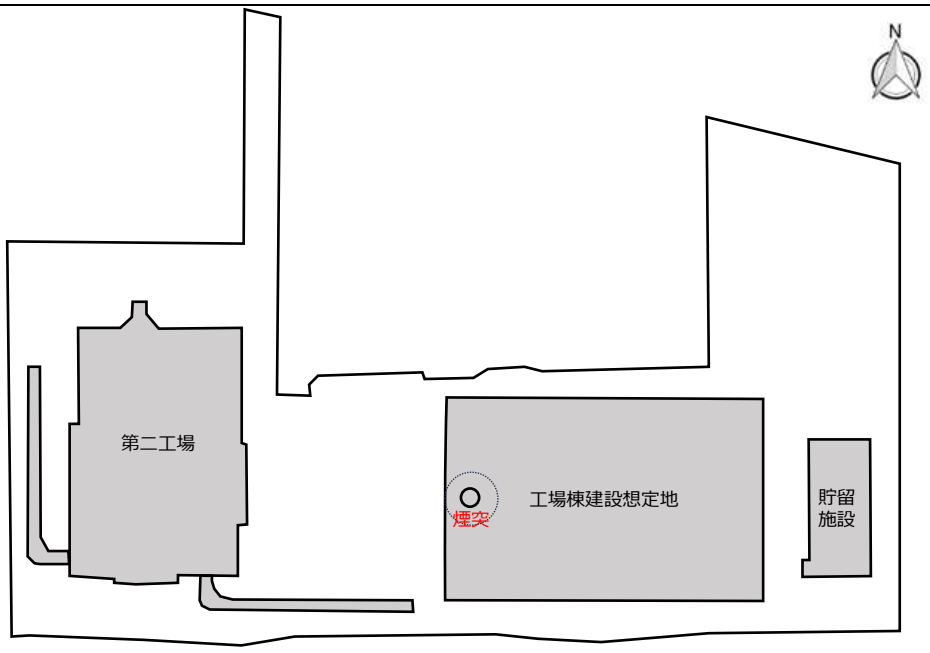
環境省より、一般廃棄物焼却施設を建設するにあたり、処理能力の算定方法を定めた通知が発出されている。堺市においては、これらの通知を踏まえ、要求水準書の作成時点における直近の処理実績に基づき処理能力を設定するため、現時点では適切な設定が困難である。

なお、環境影響評価の実施においては、現時点における実績を参考に最終的に設定する規模を下回らない想定最大能力を設定する（表 2.3.1 参照）。

(3) 施設の配置・構造（煙突の配置・高さ）

煙突の高さについては、既存施設（東工場第二工場）と同じ 80m とし、煙突の配置案は、表 2.3.5 に示すとおり建屋の東側と西側の 2 案を設定した。

表 2.3.5 煙突配置計画複数案一覧表

案	煙突の配置	配置イメージ図
東側配置案	建屋の東側	
西側配置案	建屋の西側	

3. 地域の概況

3.1 社会的状況

3.1.1 人口

堺市、北区及び東区の人口、世帯数及び人口密度の推移を表 3.1.1 に示す。

令和 7 年 1 月 1 日現在の人口、世帯数及び人口密度は、堺市が 805,800 人、374,194 世帯、5,378 人/km²、東区が 84,502 人、38,094 世帯、8,055 人/km²、北区が 156,768 人、74,248 世帯、10,049 人/km²である。

令和 3 年以降の推移をみると、堺市及び北区の人口はやや減少傾向であり、東区の人口はおおむね横ばい傾向である。一方、世帯数はいずれもやや増加傾向である。

表 3.1.1 人口、世帯数及び人口密度の推移

項目＼年次			令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
堺市	人 口（人）	総 数	825,288	819,965	815,235	810,848	805,800
		男	393,484	390,201	387,773	385,520	382,642
		女	431,804	429,764	427,462	425,328	423,158
	世 帯 数（世帯）		366,165	367,251	369,874	372,167	374,194
	人口密度（人/km²）		5,508	5,473	5,441	5,412	5,378
東区	人 口（人）	総 数	85,111	84,708	84,635	84,470	84,502
		男	40,406	40,199	40,187	40,023	40,010
		女	44,705	44,509	44,448	44,447	44,492
	世 帯 数（世帯）		36,929	37,040	37,414	37,687	38,094
	人口密度（人/km²）		8,114	8,075	8,068	8,052	8,055
北区	人 口（人）	総 数	159,809	159,084	158,503	157,239	156,768
		男	75,038	74,568	74,161	73,483	73,068
		女	84,771	84,516	84,342	83,756	83,700
	世 帯 数（世帯）		72,564	72,973	73,612	73,659	74,248
	人口密度（人/km²）		10,244	10,198	10,160	10,079	10,049

（注） 各年 1 月 1 日現在

（出典）「推計人口・世帯数」（堺市ホームページ）を基に作成。

3.1.2 産業

(1) 産業別事業所数及び従業者数

堺市全域、東区及び北区の産業分類別事業所数及び従業者数を表 3.1.2 に示す。

令和 3 年 6 月 1 日現在の産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、堺市全域で 27,315 事業所、320,831 人、東区では 2,144 事業所、19,072 人、北区では 4,609 事業所、46,845 人であり、堺市全域、東区及び北区のいずれにおいても、事業所数及び従業者数は第三次産業が最も多くなっている。

表 3.1.2 産業分類別事業所数及び従業者数

（単位：事業所、人）

産業分類		堺市		東区		北区	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	農業,林業	28	200	3	11	2	7
	漁業	-	-	-	-	-	-
	小計	28	200	3	11	2	7
第二次産業	鉱業,採石業,砂利採取	-	-	-	-	-	-
	建設業	2,596	20,061	171	905	448	3,087
	製造業	2,777	59,241	115	1,924	310	4,058
	小計	5,373	79,302	286	2,829	758	7,145
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	23	539	1	1	2	24
	情報通信業	169	1,589	11	22	37	232
	運輸業,郵便業	887	21,238	33	581	64	1,905
	卸売業,小売業	5,883	59,408	424	3,934	1,001	10,329
	金融業,保険業	355	5,327	32	391	50	546
	不動産業,物品賃貸業	2,168	7,669	199	483	446	1,738
	学術研究,専門・技術サービス業	1,034	6,708	75	356	182	947
	宿泊業,飲食サービス業	3,033	25,628	240	1,489	505	5,081
	生活関連サービス業,娯楽業	2,156	10,714	274	884	446	2,179
	教育,学習支援業	1,019	13,971	117	1,281	210	2,374
	医療,福祉	3,352	62,253	328	5,324	657	10,730
	複合サービス事業	129	2,127	12	78	20	372
	サービス業（他に分類されないもの）	1,706	24,158	109	1,408	229	3,236
	小計	21,914	241,329	1,855	16,232	3,849	39,693
合計		27,315	320,831	2,144	19,072	4,609	46,845

（注 1）令和 3 年 6 月 1 日現在

（注 2）事業所数の総数には事業内容等不詳を除く。

（出典）「堺の事業所　令和 3 年経済センサス-活動調査結果」（令和 6 年 4 月、堺市）を基に作成。

(2) 農業

堺市における農業の推移を表 3.1.3 に示す。令和 2 年 2 月 1 日現在における農家数、農家世帯員数、経営耕地面積は、2,172 戸、1,724 人、67,734 a である。平成 22 年以降、農家数、農家世帯員数及び経営耕地面積ともに減少傾向である。

表 3.1.3 堺市における農業の推移

項目＼年次			堺市		
			平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
農家数（戸）	総　数		2,790	2,566	2,172
	自給的農家		1,859	1,772	―
	販売農家		931	794	―
		専　業	213	227	―
		第 1 種兼業	51	29	―
		第 2 種兼業	667	538	―
農家世帯員数（人）			4,024	3,273	1,724
経営耕地面積（a）	総　数		86,955	79,315	67,734
	田		42,004	38,020	29,439
	畑		10,733	9,006	9,940
	樹園地		3,482	3,424	3,136

（注 1）各年 2 月 1 日現在の値。
（注 2）平成 22 年は世界農林業センサス、その他は農林業センサスの結果。
（注 3）令和 2 年は農業経営体のみ。平成 27 年で専業兼業別農家数の統計は廃止。
（出典）「堺市の農林水産統計データ」（令和 5 年 12 月 1 日、堺市ホームページ）を基に作成。

(3) 製造業

堺市における製造業の推移を表 3.1.4 に示す。

令和 5 年 12 月 31 日現在における事業所数、従業者数、製造品出荷額等はそれぞれ 1,463 所、46,318 人、約 4 兆 4,977 億円である。

令和 2 年以降の推移をみると、事業所数及び製造品出荷額等は増加傾向にある一方、従業者数は減少傾向にある。

表 3.1.4 堺市における製造業の推移

項目＼年次		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
堺市	事業所数（所）	1,416	1,461	1,468	1,463
	従業者数（人）	50,424	53,062	46,403	46,318
	製造品出荷額等（万円）	333,400,328	423,061,451	481,066,653	449,772,840

（注）　事業所及び従業者数は各年 12 月 31 日現在、製造品出荷額等は各 1 年間の総額を示す。
（出典）「堺市統計書（令和 7 年度版）」（令和 8 年 7 月、堺市）を基に作成。

(4) 商業

堺市における商業の推移を表 3.1.5 に示す。

令和３年６月１日現在、事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、卸売業が 1,228 店、12,052 人、約 1 兆 261 億円、小売業が 3,568 店、36,762 人、約 7,450 億円である。

平成 28 年に比べ、卸売業では年間商品販売額が増加している一方、事業所数及び従業者数は減少している。小売業では従業者数がわずかに増加している一方、事業所数及び年間商品販売額は減少している。

表 3.1.5 堺市における商業の推移

項目／年次		総数			卸売業			小売業		
		事業所数（店）	従業者数（人）	年間商品販売額（万円）	事業所数（店）	従業者数（人）	年間商品販売額（万円）	事業所数（店）	従業者数（人）	年間商品販売額（万円）
堺市	平成19年	7,279	58,997	178,332,045	1,512	14,708	100,050,735	5,767	44,289	78,281,310
	平成24年	4,990	41,235	152,541,700	1,208	10,716	89,534,400	3,782	30,519	63,007,300
	平成26年	4,659	41,380	140,202,400	1,154	10,174	78,843,400	3,505	31,206	61,359,000
	平成28年	5,104	48,614	175,461,800	1,246	12,087	99,144,300	3,858	36,527	76,317,500
	令和3年	4,796	48,814	177,114,300	1,228	12,052	102,612,600	3,568	36,762	74,501,700

（注1）平成19年、28年、令和3年は6月1日現在、平成24年は2月1日現在、平成26年については7月1日現在の値。
（注2）日本標準産業分類の改定により、平成19年調査と平成24年以降の数値の連続性はない。
（出典）「堺市統計書（令和7年度版）」（令和8年7月、堺市）を基に作成。

3.1.3 土地利用

(1) 土地利用状況

堺市における土地利用の状況（課税地積面積）を表 3.1.6 に示す。

堺市全体では、土地利用総面積は、89,128.5 千 m²であり、このうち宅地は 64,956.2 千 m²と全体の 72.9%を占めている。また、宅地のうち商業地等（非住宅用地）は 28,229.0 千 m²で、全体の 31.7%を占めている。

東区では、土地利用総面積は 7,058.2 千 m²であり、このうち宅地が 5,293.1 千 m²と東区全体の 75.0%を占めている。また、宅地のうち商業地等（非住宅用地）は 983.6 千 m²と東区全体の 13.9%を占めている。

北区では、土地利用総面積は 8,769.3 千 m²であり、このうち宅地が 7,353.0 千 m²と北区全体の 83.8%を占めている。また、宅地のうち商業地等（非住宅用地）は 1,876.3 千 m²と北区全体の 21.4%を占めている。

堺市全体で宅地の割合は高くなっているが、東区及び北区では堺市全体を上回っており、特に小規模住宅地用地が土地利用全体の過半を占めている。

表 3.1.6 堺市の土地利用状況

（令和 7 年 1 月 1 日現在）

項目	課税地積（千 m²）					
	堺 市		東 区		北 区	
	面積（千 m²）	構成比（%）	面積（千 m²）	構成比（%）	面積（千 m²）	構成比（%）
総 数	89,128.5	100.0	7,058.2	100.0	8,769.3	100.0
田	8,899.2	10.0	1,131.4	16.0	782.6	8.9
畑	3,336.9	3.7	226.9	3.2	56.4	0.6
宅 地 計	64,956.2	72.9	5,293.1	75.0	7,353.0	83.8
小規模住宅地用地	32,065.4	36.0	3,780.7	53.6	5,051.1	57.6
一般住宅地用地	4,661.8	5.2	528.8	7.5	425.6	4.9
商業地等（非住宅用地）	28,229.0	31.7	983.6	13.9	1,876.3	21.4
池 沼	276.8	0.3	2.4	0.0	0.5	0.0
山 林	3,914.6	4.4	9.8	0.1	4.9	0.1
牧 場	25.8	0.0	－	－	－	－
原 野	102.9	0.1	－	－	－	－
雑種地計	7,616.1	8.5	394.6	5.6	571.9	6.5
ゴルフ場の用地	2,130.0	2.4	－	－	－	－
遊園地等の用地	99.7	0.1	－	－	－	－
鉄軌道用地	785.4	0.9	78.2	1.1	136.8	1.6
その他の雑種地	4,601.1	5.2	316.4	4.5	435.1	5.0
その他	－	－	－	－	－	－

（注） 四捨五入の関係で構成比の合計は100%にならない。

（出典）「堺市統計書（令和7年度版）」（令和8年7月、堺市）を基に作成。

(2) 都市計画の状況

堺市における用途地域等の指定状況を表3.1.7に、事業計画地周辺の都市計画図を図3.1.1に示す。

堺市は、市全域が都市計画区域であり、都市計画法に基づく区域区分の状況は、市街化区域が10,749ha、市街化調整区域が4,233haである。このうち、用途地域が定められている地域は10,662haで、住居系地域が 6,589ha と最も多く、用途地域全体の 61.8%を占めている。次いで工業系地域が3,042haで28.5%、商業系地域が1,031haで9.7%である。

事業計画地は堺市東区に位置し、都市計画法に基づく用途地域が指定された市街地内にある。事業計画地は準工業地域に指定されており、周辺には工業地域や住居系用途地域が分布している。また、幹線道路や鉄道網が整備された都市的土地利用が進んでおり、工業施設・業務施設、住宅地等が混在する地域である。

表 3.1.7 用途地域等の指定状況（堺市全域）

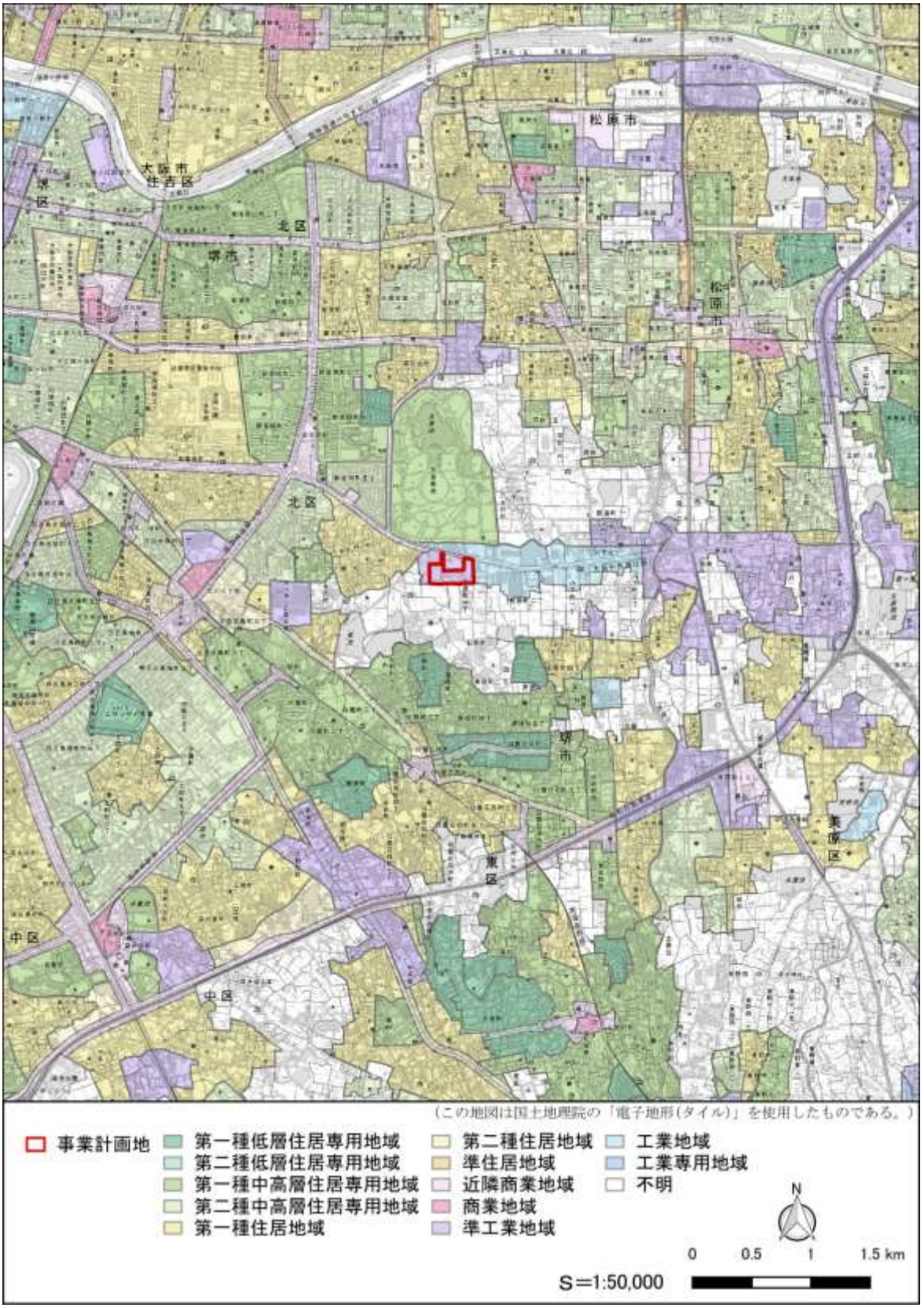
（令和７年４月１日現在）

種別			面積 （ha）		構成比 （%）	
都市計画区域			14,982		100.0	
	市街化区域		10,749		71.7	
	市街化調整区域		4,233		28.3	
用途地域			10,662		100.0	
	住居系	第１種低層住居専用	1,131	6,589	10.6	61.8
		第２種低層住居専用	20		0.2	
		第１種中高層住居専用	2,433		22.8	
		第２種中高層住居専用	1,130		10.6	
		第１種住居地域	1,680		15.8	
		第２種住居地域	193		1.8	
		準住居地域	1.9		0.0	
	商業系	近隣商業地域	760	1,031	7.1	9.7
		商業地域	271		2.5	
	工業系	準工業地域	820	3,042	7.7	28.5
		工業地域	309		2.9	
		工業専用地域	1,913		17.9	
臨港地区（堺泉北港）			1,007.9		—	

（注） 四捨五入の関係で構成比の合計は100%にならない。

（出典）「堺市統計書（令和7年度版）」（令和8年7月、堺市）を基に作成。

「臨港地区（平成25年8月1日最終変更）」（堺市ホームページ）を基に作成。



（出典）「国土数値情報（用途地域データ）」（国土交通省）
（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29-2019.html）を加工して作成。

図 3.1.1 都市計画図

(3) 環境保全上留意すべき主要な施設

事業計画地周辺における住宅等の状況を表 3.1.8～表 3.1.10 及び図 3.1.2～図 3.1.4 に示す。生活環境の保全対象については、事業計画地周辺に分布する住宅地の状況を整理した。

また、保全対象施設として、学校、保育所、病院、福祉施設、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、保育園等の立地状況を整理した。

表 3.1.8（1） 事業計画地周辺の保全対象施設（学校等）（1/2）

	区分	No.	名 称		区分	No.	名 称
東区	幼稚園 認定 こども園	1	利晶学園幼稚園	北区	幼稚園 認定 こども園	28	新金岡西こども園
		2	堺市立白鷺幼稚園			29	堺市立新金岡こども園
		3	幼保連携型認定こども園遊こども園			30	浅香こども園五箇荘分園
		4	認定こども園堺めぐみ学園分園			31	幼保連携型認定こども園五ヶ荘保育園
		5	幼保連携型認定こども園 菩提こども園しらさぎ			32	幼保連携型認定こども園なかもずこども園
		6	認定こども園堺めぐみ学園			33	なないろこども園 分園くれよん
		7	幼保連携型認定こども園菩提幼稚園			34	なかよしの森認定こども園
		8	初芝こども園			35	幼保連携型認定こども園あかつき保育園
	小学校	9	堺市立八下西小学校		小学校	36	堺市立金岡南小学校
		10	堺市立日置荘小学校			37	堺市立金岡小学校
		11	堺市立日置荘西小学校			38	堺市立新金岡小学校
		12	堺市立白鷺小学校			39	堺市立光竜寺小学校
		13	堺市立南八下小学校			40	堺市立新金岡東小学校
	中学校	14	堺市立日置荘中学校			41	堺市立大泉小学校
		15	堺市立南八下中学校			42	堺市立五箇荘小学校
北区	幼稚園 認定 こども園	16	認定こども園新宝珠幼稚園			43	堺市立北八下小学校
		17	幼稚園型認定こども園 金岡二葉幼稚園		中学校	44	堺市立金岡南中学校
		18	新金岡幼稚園			45	堺市立金岡北中学校
		19	幼稚園型認定こども園 中央幼稚園			46	堺市立大泉中学校
		20	認定こども園 光明幼稚園			47	堺市立五箇荘中学校
		21	幼保連携型認定こども園がんば白鷺保育園			48	堺市立八下中学校
		22	幼保連携型認定こども園かなおか保育園			49	堺市立中百舌鳥中学校
		23	ゆめの樹こども園さかい		高等学校	50	大阪府立金岡高等学校
		24	なないろこども園		専門学校	51	堺看護専門学校
		25	幼保連携型認定こども園わんぱく保育園分園	中区	幼稚園 認定 こども園	52	幼保連携型認定こども園 東百舌鳥保育園
		26	幼保連携型認定こども園わんぱく保育園		小学校	53	堺市立東百舌鳥小学校
		27	新金岡さくらこども園		中学校	54	堺市立東百舌鳥中学校

表 3.1.8（2）　事業計画地周辺の保全対象施設（学校等）（2/2）

	区分	No.	名 称		区分	No.	名 称
美原区	幼稚園 認定 こども園	55	おわいこども園	松原市	小学校	59	松原市立布忍小学校
	小学校	56	堺市立八上小学校		中学校	60	松原市立松原第三中学校
	中学校	57	堺市立美原西中学校				
松原市	小学校	58	松原市立高見の里小学校		高等学校	61	阪南大学高等学校

（注1）図3.1.2の範囲の堺市内において、学校、保育所、病院、福祉施設、
　　特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、保育園等の立地状況を調査し、整理した。
（注2）表中のNo.は、図3.1.2の番号に対応している。
（出典）「堺市e-地図帳（堺市市民公開型地理情報システム）」（堺市ホームページ）を基に作成。
　　「施設一覧」（令和8年4月1日現在、松原市ホームページ）を基に作成。

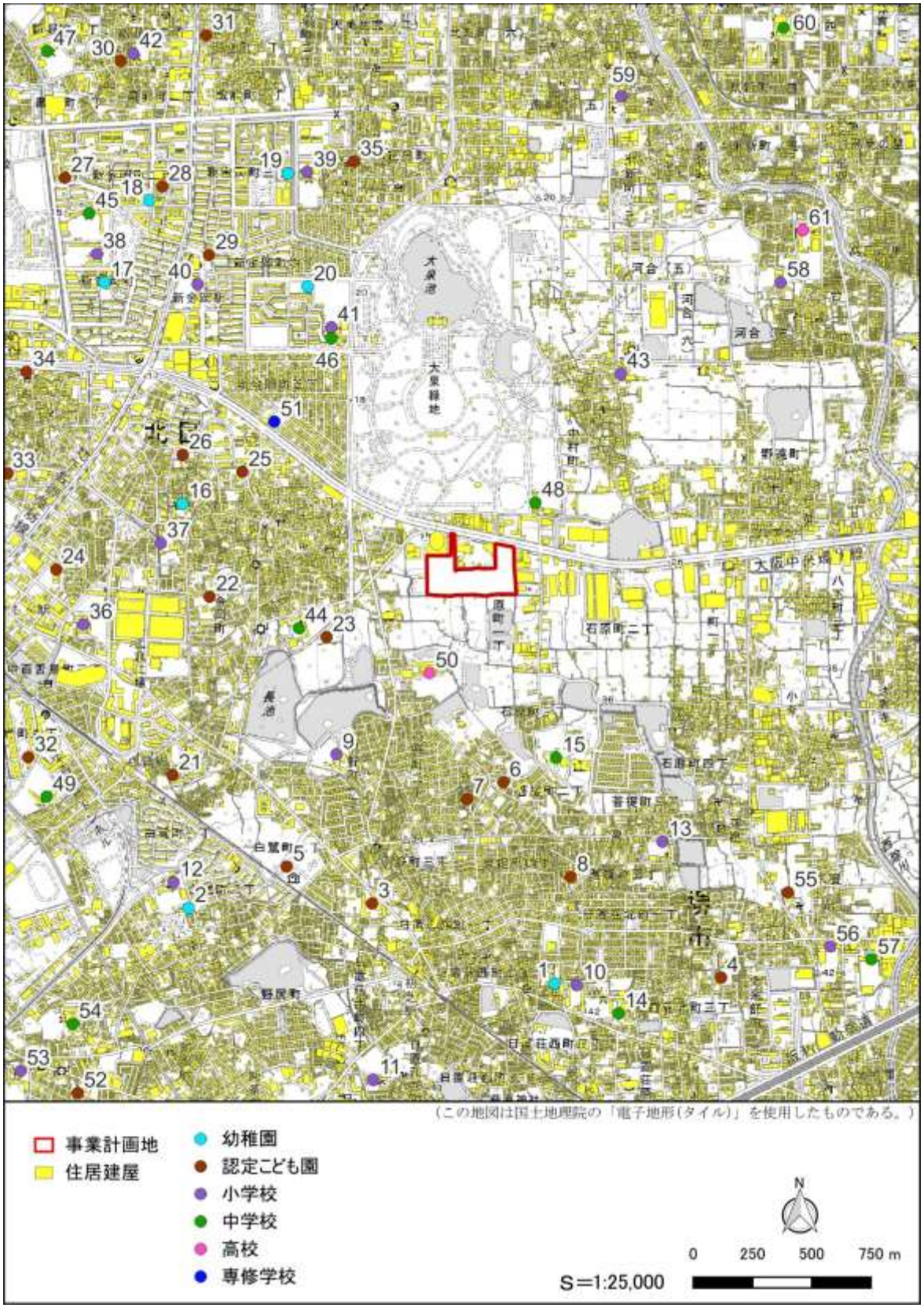


図 3.1.2　事業計画地周辺の保全対象施設（学校等）

表 3.1.9（1）　事業計画地周辺の保全対象施設（病院・一般診療所）（1/2）

	No.	名 称		No.	名 称
東区	1	医療法人　新井内科クリニック	北区	31	医療法人若葉会堺若葉会病院
	2	堺市東保健センター		32	医療法人紀和会　正風病院
	3	医療法人仁風会万崎内科神経科		33	タマダ病院
	4	ヒロタ糖尿病クリニック		34	医療法人以和貴会金岡中央病院
	5	医療法人秀峰会岡原診療所		35	独立行政法人労働者健康安全機構　大阪労災病院
	6	医療法人朋昌会　かやざわ眼科		36	医療法人栄健会 どて内科医院
	7	小野クリニック		37	ダイキン工業株式会社金岡診療所
	8	医療法人孝瑛会西沢整形外科クリニック		38	医療法人安和会　なかもずクリニック
	9	医療法人文珠クリニック　文珠耳鼻咽喉科		39	医療法人　まつお小児科
	10	武田眼科		40	まつかクリニック
	11	医療法人梅山医院		41	医療法人喜多クリニック　なかもず診療所
	12	医療法人春永会 かわた内科クリニック		42	医療法人松山医院
	13	北村医院		43	医療法人佑和会吉岡クリニック
	14	あまさきクリニック		44	ハピネス金岡診療所
	15	医療法人純輝会 松村内科クリニック		45	あきこキッズクリニック
	16	はつしば山本クリニック		46	柳原医院
	17	脇本整形外科クリニック		47	当麻眼科医院
	18	医療法人　永山リウマチ整形外科		48	西川医院
	19	医療法人純生会畠山クリニック		49	森本医院
	20	医療法人尾崎内科		50	西山内科医院
	21	医療法人藤森クリニック		51	薮サコ　医院
	22	医療法人咲山眼科		52	新宮診療所
	23	齋藤医院		53	堺市北保健センター
	24	坂本産婦人科		54	田中耳鼻咽喉科
	25	岡本内科		55	医療法人以和貴会　あいメンタルクリニック
	26	くみのき苑しらさぎ医務室		56	さえきクリニック
	27	医療法人矢吹クリニック		57	医療法人　つつい眼科クリニック
	28	ソルメゾン診療所		58	豊田眼科
	29	宮崎医院		59	医療法人植田クリニック
	30	山尾内科クリニック		60	医療法人紺屋泌尿器科
				61	医療法人　頼整形外科クリニック

表 3.1.9（2）　事業計画地周辺の保全対象施設（病院・一般診療所）（2/2）

	No.	名 称		No.	名 称
北区	62	みずもと皮ふ科	北区	87	瓦谷クリニック
	63	社会医療法人同仁会 みみはらファミリークリニック		88	医療法人　藤田医院
	64	三宅皮膚科・美容皮膚科		89	地域密着型特別養護老人ホーム ブレス南花田医務室
	65	医療法人　西山会　西山医院		90	社会福祉法人堺暁福祉会あけぼの苑診療所
	66	だんホームクリニック	中区	91	医療法人邦徳会　邦和病院
	67	陵東館診療所		92	医療法人健生会　片上医院
	68	医療法人 JMC 会　和クリニック		93	神元クリニック
	69	麻酔科　柴クリニック		94	医療法人健祥会　山本整形外科
	70	医療法人元季会　今野クリニック	松原市	95	阪南中央病院
	71	医療法人健亘会　政田整形外科・リウマチ科		96	西田耳鼻咽喉科
	72	医療法人健亘会　まさ田クリニック		97	にしやまクリニック
	73	加藤内科循環器科クリニック		98	にしの皮フ科・アレルギー科クリニック
	74	医療法人思惟会　泌尿器科かわだクリニック		99	森山眼科
	75	もじ子どもクリニック		100	青木医院
	76	医療法人優光会　おかもと眼科クリニック		101	松原市立保健センター
	77	いなたにクリニック		102	たけもと内科クリニック
	78	てらもと脳神経外科クリニック		103	やの耳鼻咽喉科
	79	しょうのクリニック		104	山本医院
	80	よしこクリニック		105	田中クリニック
	81	医療法人契成会　ひのうえ眼科　なかもず院		106	西澤クリニック
	82	藤原内科クリニック		107	マサキクリニック
	83	医療法人荒巻会　あらまき整形外科クリニック		108	木下整形外科医院
	84	医療法人郷人会　中村耳鼻咽喉科		109	ひろわたり診療所
	85	しんかなクリニック		110	森村医院
	86	医療法人こうじょう会　なめだリハビリテーションクリニック		111	社会福祉法人　松風福祉会　きらきら診療所

（注1）図3.1.3の範囲の堺市内において、学校、保育所、病院、福祉施設、
　　特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、保育園等の立地状況を調査し、整理した。
（注2）表中のNo.は、図3.1.3の番号に対応している。
（出典）「堺市医療・介護機関リスト」（令和8年5月28日現在、堺市ホームページ）を基に作成。
　　「一般社団法人松原市医師会ホームページ」を基に作成。

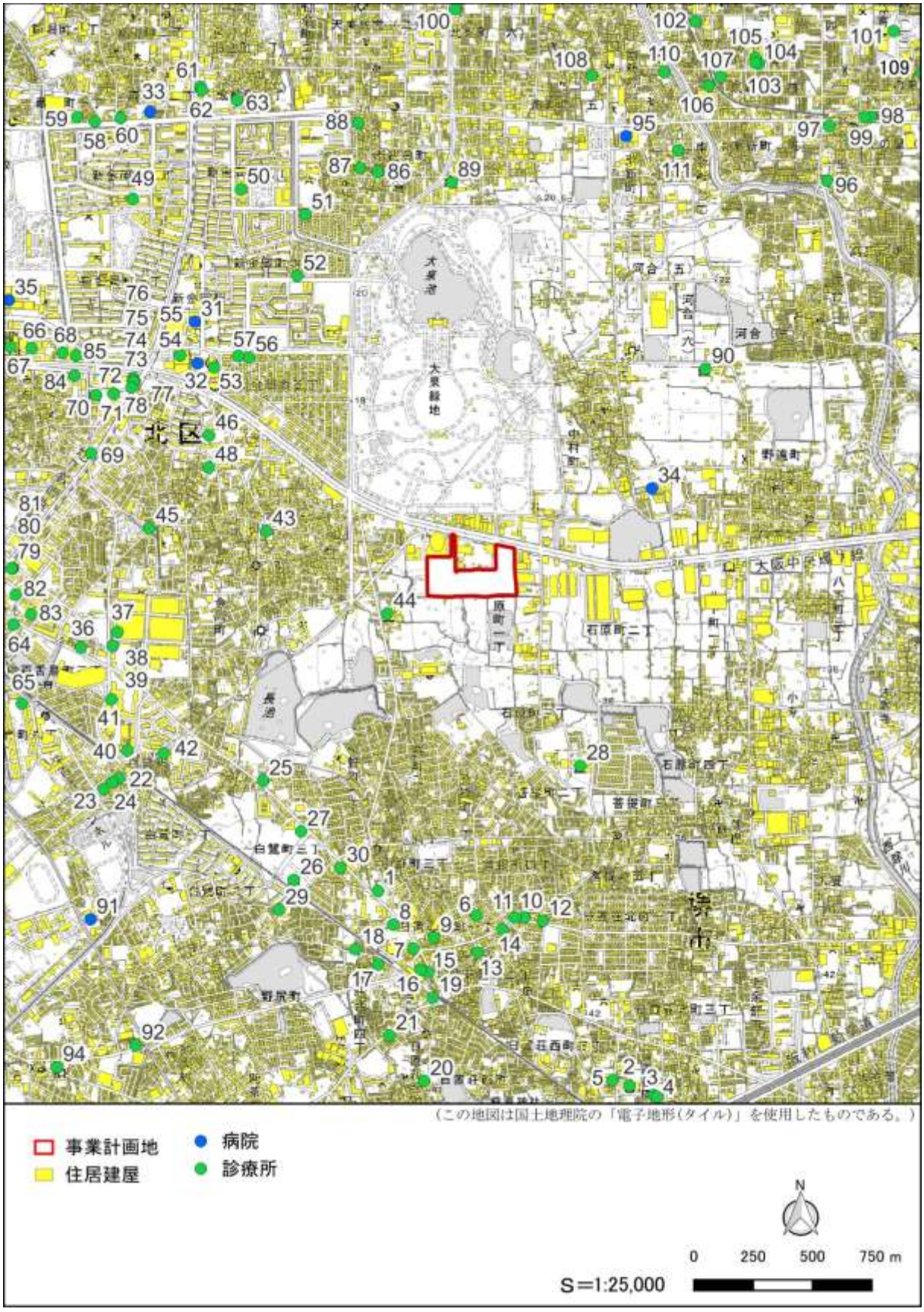


図 3.1.3 事業計画地周辺の保全対象施設（病院・一般診療所）

表 3.1.10　事業計画地周辺の保全対象施設（福祉施設等）

	区分	No.	名　称		区分	No.	名　称
東区	保育園等	1	しらさぎ保育園	北区	保育園等	25	ゆめの樹こども園さかい
		2	認定こども園　堺めぐみ学園			26	新金岡さくらこども園
		3	初芝こども園			27	浅香こども園五箇荘分園
		4	幼保連携型認定こども園　菩提幼稚園			28	なないろこども園分園　くれよん
		5	幼保連携型認定こども園　菩提こども園しらさぎ			29	わんぱく保育園分園
		6	幼保連携型認定こども園　遊こども園			30	ビクトリー保育園　認定こども園分園
		7	堺めぐみ学園分園			31	認定こども園　新宝珠幼稚園
	福祉施設	8	堺市立東老人福祉センター			32	おおきなーれ保育園　新金岡
		9	特別養護老人ホームくみのき苑しらさぎ			33	新金岡こども園
		10	介護老人福祉施設ソルメゾン			34	ちゅうりっぷ
		11	コスモス地域福祉活動センターえると		福祉施設	35	ショートステイブレス南花田
						36	特別養護老人ホームあけぼの苑
北区	保育園等	12	アンパス保育園			37	ハピネス金岡
		13	いづみ保育園			38	特別養護老人ホーム陵東館 ／陵東館長曽根相談支援センター
		14	新金岡センター保育園			39	第二陵東館ショートステイセンター
		15	ひかり保育園第二分園	中区	保育園等	40	幼保連携型認定こども園　東百舌鳥保育園
		16	幼保連携型認定こども園　あかつき保育園				
		17	幼保連携型認定こども園　かなおか保育園	美原区	保育園等	41	おわいこども園
		18	幼保連携型認定こども園　がんば白鷺保育園		福祉施設	42	サニーハウス
		19	幼保連携型認定こども園　五ヶ荘保育園	松原市	保育園等	43	松原カリーノ保育園
		20	新金岡西こども園			44	松原市立第 2 保育所
		21	幼保連携型認定こども園　なかもずこども園			45	清水保育園
		22	なかよしの森認定こども園			46	明の守しんどう学園
		23	なないろこども園		福祉施設	47	地域密着型特別養護老人ホーム　きらきら
		24	幼保連携型認定こども園　わんぱく保育園				

（注1）図3.1.4の範囲の堺市内において、学校、保育所、病院、福祉施設、
　　特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、保育園等の立地状況を調査し、整理した。
（注2）表中のNo.は、図3.1.4の番号に対応している。
（出典）「堺市医療・介護機関リスト」（令和8年5月28日現在、堺市ホームページ）
　　「堺市e-地図帳（堺市市民公開型地理情報システム）」（堺市ホームページ）
　　「介護保険関係事業所について」（松原市ホームページ）を基に作成。

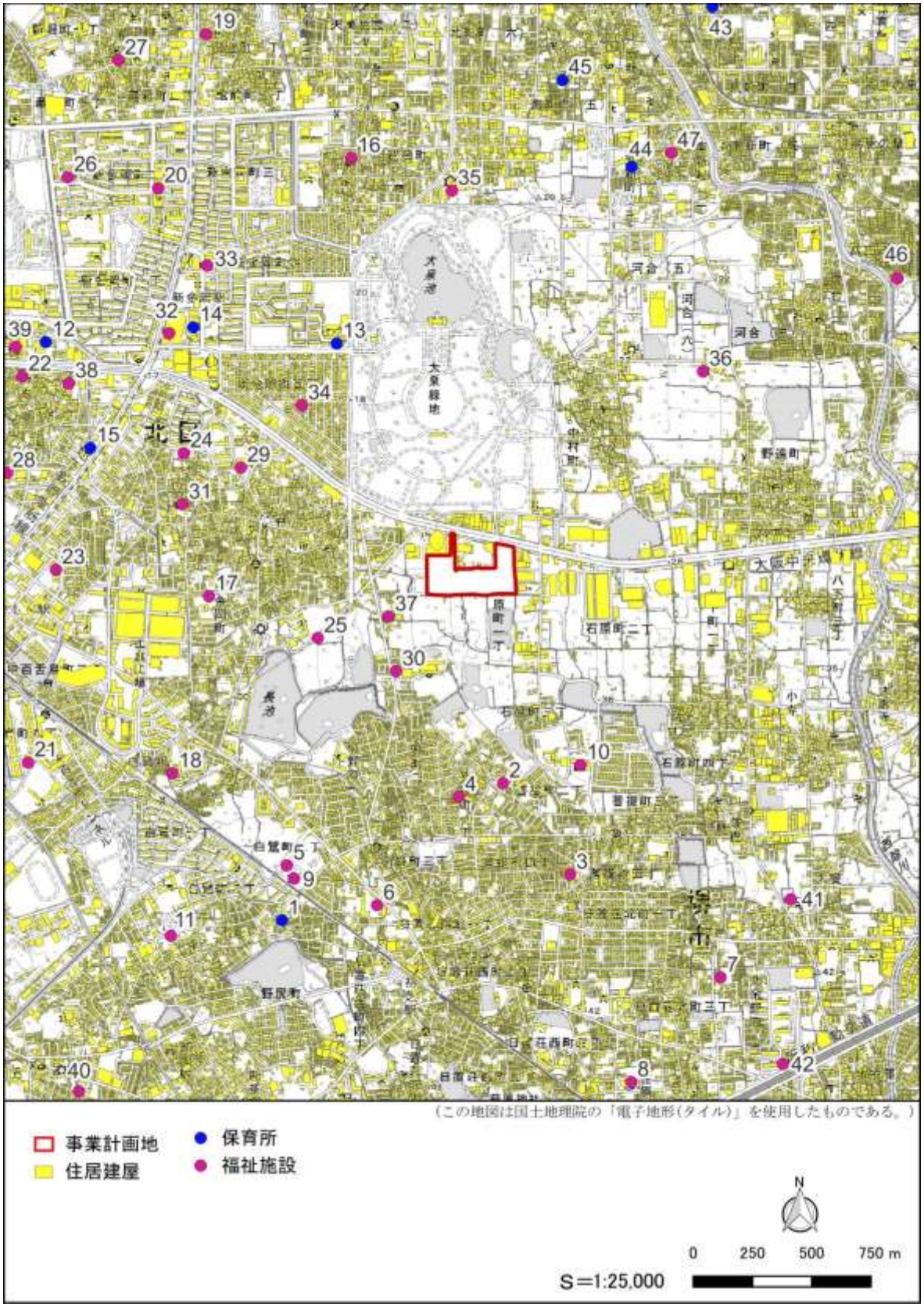


図 3.1.4　事業計画地周辺の保全対象施設（福祉施設等）

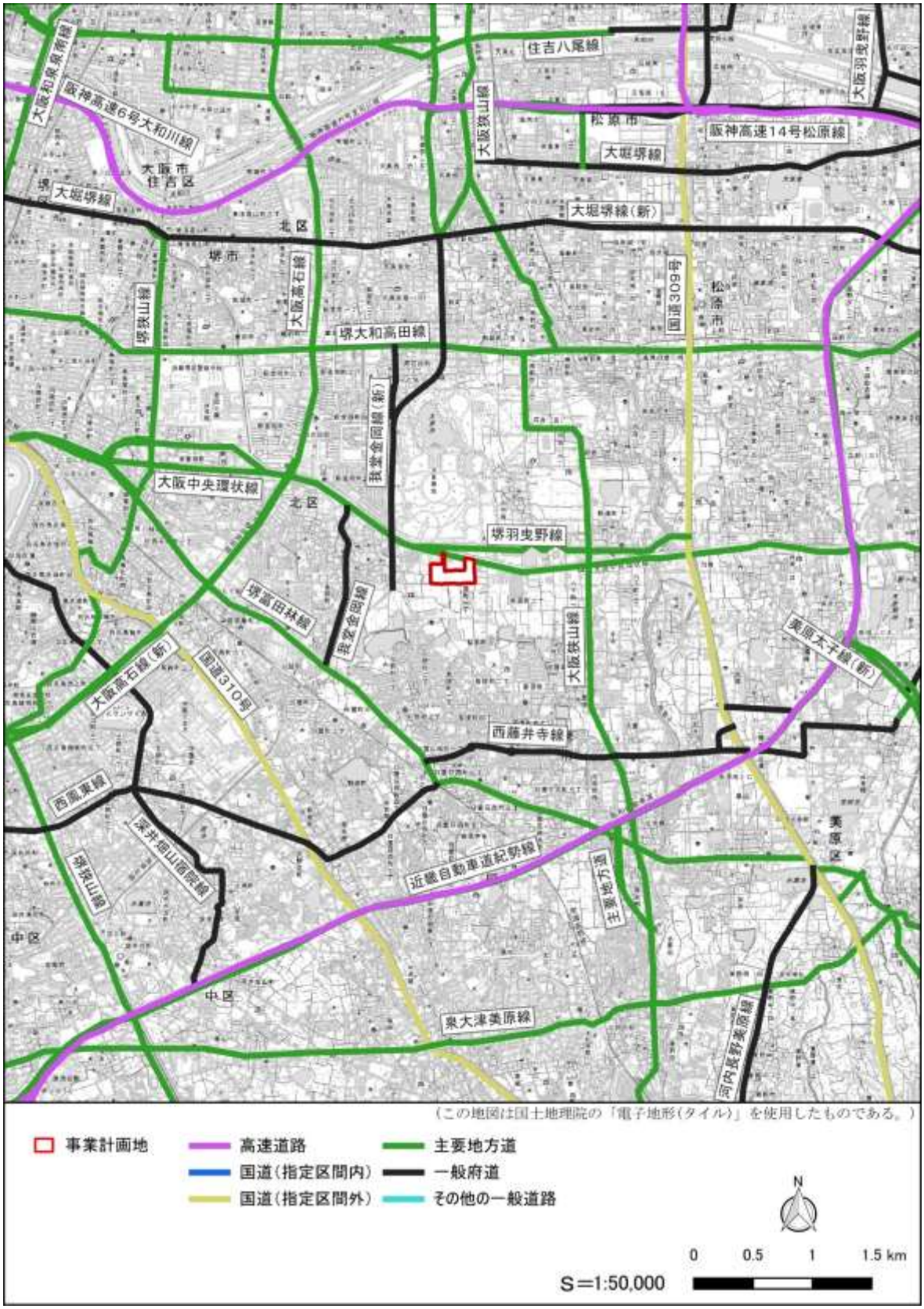
3.1.4 交通

(1) 事業計画地周辺の交通網

事業計画地周辺の主要道路は図 3.1.5 に示すとおりである。

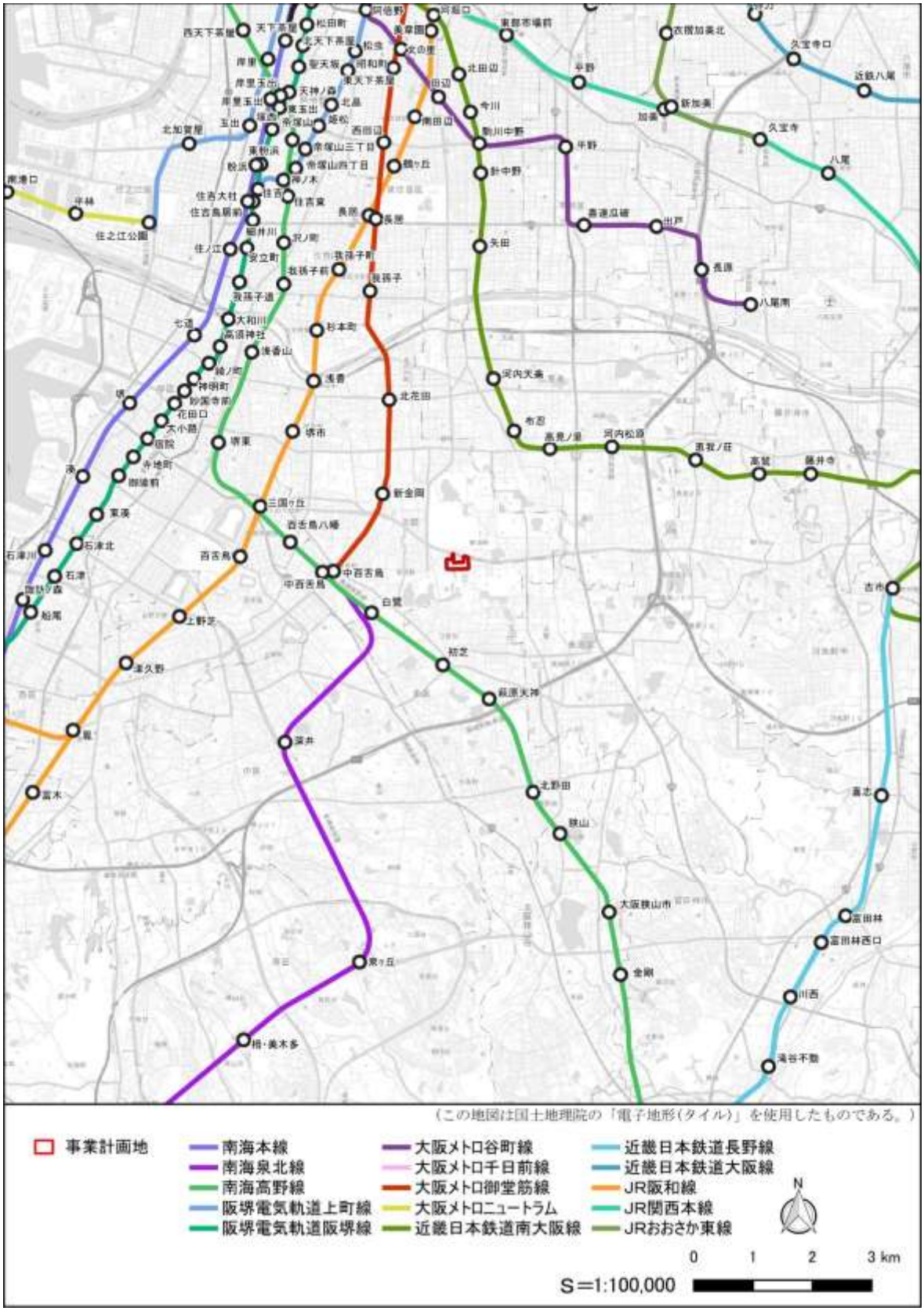
事業計画地の北側には阪神高速 14 号松原線が東西方向に整備されている。また、事業計画地の東側には近畿自動車紀勢線及び国道 309 号が南北方向に整備されている。また、西側から南側にかけては国道 310 号が整備されている。なお、事業計画地の最寄りのインターチェンジは南阪奈道路美原 IC であり、同 IC からは大阪中央環状線等を経由して事業計画地へアクセスすることが可能である。

事業計画地周辺の鉄道の状況は図 3.1.6 に示すとおり、事業計画地の西側に大阪メトロ御堂筋線、JR 阪和線が南北方向に、南側に南海高野線が東西方向に、北側に近畿日本鉄道南大阪線が北東方向に走っている。



（出典）「国土数値情報（道路データ）」（国土交通省）
（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N13-2024.html）を加工して作成。

図 3.1.5 事業計画地周辺の主要道路網



（出典）「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省）
（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N02-2025.html）を加工して作成。

図 3.1.6 事業計画地周辺の鉄道網

(2) 自動車保有台数の推移

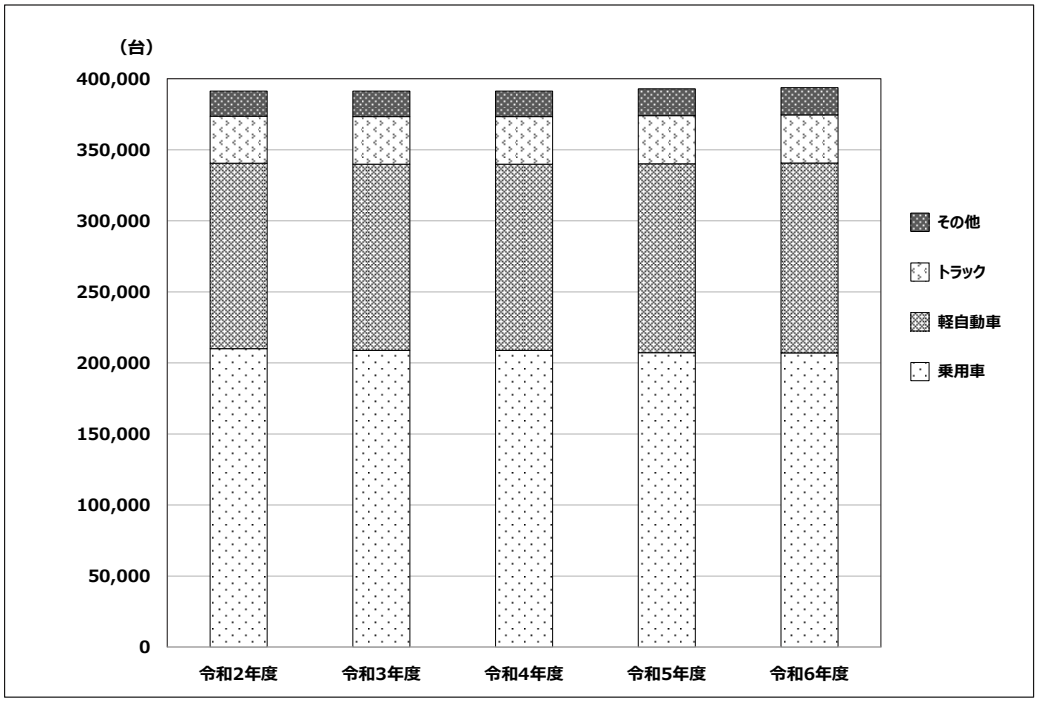
堺市域における過去 5 年間の自動車保有台数の推移を表 3.1.11 及び図 3.1.7 に示す。令和 6 年度末現在の自動車保有台数は、約 39 万台であった。自動車保有台数の経年変化をみると、全体では緩やかな増加傾向にある。車種別にみると、軽自動車の保有台数は増加傾向にある一方、乗用車はやや減少傾向である。

表 3.1.11 自動車保有台数の推移（堺市域）

（各年度末現在）

年度	計	自動車類							小型二輪車
		小計	乗用車	軽自動車	トラック	バス	特殊用途車	大型特殊	
令和 2 年度	391,288	382,601	210,005	130,535	33,101	1,107	6,780	1,073	8,687
令和 3 年度	391,272	382,305	208,780	131,010	33,464	1,082	6,896	1,073	8,967
令和 4 年度	392,740	383,471	207,848	132,576	33,881	1,069	7,021	1,076	9,269
令和 5 年度	392,805	383,247	207,155	132,985	33,816	1,103	7,114	1,074	9,558
令和 6 年度	393,689	383,991	207,119	133,576	33,845	1,147	7,234	1,070	9,698

（出典）「令和 7 年度　大阪府統計年鑑」及び過去 5 年分の同書（大阪府）を基に作成。

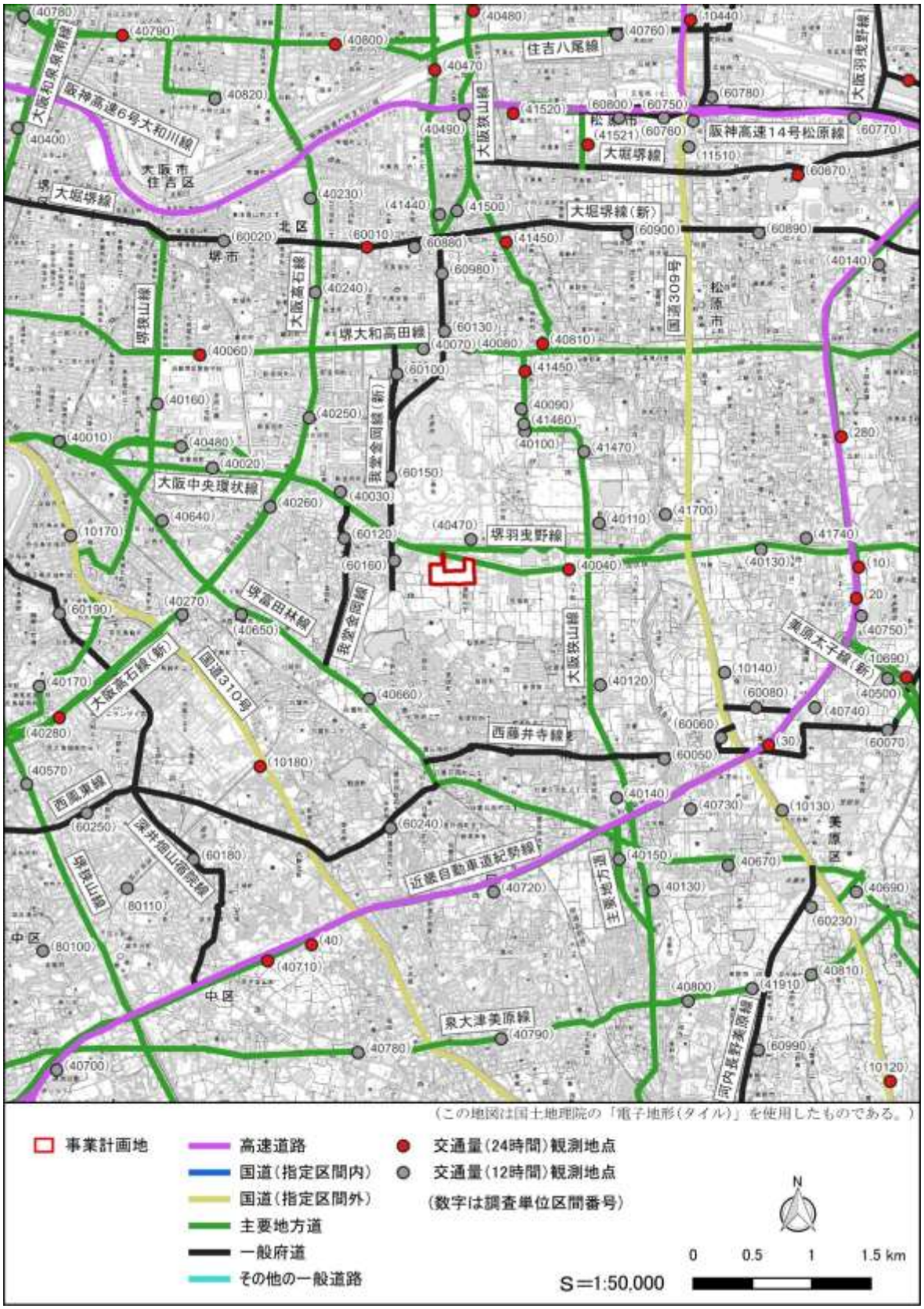


（注）　その他：バス・特殊用途車・大型特殊・小型二輪車の合計
（出典）「令和7年度　大阪府統計年鑑」及び過去5年分の同書（大阪府）を基に作成。

図 3.1.7 自動車保有台数の推移（堺市域）

(3) 事業計画地周辺における自動車交通量

事業計画地周辺の主要道路における交通量調査地点を図 3.1.8 に、交通量を表 3.1.12 に示す。



（出典）「令和 3 年度　大阪府内道路交通情勢調査　自動車類（平日） 交通量図」（大阪府ホームページ）を加工して作成。

図 3.1.8　事業計画地周辺の自動車交通量調査地点

事業計画地周辺の大阪府道 2 号大阪中央環状線は、平日 24 時間交通量が 58,090 台である。

表 3.1.12（1） 事業計画地周辺の主要道路における交通量（令和 3 年度）（1/4）

（単位：台）

路線名	調査単位区間番号	交通量観測地点名	平日昼間 12 時間（7～19 時）自動車類交通量			平日 24 時間自動車類交通量	推定
			小型車	大型車	合計		
西名阪自動車道	00070	藤井寺 IC～柏原 IC	36,610	15,574	52,184	70,377	
〃	00080	松原 JCT～藤井寺 IC	42,733	15,116	57,849	77,971	
阪和自動車道	00280	松原 IC～美原北 IC	63,716	11,526	75,242	96,155	
〃	00010	松原 IC～美原北 IC	63,716	11,526	75,242	96,155	
〃	00020	美原北 IC～美原 JCT	55,046	9,765	64,811	82,803	
〃	00030	美原 JCT～美原南 IC	41,775	9,240	51,015	65,671	
〃	00040	美原南～堺 JCT	42,994	12,684	55,678	71,443	
〃	00050	堺 JCT～堺	30,249	6,839	37,088	47,571	
高速大阪堺線	05010	堺市堺区柳之町東	27,413	2,036	29,449	38,209	
〃	05020	堺市堺区翁橋町 1 丁目	13,900	982	14,882	19,678	
国道 26 号	10220	大阪市西成区鶴見橋 1 丁目	22,795	2,282	25,077	36,612	*
〃	10010	堺市堺区戎島町 4	20,196	3,997	24,193	34,289	
国道 26 号（堺泉北道路）	10090	太平寺～菱木	23,021	9,806	32,827	42,956	
〃	10093	平井～太平寺	18,024	8,419	26,443	34,844	
〃	10096	堺 JCT～平井	11,168	7,029	18,197	23,504	
国道 165 号（南阪奈道路）	10690	美原 IC～美原東 IC	21,385	4,394	25,779	31,928	
〃	10100	美原 IC～美原東 IC	21,385	4,394	25,779	31,928	
〃	10110	美原 IC～美原東 IC	21,385	4,394	25,779	31,928	
〃	10710	美原東 IC～羽曳野 IC	19,405	3,466	22,871	28,373	
国道 170 号	10910	富田林市旭ヶ丘町	26,983	3,488	30,471	40,526	
国道 309 号	11500	富田林市藤沢台	24,021	2,417	26,438	35,956	
〃	10120	堺市美原区木材通 1 丁目	22,430	4,069	26,499	36,163	
〃	10130	堺市美原区黒山	24,963	5,447	30,410	41,662	
〃	10140	堺市美原区今井	24,382	4,432	28,814	39,475	
〃	11510	松原市三宅中 5 丁目	24,394	3,905	28,299	40,184	*
〃	10440	大阪市平野区瓜破 6 丁目	17,242	3,115	20,357	27,685	*
国道 310 号	10150	堺市堺区中安井町 3 丁	38,800	6,984	45,784	62,266	
〃	10160	堺市堺区北丸保園 3	43,813	8,491	52,304	70,934	
〃	10170	堺市北区百舌鳥梅北町 2 丁	11,240	791	12,031	15,881	
〃	10180	堺市中区新家町	10,390	762	11,152	15,177	
〃	10190	堺市東区草尾	8,469	600	9,069	11,699	
国道 479 号	10650	大阪市東住吉区湯里 4 丁目	18,526	2,793	21,319	28,781	*
〃	10660	大阪市住吉区長居東 1	15,506	2,524	18,030	25,695	
〃	10670	―	13,408	3,848	17,256	22,950	*
大阪中央環状線	40010	堺市堺区向陵西町 4 丁	34,085	6,935	41,020	55,787	
〃	40020	堺市北区長曽根町	31,902	6,513	38,415	52,244	
〃	40030	堺市北区新金岡町 5 丁	36,477	7,729	44,206	60,120	
〃	40040	堺市北区八下北 2	34,153	7,116	41,269	58,090	
〃	40130	松原市岡	26,573	6,622	33,195	45,145	
〃	40140	松原市松ヶ丘 4 丁目	27,831	8,034	35,865	52,363	*
大阪中央環状線（旧）	40330	八尾市太田 4 丁目	5,396	723	6,119	8,567	
堺大和高田線	40050	堺市堺区車之町西 1 丁	8,063	1,604	9,667	12,470	
〃	40060	堺市北区北長尾町 6 丁	8,045	1,229	9,274	12,641	
〃	40070	堺市北区南花田町	7,412	1,030	8,442	10,806	
〃	40080	―	9,055	1,674	10,729	13,948	*

表 3.1.12（2）　事業計画地周辺の主要道路における交通量（令和 3 年度）（2/4）

（単位：台）

路線名	調査単位区間番号	交通量観測地点名	平日昼間 12 時間（7～19 時）自動車類交通量			平日 24 時間自動車類交通量	推定
			小型車	大型車	合計		
〃	40810	松原市南新町 5 丁目	7,418	821	8,239	10,798	
〃	40820	藤井寺市恵美坂 1 丁目	7,950	811	8,761	11,214	
大阪狭山線	40460	大阪市東住吉区矢田 1 丁目	18,445	1,388	19,833	26,576	*
〃	40470	―	16,656	1,312	17,968	23,897	*
〃	41440	松原市天美西	17,327	1,744	19,071	25,364	
〃	41450	松原市北新町 1 丁目	5,757	334	6,091	7,540	
〃	40090	―	5,566	349	5,915	7,512	*
〃	41460	―	5,081	120	5,201	6,865	*
〃	40100	―	5,566	349	5,915	7,512	*
〃	41470	―	5,081	120	5,201	6,865	*
〃	40110	―	5,566	349	5,915	7,512	*
〃	40120	堺市美原区菩提	7,497	640	8,137	10,415	
〃	40130	堺市美原区南余部	6,704	353	7,057	9,033	
〃	41480	―	7,617	680	8,297	10,620	*
〃	40480	大阪市東住吉区矢田 5 丁目	2,855	70	2,925	3,644	
〃	40490	―	3,349	121	3,470	4,338	*
〃	41520	松原市天美東	12,447	1,662	14,109	18,056	
〃	41521	松原市天美東	5,412	497	5,909	7,292	
大阪狭山線（旧）	41500	―	4,105	411	4,516	5,690	*
大阪狭山線（新）	40150	堺市美原区南余部	2,428	60	2,488	3,110	
大阪高石線	40520	大阪市住吉区苅田 10 丁目	18,747	1,197	19,944	30,315	*
〃	40160	堺市北区東三国ケ丘町 5 丁	7,591	486	8,077	10,339	
〃	40170	堺市北区百舌鳥西之町 2 丁	1,731	72	1,803	2,182	
〃	40180	堺市中区深井北町	5,360	337	5,697	7,235	
〃	40190	堺市西区堀上緑町 2 丁	5,696	356	6,052	7,626	
大阪高石線（新）	40230	堺市北区北花田町 3 丁	22,510	1,554	24,064	32,486	
〃	40240	堺市北区北花田町 2 丁	24,839	1,683	26,522	36,070	
〃	40250	堺市北区新金岡町 1 丁	22,483	1,375	23,858	32,447	
〃	40260	堺市北区長曽根町	21,822	1,295	23,117	31,439	
〃	40270	堺市北区中百舌鳥町 5 丁	28,910	1,870	30,780	42,169	
〃	40280	堺市北区百舌鳥西之町 2 丁	25,135	1,850	26,985	37,297	
〃	40290	堺市西区神野町 2 丁	14,906	906	15,812	21,030	
〃	40300	堺市西区津久野町 1 丁	13,643	1,501	15,144	20,142	
大阪和泉泉南線	40400	堺市堺区北清水町 2 丁	18,589	1,222	19,811	26,745	
〃	40410	堺市堺区南向陽町 2 丁	15,738	983	16,721	22,239	
〃	40420	堺市堺区三国ヶ丘御幸通	15,111	1,411	16,522	21,974	
〃	40430	堺市堺区大仙西町 6 丁	21,580	1,667	23,247	30,438	
〃	40440	堺市堺区石津町 3 丁	10,753	894	11,647	15,258	
大阪和泉泉南線（新）	41700	和泉市和気町 1 丁目	10,446	667	11,113	14,558	*
堺羽曳野線（旧）	40470	―	―	―	―	―	
〃	40480	堺市北区長曽根町	5,318	330	5,648	7,116	
堺羽曳野線	41740	―	1,535	217	1,752	2,137	*
〃	41750	羽曳野市野	14,407	2,249	16,656	22,152	
〃	41751	羽曳野市向野 3 丁目	13,602	1,548	15,150	20,150	
美原太子線	41770	富田林市喜志	1,129	31	1,160	1,380	
美原太子線（新）	40500	―	9,831	2,232	12,063	15,803	*
〃	40510	堺市美原区小平尾	8,654	2,128	10,782	13,801	
〃	41790	羽曳野市尺度	8,360	1,767	10,127	13,266	
〃	41800	富田林市粟ヶ池町	6,584	1,241	7,825	10,091	
〃	40520	堺市美原区小平尾	7,410	1,138	8,548	10,941	

表 3.1.12（3）　事業計画地周辺の主要道路における交通量（令和 3 年度）（3/4）

（単位：台）

路線名	調査単位区間番号	交通量観測地点名	平日昼間 12 時間（7～19 時）自動車類交通量			平日 24 時間自動車類交通量	推定
			小型車	大型車	合計		
堺狭山線	40560	堺市北区百舌鳥陵南町 1 丁	24,889	3,025	27,914	38,242	
〃	40570	堺市中区深井北町	38,314	3,734	42,048	57,185	
〃	40580	堺市中区田園	48,604	4,349	52,953	72,219	
堺富田林線	40640	堺市北区中百舌鳥町 1 丁	7,729	513	8,242	10,550	
〃	40650	堺市北区金岡町	10,240	525	10,765	13,887	
〃	40660	堺市東区野尻町	9,242	540	9,782	12,619	
〃	40670	堺市美原区黒山	5,222	664	5,886	7,416	
〃	40680	—	8,679	1,172	9,851	12,905	*
〃	41850	富田林市新堂	11,028	905	11,933	15,632	
〃	40690	—	2,045	707	2,752	3,440	*
泉大津美原線（新）	40700	—	12,741	2,337	15,078	19,903	*
〃	40710	堺市中区深井畑山町	23,337	4,181	27,518	38,351	
〃	40720	堺市東区日置荘西町 6 丁	22,449	4,241	26,690	36,298	
〃	40730	堺市美原区北余部	18,677	3,233	21,910	29,579	
〃	40740	堺市美原区真福寺	19,384	5,121	24,505	33,327	
〃	40750	堺市美原区丹上	14,574	4,066	18,640	25,164	
〃	40830	堺市西区菱木 2 丁	13,999	1,963	15,962	21,229	
〃	40840	堺市中区平井	13,235	2,140	15,375	20,295	
泉大津美原線	40760	堺市西区草部	6,520	372	6,892	8,753	
〃	40770	堺市中区八田西町 2 丁	6,110	880	6,990	8,877	
〃	40780	堺市中区福田	5,604	482	6,086	7,729	
〃	40790	堺市東区大美野	3,685	357	4,042	5,053	
〃	40800	堺市東区北野田	6,105	340	6,445	8,185	
〃	41910	—	6,356	244	6,600	8,382	*
堺かつらぎ線	40900	堺市堺区旭ヶ丘中町 4 丁	4,738	207	4,945	6,280	
〃	40910	—	5,826	392	6,218	7,897	*
〃	40920	堺市中区毛穴町	21,437	2,811	24,248	29,941	
〃	40930	堺市西区太平寺	21,491	3,139	24,630	33,497	
住吉八尾線	40770	大阪市住吉区遠里小野 1 丁目	6,233	647	6,880	8,737	*
〃	40800	大阪市住吉区苅田 8 丁目	3,396	154	3,550	4,693	
〃	60800	松原市天美東	15,301	3,474	18,775	24,595	
〃	60750	—	10,796	2,354	13,150	17,227	*
〃	60760	—	8,545	2,110	10,655	13,852	*
〃	60770	松原市三宅中	11,287	2,223	13,510	17,833	
〃	60780	—	—	—	—	—	
〃	60190	大阪市平野区瓜破 6 丁目	6,956	426	7,382	8,981	
〃	60200	大阪市平野区瓜破東 2 丁目	20,702	3,259	23,961	32,347	*
大阪羽曳野線	60270	大阪市平野区長吉長原 2 丁目	5,411	555	5,966	7,457	*
〃	60841	松原市若林町 1 丁目	10,659	2,292	12,951	17,929	
〃	60850	藤井寺市藤井寺 2 丁目	4,717	343	5,060	6,376	
〃	60280	—	5,683	753	6,436	8,174	*
〃	60860	—	11,159	2,601	13,760	18,163	*
大堀堺線	60870	松原市三宅東 4 丁目	3,347	143	3,490	4,267	
〃	60880	—	6,064	463	6,527	8,289	*
〃	60010	堺市北区北花田町 2 丁目	7,784	594	8,378	10,789	
〃	60020	堺市北区東浅香山町 4 丁	9,602	812	10,414	13,330	
〃	60030	堺市堺区錦之町西 3 丁	7,928	1,244	9,172	11,832	
大堀堺線（新）	60890	松原市阿保	9,366	1,199	10,565	13,629	
〃	60900	松原市田井城	7,831	623	8,454	10,821	

表 3.1.12（4）　事業計画地周辺の主要道路における交通量（令和 3 年度）（4/4）

（単位：台）

路線名	調査単位区間番号	交通量観測地点名	平日昼間 12 時間（7～19 時）自動車類交通量			平日 24 時間自動車類交通量	推定
			小型車	大型車	合計		
郡戸大堀線	60930	羽曳野市南恵我之荘 1 丁目	3,410	216	3,626	4,533	
西藤井寺線	60050	堺市美原区太井	5,517	729	6,246	7,932	
〃	60060	―	4,733	652	5,385	6,785	*
〃	60070	堺市美原区多治井	2,523	158	2,681	3,351	
〃	60950	―	2,884	258	3,142	3,928	*
〃	60080	堺市美原区黒山	1,147	251	1,398	1,678	
〃	60960	羽曳野市学園前	1,277	131	1,408	1,690	
島泉伊賀線	60970	羽曳野市高鷲 7 丁目	4,027	187	4,214	5,520	
我堂金岡線（新）	60980	―	14,980	1,757	16,737	22,260	*
〃	60130	堺市北区南花田町	14,680	1,833	16,513	21,137	*
〃	60150	堺市北区新金岡町 5 丁	13,718	1,263	14,981	19,775	
〃	60160	堺市北区金岡町	8,227	413	8,640	11,059	
我堂金岡線	60100	―	4,296	504	4,800	6,384	*
〃	60120	堺市北区金岡町	4,579	291	4,870	6,088	
深井畑山宿院線	60180	堺市中区土塔町	4,073	284	4,357	5,490	
〃	60190	堺市北区百舌鳥赤畑町 5 丁	3,885	201	4,086	5,108	
〃	60200	堺市堺区大仙西町 5 丁	7,714	480	8,194	10,488	
〃	60210	堺市堺区大仙西町 1 丁	7,570	1,066	8,636	11,227	
〃	60220	堺市堺区少林寺町東 1 丁	8,653	516	9,169	11,828	
河内長野美原線	60990	―	6,346	620	6,966	8,847	*
〃	60230	堺市美原区平尾	7,844	1,037	8,881	11,368	
西鳳東線	60240	堺市東区日置荘西町 7 丁	5,060	311	5,371	6,767	
〃	60250	堺市中区深井中町	5,040	154	5,194	6,544	
富田林狭山線	61040	富田林市五軒家	5,799	299	6,098	7,744	
砂道翁橋線	80040	堺市堺区北花田口町 1 丁	13,274	895	14,169	18,703	
八田西八田北線	80090	堺市中区八田北町	8,725	545	9,270	11,866	
八田北深井沢線	80100	堺市中区深井清水町	13,560	904	14,464	19,092	
新家深井線	80110	堺市中区土塔町	10,809	687	11,496	15,060	
市道神野 32 号線	80180	堺市西区神野町	7,251	413	7,664	9,810	
市道神石市之町津久野 1 号線	80200	堺市西区宮下町	6,528	269	6,797	8,632	

（注1）　*を付した交通量は12時間、24時間ともに推定値。

（注2）　路線名は、道路交通センサスで使用されている路線名とした。

（出典）「令和3年度　大阪府内道路交通情勢調査　自動車類（平日）　交通量図」（大阪府ホームページ）
「令和3年度　全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）　箇所別基本表」（大阪府ホームページ）
箇所別基本表及び時間帯別交通量表に関する説明資料（国土交通省道路局ホームページ）を基に作成。

3.1.5 水利用

(1) 上水道

堺市における上水道の給水状況を表 3.1.13 に示す。令和 6 年度の給水人口は 810,356 人、給水戸数は 409,438 戸、普及率は 99.99%、年間給水量は 90,961,690m^3 である。

過去 5 年間の推移をみると、給水戸数は増加傾向にある一方、給水人口は減少傾向にある。

表 3.1.13 堺市における上水道の給水状況

（各年度末現在）

年度	総人口（人）	給水区域内人口（人）	給水人口（人）	普及率（%）	給水戸数（戸）	年間給水量（m^3）
令和 2 年度	829,924	831,346	831,276	99.99	403,097	94,907,834
令和 3 年度	823,634	825,054	824,971	99.99	405,280	93,202,551
令和 4 年度	819,346	820,760	820,699	99.99	406,729	91,319,135
令和 5 年度	814,597	816,007	815,949	99.99	407,798	91,239,909
令和 6 年度	810,356	811,762	811,700	99.99	409,438	90,961,690

（注） 給水区域内人口には和泉市の一部を含む。
（出典）「堺市統計書（令和7年度版）」（令和8年7月、堺市）を基に作成。

(2) 下水道

堺市における下水道の普及状況を表 3.1.14 に示す。

令和 6 年度末現在の下水道処理区域普及率は 98.5%、水洗化率は 96.6%である。

表 3.1.14 堺市における下水道の普及状況

（各年度末現在）

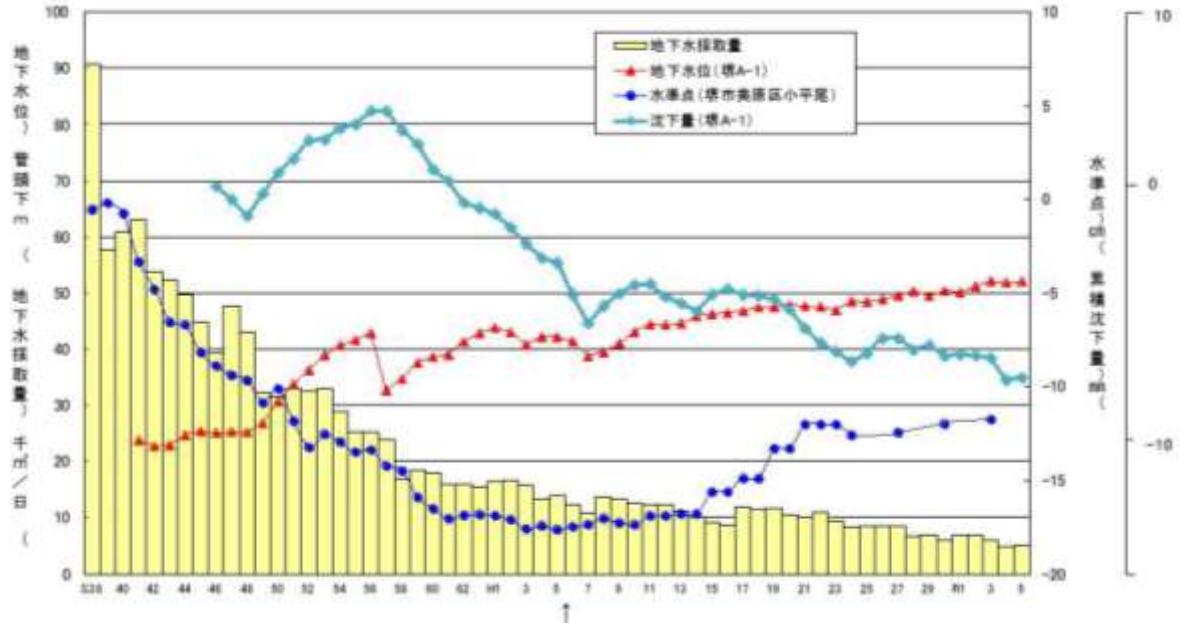
年度	行政区域内人口（人）	整備区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	水洗化人口（人）	整備区域普及率（%）	処理区域普及率（%）	水洗化率（%）
	①	②	③	④	②／①	③／①	④／③
令和 2 年度	829,924	-	817,253	782,156	-	98.5	95.7
令和 3 年度	823,634	-	811,186	777,599	-	98.5	95.9
令和 4 年度	819,346	-	807,008	775,507	-	98.5	96.1
令和 5 年度	814,597	-	802,535	773,709	-	98.5	96.4
令和 6 年度	810,356	-	798,410	771,551	-	98.5	96.6

（出典）「上下水道事業年報 令和 4 年度（2022 年度）」（堺市上下水道局経営企画室）
「上下水道事業年報 令和 6 年度（2024 年度）」（堺市上下水道局経営企画室）を基に作成。

(3) 地下水利用及び地盤沈下の状況

大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）により地下水採取量報告を義務付けており、地下水の採取を規制しているが、堺市は規制の対象区域外である。

図 3.1.9 は、戦後から近年までの地下水採取状況と地下水位・累積沈下量の関係を示したものであり、堺市の地下水位及び地盤沈下量は回復している。



（出典）「大阪府域における地下水利用及び地盤沈下等の状況について 令和 5 年」（大阪府ホームページ）

図 3.1.9 堺市における地下水採取量と地下水位・累積沈下量の相関

3.1.6 廃棄物等

堺市におけるごみ排出量及び収集世帯数・人口を表 3.1.15 に、清掃工場搬入量の推移を表 3.1.16 に示す。令和 6 年度のごみ排出量は 209,275 t 、1 日人口 1 人当たりの排出量は 705 g である。また、令和 6 年度の清掃工場搬入量は 210,171 t で、そのうち家庭系ごみは 142,515 t （約 67.8%）、事業系ごみは 66,566 t （約 31.7%）である。

表 3.1.15 堺市におけるごみ排出量及び収集世帯数・人口

年度	排出量（t）	世帯数		人口	
		収集世帯数	1 日 1 世帯当たり排出量（g）	収集人口	1 日人口 1 人当たり排出量（g）
令和 2 年度	244,908	396,065	1,694	832,354	806
令和 3 年度	242,863	397,604	1,673	827,791	804
令和 4 年度	235,517	399,862	1,614	822,752	784
令和 5 年度	225,025	401,895	1,530	818,220	751
令和 6 年度	209,275	404,026	1,419	813,053	705

（注 1）世帯数及び人口は、各年度 9 月末の住民基本台帳（外国人住民を含む）によるものである。
（注 2）資源回収量を含まない。
（出典）「堺市統計書（令和 7 年度版）」（令和 8 年 7 月、堺市）を基に作成。

表 3.1.16 堺市における清掃工場搬入量の推移

（単位：t）

年度	総量	家庭系					事業系			環境系
		生活ごみ	継続ごみ	粗大ごみ	直接搬入	選別後残渣	継続ごみ	許可業者搬入ごみ	直接搬入	環境美化ごみ
令和 2 年度	246,727	151,206	1,265	3,893	8,711	2,002	9,504	58,061	10,974	1,112
令和 3 年度	244,739	149,973	1,281	3,842	7,926	2,060	9,546	58,147	10,914	1,050
令和 4 年度	237,162	145,173	1,262	3,349	7,315	1,820	9,546	57,115	10,476	1,106
令和 5 年度	226,532	138,666	1,207	3,403	7,177	1,670	9,435	54,819	8,931	1,224
令和 6 年度	210,171	130,637	1,082	3,291	6,452	1,057	7,272	50,973	8,321	1,086

（注）　端数処理により、総量等が合わない場合がある。
（出典）「堺市統計書（令和 7 年度版）」（令和 8 年 7 月、堺市）を基に作成。

堺市における令和元年度の産業廃棄物排出量及び処分状況を、表 3.1.17 に示す。令和元年度の産業廃棄物排出量は、汚泥が最も多く、次いでがれき類が多い。また、総排出量に占める再生利用量の割合は約 37.6%、減量化量の割合約 59.1%、最終処分量の割合は約 3.3%である。

表 3.1.17 堺市における産業廃棄物排出量及び処分状況

（単位：千ｔ）

種類	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
燃えがら	1.1	0.4	0.2	0.6
汚泥	1616.3	378.7	1216.5	21
廃油	38.4	12.4	25.9	0.1
廃酸	23.7	7.4	16.2	0.1
廃アルカリ	32.2	4.5	27.7	－
廃プラスチック類	34.3	16.1	8.6	9.6
紙くず	1	0.9	－	－
木くず	38.9	33.6	4.2	1.4
繊維くず	1.7	1.5	0.2	－
動植物性残渣	7.5	2.8	4.6	0.1
ゴムくず	－	－	－	－
金属くず	42.2	39.8	－	1.4
ガラス等	21.8	14.2	－	7.6
鉱さい	51.4	43	－	8.5
がれき類	262.9	252	－	10.9
ばいじん	13.1	11.9	－	1.2
廃アスベスト等	0.1	－	－	0.1
感染性産業廃棄物	2.9	0.1	2.5	0.2
その他（混合物）	23	11.7	0.5	10.8
その他産業廃棄物	2.1	1.4	0.7	－
合計	2214.6	832.3	1308.1	73.6
割合	100.0%	37.6%	59.1%	3.3%

（注 1）端数処理により、総量、割合等が合わない場合がある。
（注 2）2019 年度現在
（出典）「堺の環境（2024 年度版）」（令和 6 年 12 月、堺市）を基に作成。

3.1.7 関係法令の指定・規制等

(1) 環境基本法に基づく環境基準及び類型指定状況

1) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 3.1.18 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、基準は適用しない。

表 3.1.18 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	環境基準達成状況の判断	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	–	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が10ppmを超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。	1 日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10 mg/m^{3}以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m^{3}を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^{3}以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。	–	
光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間の 1 時間値で評価し、これが 0.06ppm 以下であること。	–
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m^{3}以下であること。	–	
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1 年平均値が 0.2 mg/m^{3}以下であること。	–	
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1 年平均値が 0.2 mg/m^{3}以下であること。	–	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m^{3}以下であること。	–	

備考）1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
3 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。
4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
6 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され、又は早期達成に努めるものとする。

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）
昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号（二酸化窒素）
平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）
平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号（微小粒子状物質）
平成 30 年 11 月 19 日 環境省告示第 100 号（トリクロロエチレンの一部改正）

2) 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域とそれ以外の地域とで類型及び区分に応じた基準値を設定している。道路に面する地域以外の地域の基準を表 3.1.19 に示す。

また、道路に面する地域の基準を表 3.1.20 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表 3.1.21 に示す。

堺市では、騒音に関わる環境基準を適用すべき地域類型の指定を行っており、事業計画地周辺の騒音に係る類型指定状況を図 3.1.10 に示す。

事業計画地周辺は、北側と東側は工業地域、西側は準工業地域、南側は市街化調整区域であるため、騒音に係る環境基準の地域類型については、北・東・西側は C 地域、南側は B 地域として指定されている。

表 3.1.19 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値（デシベル）	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
A A	50 以下	40 以下
A及びB	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

（注） A A 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
A 専ら住居の用に供される地域とする。
B 主として住居の用に供される地域とする。
C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 3.1.20 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（デシベル）	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

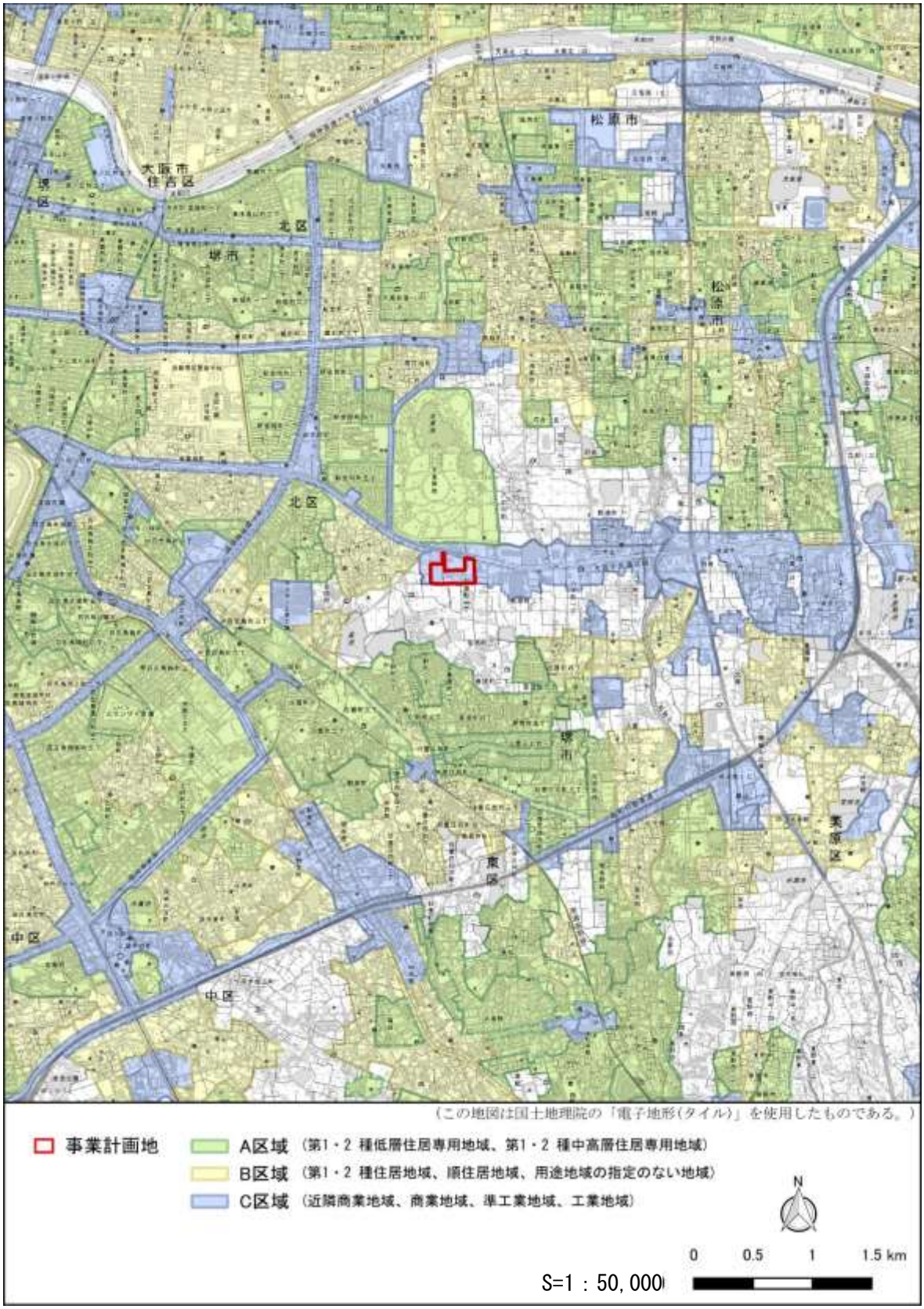
備考） 1 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

表 3.1.21 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値（デシベル）	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 以下	65 以下

備考） 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 メートル
・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル
2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

平成10年9月30日 環境庁告示第64号
平成24年3月30日 環境省告示第54号



（出典）「国土数値情報（用途地域データ）」（国土交通省）
（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29-2019.html）を加工して作成。

図 3.1.10 騒音に係る環境基準の類型指定状況

3) 河川等の水質

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する基準を表 3.1.22 に、生活環境の保全に関する基準を表 3.1.23、表 3.1.24 に示す。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、利水目的に応じて知事が指定する水域類型ごとに適用される。

表 3.1.22 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ＰＣＢ	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考） 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は日本産業規格 K0102（以下、「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
平成11年2月22日 環境庁告示第14号（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素）
平成21年11月30日 環境省告示第78号（1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン）
平成23年10月27日 環境省告示第94号（カドミウム）
平成26年11月17日 環境省告示第126号（トリクロロエチレン）
令和7年3月31日 環境省告示第35号

表 3.1.23（1） 生活環境の保全に関する環境基準（河川）（1/2）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
E	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	－

備考） 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

（注）1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級 :コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 :特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全 :国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
平成20年4月1日 環境省告示第40号
令和7年3月31日 環境省告示第35号

表 3.1.23（2） 生活環境の保全に関する環境基準（河川）（2/2）

類型 / 項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以 下	0.001 mg/L 以 下	0.03 mg/L 以 下
生 物 特 A	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以 下	0.0006 mg/L 以 下	0.02 mg/L 以 下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以 下	0.002 mg/L 以 下	0.05 mg/L 以 下
生 物 特 B	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以 下	0.002 mg/L 以 下	0.04 mg/L 以 下
備考）基準値は年間平均値とする。				

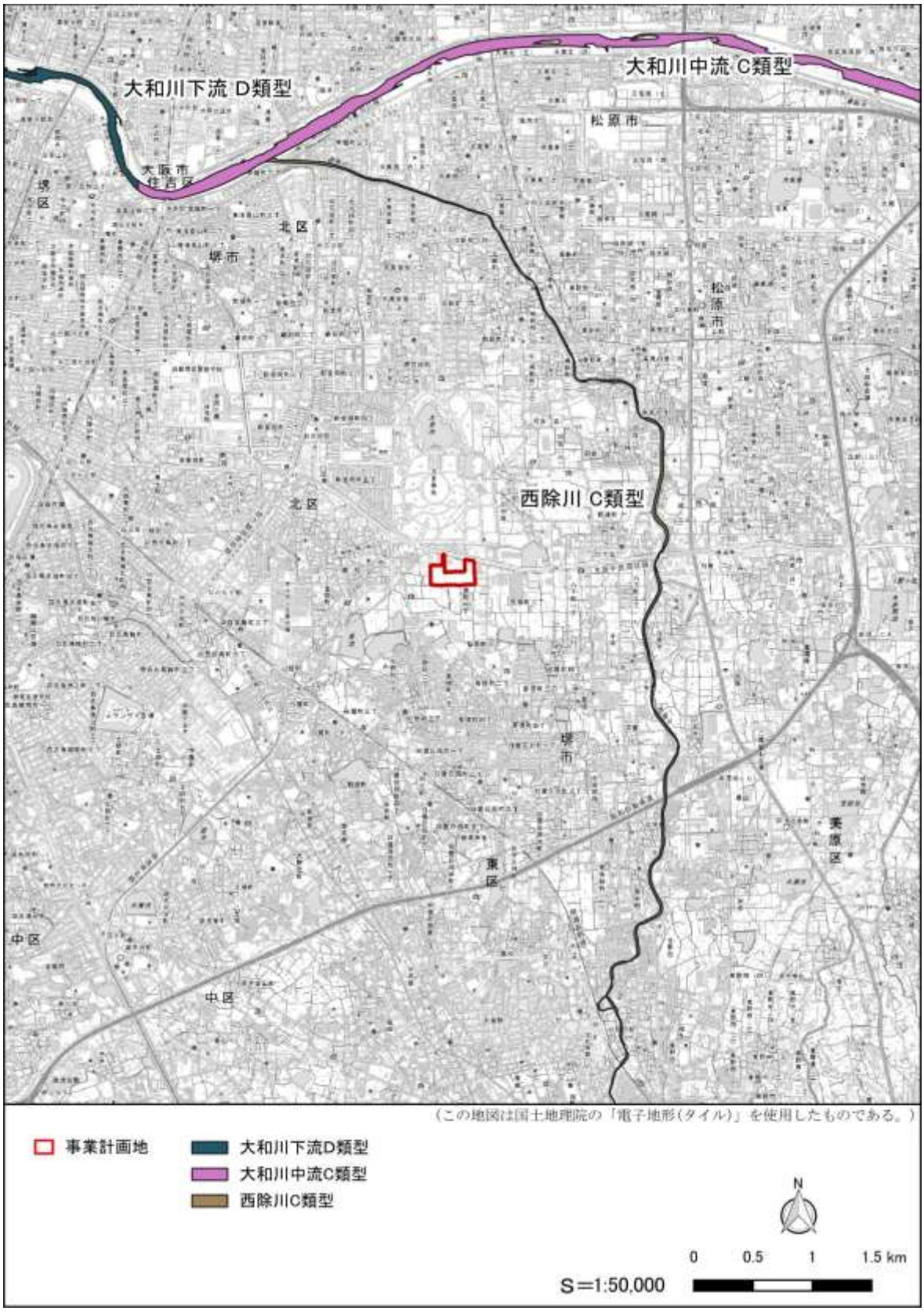
平成15年11月5日 環境省告示第123号
平成21年11月30日 環境省告示第78号
平成24年8月22日 環境省告示第127号
平成25年3月27日 環境省告示第30号
令和7年3月31日 環境省告示第35号

表 3.1.24 河川の環境基準類型指定状況

水系	河川水域名	範 囲	該当類型及び達成期間	
			ＢＯＤ等５項目	水生生物項目
大 和 川 水 系	大 和 川 中 流	（桜井市初瀬取入口から浅香山まで）	Ｃ・ハ	生物Ｂ・イ
	大 和 川 下 流	（浅香山より下流）	Ｄ・イ	
	西除川（２）	（狭山池流出端より下流）	Ｃ・イ	生物Ｂ・ハ

（注 1）上記の類型指定は令和 5 年 1 月 20 日現在。
（注 2）達成期間は以下のとおり。
イ ： 直ちに達成
ロ ： 5 年以内に可及的速やかに達成
ハ ： 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

（出典）「河川水域の類型指定の状況」（大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課ホームページ）を基に作成。



（出典）「河川水域の類型指定の状況」（大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課ホームページ）を加工して作成。

図 3.1.11　河川の環境基準類型指定状況

4) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を表 3.1.25 に示す。

なお、次の土壌については、環境基準は適用されない。

① 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所
② 原材料の堆積場
③ 廃棄物の埋立地その他の土壌環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌

表 3.1.25 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg/L以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg/L以下であること。

備考）
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び１mgを超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

平成3年8月23日 環境庁告示第46号
平成22年6月16日 環境省告示第37号（カドミウム）
平成26年3月20日 環境省告示第44号（1,1-ジクロロエチレン）
平成28年3月29日 環境省告示第30号（クロロエチレン、1,4-ジオキサンの追加）
令和2年4月2日 環境省告示第44号（カドミウム、トリクロロエチレン）
令和7年3月31日 環境省告示第37号

5) 地下水の水質

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.1.26 に示す。

地下水の環境基準は、全ての地下水に適用される。

表 3.1.26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
ＰＣＢ	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考）1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は日本産業規格 K0102（以下、「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4 1，2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
平成9年3月13日 環境庁告示第10号（地下水）
平成11年 2月22日 環境庁告示第14号（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素）
平成21年11月30日 環境省告示第79号（塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン）
平成23年10月27日 環境省告示第94号（カドミウム）
平成26年11月17日 環境省告示第127号（トリクロロエチレン）
令和7年3月31日 環境省告示第41号

6) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況

ア 大気汚染

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3.1.27 に示す。

表 3.1.27 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	0.6pg－TEQ/m^3 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所
備考） 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気の基準値は、年間平均値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号
平成14年7月22日 環境省告示第46号
平成21年3月31日 環境省告示第11号
令和4年11月25日 環境省告示第89号

イ 水質の汚濁

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準を表 3.1.28、表 3.1.29 に示す。

表 3.1.28 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水
備考） 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 水質の基準値は、年間平均値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号
平成14年7月22日 環境省告示第46号
平成21年3月31日 環境省告示第11号
令和4年11月25日 環境省告示第89号

表 3.1.29 水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質
備考） 1基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号
平成14年7月22日 環境省告示第46号
平成21年3月31日 環境省告示第11号
令和4年11月25日 環境省告示第89号

ウ 土壌汚染

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 3.1.30 に示す。

表 3.1.30 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌
備考） 1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類が 250pg－TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

平成11年12月27日 環境庁告示第68号
平成14年7月22日 環境省告示第46号
平成21年3月31日 環境省告示第11号
令和4年11月25日 環境省告示第89号

(2) 公害の防止に関する法令に基づく地域区域の指定状況及び規制基準

1) 大気汚染防止法等に基づく規制基準等

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）では、工場や事業場からのばい煙や粉じんの規制、揮発性有機化合物（VOC）排出抑制、有害大気汚染物質対策、自動車排出ガスに係る許容限度が定められている。

自動車排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）により、自動車排出ガスによる大気汚染の状況が厳しい地域では、より排出ガスの少ない自動車の使用を義務づける車種規制が実施され、堺市は窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）により、同法の車種規制に適合しないトラック等を対象に、同法の対象地域への流入車規制が実施されている。

2) 騒音規制法及び振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等で発生する騒音の規制基準を表 3.1.31 に、振動の規制基準を表 3.1.32 に示す。また、特定建設作業によって発生する騒音及び振動の規制基準を表 3.1.33 に示す。

表 3.1.31 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分＼時間の区分		朝 午前 6 時から 午前 8 時まで	昼間 午前 8 時から 午後 6 時まで	夕 午後 6 時から 午後 9 時まで	夜間 午後9時から翌日の 午前 6 時まで
第1種区域 第1・2種低層住居専用地域		45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	40ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
第2種区域 第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域		50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	50ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	45ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
第3種区域 近隣商地域、商業地域、準工業地域		60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
第4種区域 工業地域、工業専用地域の一部	既設の学校、保育所等の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
	その他の区域	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	70ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下

平成8年3月28日　堺市告示第16号

表 3.1.32 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分＼時間の区分		昼間 午前 6 時から 午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から 翌日午前6時まで
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
第2種区域（Ⅰ）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
第2種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下
	その他の区域	70ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下

（注）　第2種区域（Ⅱ）：工業地域等

平成8年3月28日　堺市告示第20号

表 3.1.33 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

区域の区分	規制基準	作業可能時刻	最大作業時間	最大作業期間	作業日
1号区域	騒音：85 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ 振動：75 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	午前 7 時～19 時	1日あたり10時間	連続6日間	日曜その他の休日を除く日
2号区域		午前 6 時～22 時	1日あたり14時間		

備考）
1号区域：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲 80 メートルの区域内で空港敷地を除く地域
2号区域：工業地域及び条例の追加規制地域のうち 1 号区域以外の地域

特定建設作業（騒音）

1.くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2.びょう打機を使用する作業
3.削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）
4.空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く）
5.コンクリートプラント（混練機の混練重量が 0.45m^3 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6.バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る）を使用する作業
7.トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る）を使用する作業
8.ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る）を使用する作業
9.6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業
10.コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）
11.鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

特定建設作業（振動）

1.くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2.鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3.舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）
4.ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る）
5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る）を使用する作業

平成 8 年 3 月 28 日 堺市告示第 15 号
平成 8 年 3 月 28 日 堺市告示第 17 号
騒音規制法第 15 条
振動規制法第 15 条

自動車騒音及び道路交通振動に係る要請限度は、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、表 3.1.34、表 3.1.35、表 3.1.36 のとおり設定されている。

表 3.1.34　自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前６時から午後１０時まで	午後１０時から翌日の午前６時まで
Ａ地域	２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル	55 デシベル
Ｂ地域	２車線以上の車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	60 デシベル
Ｃ地域	車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	60 デシベル

備考）　１Ａ地域　：第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域
Ｂ地域　：第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域並びに市街化調整区域
Ｃ地域　：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
２車線とは、１縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

平成12年3月2日　総理府令第15号
令和2年3月30日　堺市告示第9号

表 3.1.35　自動車騒音に係る要請限度（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼　　間 午前6時から午後10時まで	夜　　間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 デシベル	65 デシベル

備考）　１　幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては ４ 車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
２　２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 メートル
３　２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル

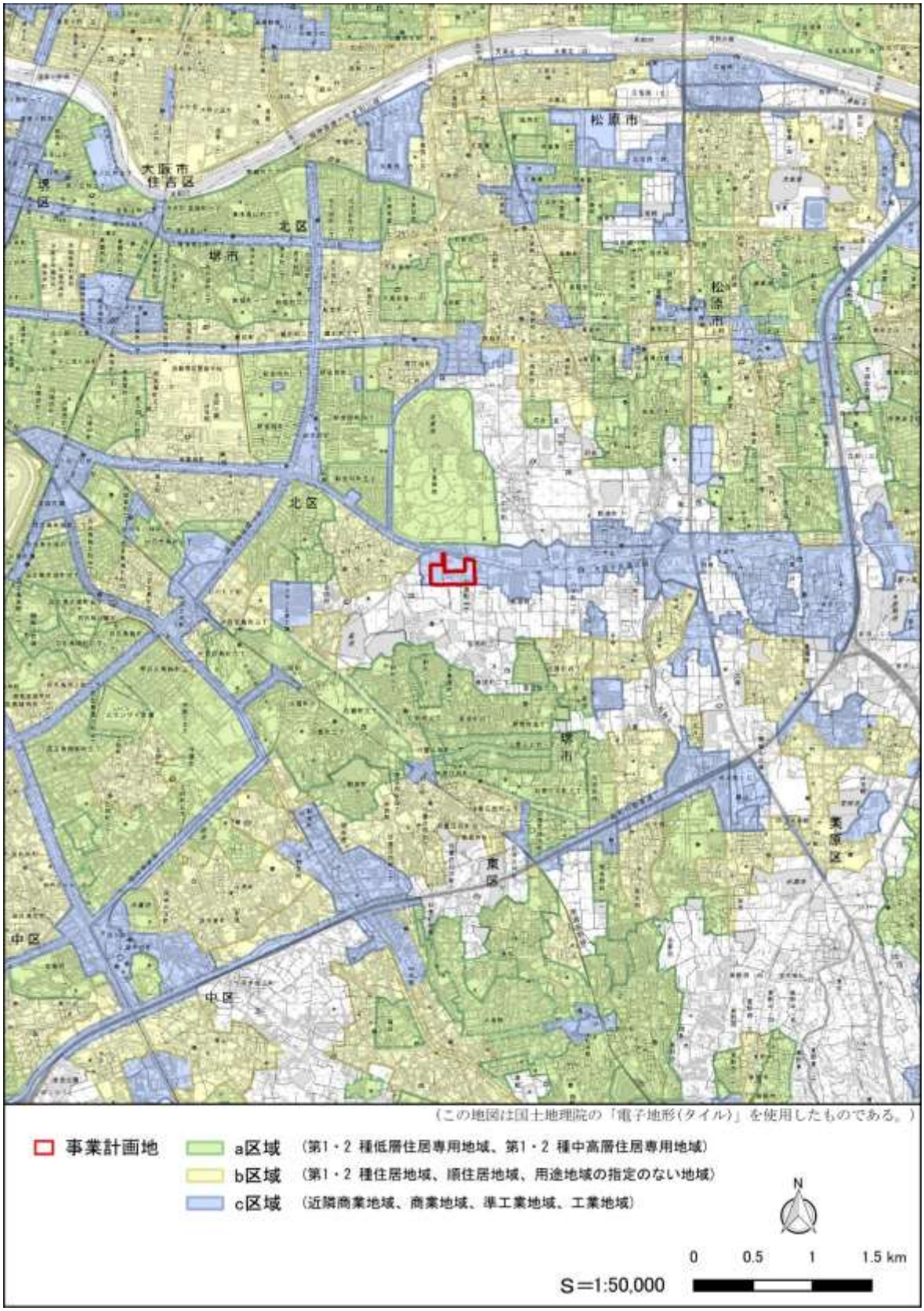
平成12年3月2日　総理府令第15号
平成8年3月28日　堺市告示第20号

表 3.1.36　道路交通振動に係る要請限度

時間の区分／区域の区分	昼間	夜間
	午前６時から午後９時まで	午後９時から翌日の午前６時まで
第１種区域	60 デシベル	55 デシベル
第２種区域	65 デシベル	60 デシベル

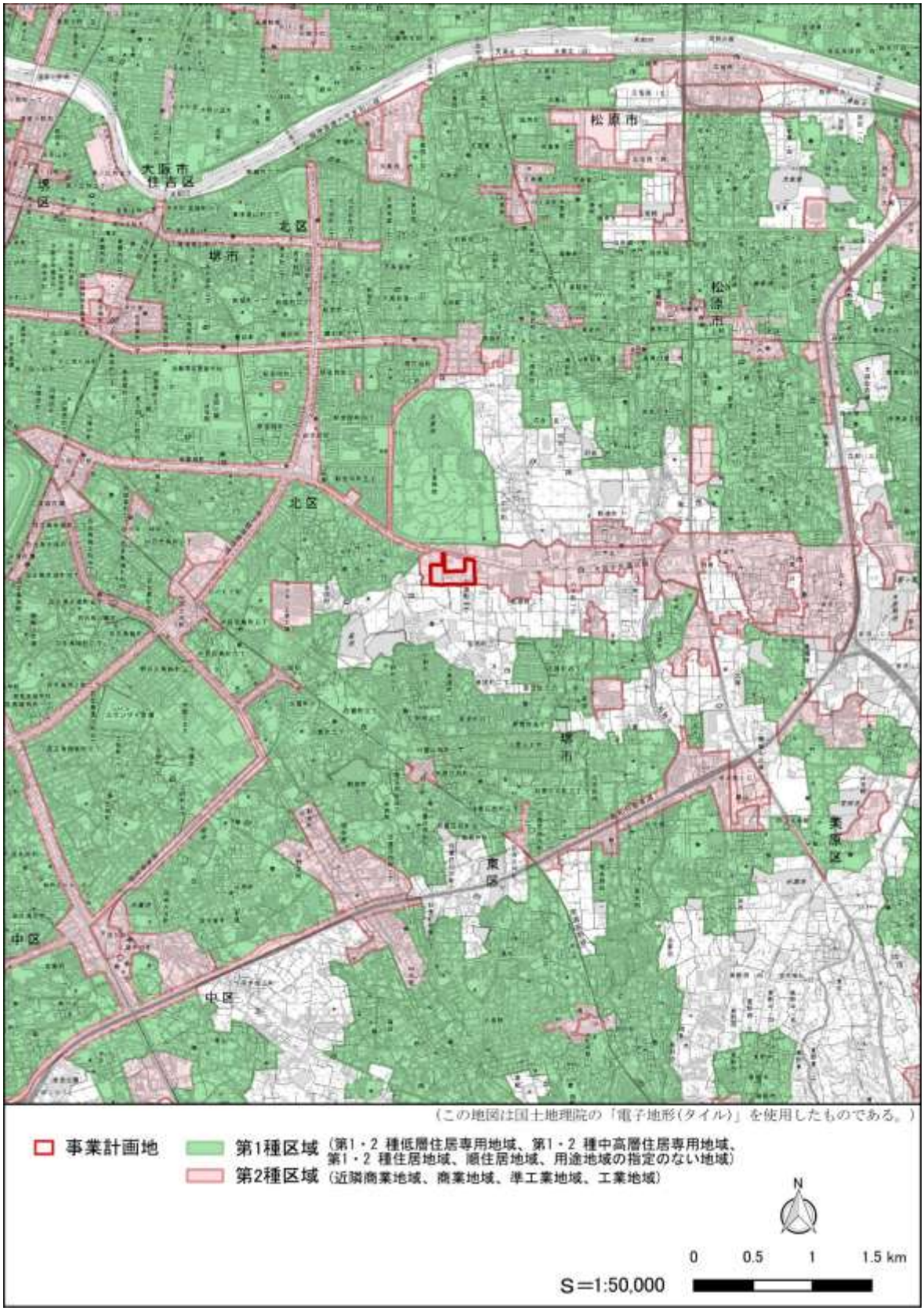
備考）　第1種区域：　第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
第2種区域：　近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

昭和51年11月10日　総理府令第58号
平成8年3月28日　堺市告示第20号



（出典）「国土数値情報（用途地域データ）」（国土交通省）
（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29-2019.html）を加工して作成。

図 3.1.12 自動車騒音に係る要請限度



（出典）「国土数値情報（用途地域データ）」（国土交通省）
（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29-2019.html）を加工して作成。

図 3.1.13 道路交通振動に係る要請限度

3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）では、公共用水域に排水を排出する施設を設置している工場等に対して規制を行っており、排出水中の有害物質や生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）等各種有害物質と生活環境項目について排水基準を設定している。

工場等から公共用水域に排出される排水は、「水質汚濁防止法」により排水基準が設けられており、さらに「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）により上乗せ基準が設けられている。これらの法律等による排水基準は、表 3.1.37 及び表 3.1.38 に示すとおりである。

また、ダイオキシン類に係る排水基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）により、10pg-TEQ/L と定められている。

表 3.1.37 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物		1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る）		1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物		1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
六価クロム化合物		1 リットルにつき六価クロム 0.2 ミリグラム
砒素及びその化合物		1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン		1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素		1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン		1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン		1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン		1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン		1 リットルにつき 3 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン		1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン		1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム		1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン		1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
チオベンカルブ		1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン		1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物		1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外	1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム
	海域	1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム 1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム※
ふっ素及びその化合物	海域以外	1 リットルにつきふっ素 8 ミリグラム
	海域	1 リットルにつきふっ素 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
1,4-ジオキサン		1 リットルにつき 0.5 ミリグラム
備考） 1「検出されないこと」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。		

※「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49 年大阪府条例第8 号）上乗せ基準
令和5年9月29日 環境省令第14号
令和6年1月25日 環境省令第4号
令和6年11月11日 環境省令第29号
令和7年7月1日 環境省令第17号

表 3.1.38 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項目		許容限度	日間平均
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外	5.8 以上 8.6 以下	
	海域	5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		160	120
化学的酸素要求量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		160	120
浮遊物質量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		200	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 1 リットルにつきミリグラム）		5	–
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位 1 リットルにつきミリグラム）		30	–
フェノール類含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		5	–
銅含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		3	–
亜鉛含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		2	–
溶解性鉄含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		10	–
溶解性マンガン含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		10	–
クロム含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		2	–
大腸菌数　（単位 1 立方センチメートルにつき個）		–	8,000
窒素含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		120	60
燐含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		16	8

備考）
1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 mgを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

昭和46年 6月21日　総理府令第35号
平成19年 6月 1日　環境省令第14号

4) 悪臭防止法に基づく規制

堺市においては、市の全域について平成 20 年 1 月より臭気指数による悪臭規制を行っている。工場等の敷地境界及び気体排出口における規制基準を表 3.1.39 に示す。

表 3.1.39 悪臭防止法に基づく工場の悪臭規制基準

規制箇所	規制基準
工場等の敷地境界	臭気指数 10
工場等の気体排出口	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出して得られる臭気排出強度又は臭気指数
（注 1） 臭気指数とは臭いのある空気を無臭の空気で臭気の感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。 Z＝10log Y　　Y：臭気濃度　　Z：臭気指数 （注 2） 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。	

平成19年11月20日 堺市告示第245号
悪臭防止法施行規則第1条、第6条の2

5) 建築基準法に基づく日影規制

堺市においては、建築基準法に基づく日影規制を表 3.1.40 のとおり行っている。

表 3.1.40 建築基準法に基づく日影規制

用途地域		制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ（m）	規制される範囲（敷地境界線からの水平距離）	
				5m～10m	10m 超
第 1 種低層住居専用地域	建ぺい率 40% 容積率 80%	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5	3 時間	2 時間
	建ぺい率 50% 容積率 100%	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5	4 時間	2.5 時間
第 2 種低層住居専用地域		軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5	4 時間	2.5 時間
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		高さが 10m を超える建築物	4	4 時間	2.5 時間
第 1 種、第 2 種住居地域 準住居地域		高さが 10m を超える建築物	4	5 時間	3 時間
用途地域の指定のない区域		高さが 10m を超える建築物	4	4 時間	2.5 時間

（注） この表において日影時間とは、冬至日の真太陽時の午前 8 時から午後 4 時までに日影となる時間
（出典）堺市「日影による中高層の建築物の高さの制限」を基に作成。

(3) 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

1) 自然公園法に基づき指定された国立公園、国定公園

事業計画地及びその周辺には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された国立公園及び国定公園はない。

2) 大阪府立自然公園条例に基づき指定された自然公園の区域

事業計画地及びその周辺には、「大阪府立自然公園条例」（平成 13 年大阪府条例第 6 号）に基づき指定された自然公園はない。

3) 自然環境保全法に基づき指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域

事業計画地及びその周辺には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定地域はない。

4) 大阪府自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域

事業計画地及びその周辺には、「大阪府自然環境保全条例」（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）に基づく自然環境保全地域、緑地環境保全地域はない。

5) 都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区の区域

事業計画地及びその周辺には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区は存在しない。

6) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき指定された近郊緑地保全区域

事業計画地及びその周辺には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年法律第 103 号）に基づく近郊緑地保全区域は存在しない。

7) 森林法に基づき指定された保安林の区域

事業計画地及びその周辺には、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林の指定箇所はない。

8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区の区域

事業計画地及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づく生息地等保護区はない。

9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき設定された鳥獣保護区の区域

事業計画地及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区は設定されていないが、表 3.1.41 に示す地区（堺市は全域）に特定猟具使用禁止区域が設定されている。

表 3.1.41　事業計画地及びその周辺における特定猟具使用禁止区域（銃）

所在地	名称	指定年度	面積（ha）	存続期間
堺市他全 10 市町	大阪湾	29	24,902	平成29年11月1日～令和9年10月31日
堺市全域（阪神高速湾岸線より海側を除く）	堺市	30	13,300	平成30年11月15日～令和10年11月14日

（出典）「大阪府における鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域（銃）位置図」（令和 7 年度　大阪府）を基に作成。

10）その他関係法令等に基づく区域等の指定状況

ア　世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された文化遺産の区域

事業計画地及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の世界遺産一覧表に登録された区域はない。なお、堺市内には、世界遺産一覧表に記載された百舌鳥・古市古墳群がある。

イ　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業計画地及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）により指定された湿地の区域はない。

ウ　大阪府民の森条例に基づき選定された地域

事業計画地及びその周辺には、「大阪府民の森条例」（昭和 53 年大阪府条例第 5 号）に選定された区域はない。

エ　堺市緑の保全と創出に関する条例に基づき選定された保全樹木・樹林

事業計画地及びその周辺には、「堺市緑の保全と創出に関する条例」（平成 22 年堺市条例第 27 号）に基づく保全樹木及び保全樹林は存在しない。

11）都市計画法に基づき指定された風致地区の区域

事業計画地及びその周辺には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく風致地区が存在しない。

12）景観条例に基づき指定された景観地区の区域

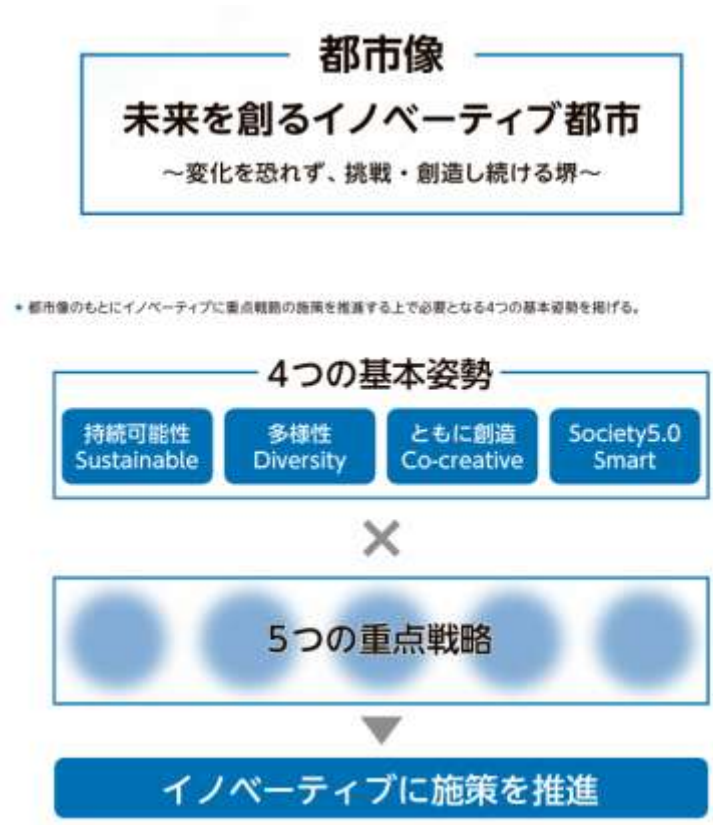
事業計画地及びその周辺には、「堺市景観条例」（平成 23 年堺市条例第 15 号）に基づく景観地区が存在しない。

3.1.8 環境保全に関する計画等

(1) 堺市基本計画 2030（令和 8 年 3 月改定）

「堺市基本計画 2030」では、めざす都市像として「未来を創るイノベーティブ都市」を掲げ、堺市が持続的に成長し、市民の安全安心と生活の質を高められるよう、今後 5 年間に重点的に取り組むべき方向性を示している。

本計画の計画期間は 2026 年度～2030 年度とし、図 3.1.14、表 3.1.42、表 3.1.43 に示す 4 つの基本姿勢と 5 つの重点戦略により、イノベーティブに施策を推進することとしている。



（出典）「堺市基本計画 2030 概要版」（令和 8 年 3 月、堺市）

図 3.1.14 「都市像」に基づく重点戦略と基本姿勢

表 3.1.42 堺市基本計画 2030 における 4 つの基本姿勢

基本姿勢	具体的内容
①持続可能性 ～ Sustainable ～	SDGs の理念を踏まえ、人口減少、高齢化の進行などに伴う都市経営の課題に対応し、産業、子育て、教育、環境、生活、コミュニティなど市民や企業が活躍でき、地域社会が持続する都市をめざす。
②多様性 ～ Diversity ～	外見や年齢などの「見える違い」、経験や文化などの「見えない違い」、価値観などの「内なる違い」を問わず、個々の多様性を尊重し認め合い、それぞれの人々が自分らしく活躍できる都市をめざす。
③ともに創造 ～ Co-creative ～	市民、企業、大学、団体など本市で活躍する様々な主体がそれぞれの特性を活かしながら思いを共有し、協創することで創造性が高まる都市をめざす。本市が公の責任を果たしつつ、民間の経営感覚を活かして市民サービスが一層向上するよう、積極的に民間活力を導入する。大阪府や大阪市をはじめとした他自治体との連携を強力に推し進める。
④Society5.0 ～ Smart ～	ICT やデータを産業、教育、環境、生活など様々な分野に活用し、市民ニーズの多様化など様々な課題への対応や、デジタル化と生産性の向上を進め、新たな価値を生み出すことで、市民それぞれが快適に暮らせる都市をめざす。

（出典）「堺市基本計画 2030」（令和 8 年 3 月、堺市）を基に作成。

表 3.1.43 堺市基本計画 2030 における 5 つの重点戦略

重点戦略	具体的内容
1. 堺の特色ある歴史文化 ～Legacy～	類いまれな歴史文化資源に磨きをかけ、後世にその価値を引き継ぎ、歴史や文化芸術、国際交流を通じて、都市のブランド力の向上を図り、新たな誘客や交流を生み出す。
2. 人生 100 年時代の健康・福祉 ～ウェルビーイング～	全ての人がいくつになっても、心身ともに健康で社会とつながり安心して自分らしく生活を送ることができる環境を充実する。
3. 将来に希望が持てる子育て・教育 ～Children's future～	こどもの「今」が大切にされ、将来に希望を持って健やかに育ち、未来にはばたけるよう、こどもを安心して生み育て、より良い教育を受けられる環境を整備する。
4. 人や企業を惹きつける都市魅力 ～Attractiveness～	人や企業を惹きつける魅力を創出し、イノベーションを次々と生み出すことで、持続的で発展的な地域の活性化につなげる。
5. 強くしなやかな都市基盤 ～Resilience～	安全・安心な市民生活や社会経済活動の基盤として、犯罪のない、防災・減災力の高い強靭な都市や世界に発信できる環境先進都市を実現する。

（出典）「堺市基本計画 2030 概要版」（令和 8 年 3 月、堺市）を基に作成。

(2) 堺環境戦略（令和 3 年 3 月策定）

堺環境戦略は、堺市環境基本条例第 8 条第 1 項に規定する「環境の保全と創造に関する基本的な計画」として位置付けるもので、環境問題を取り巻く国内外の潮流を踏まえ、2050 年を目処とした長期的な環境の将来像や、その実現に向けたロードマップをバックキャスティングで示す、堺市の環境行政における新たなビジョンとなるものである。

堺市は、戦略に掲げるビジョンの実現に向けて、環境・エネルギー産業の集積等のポテンシャルを活かし、全国のモデルとなる先導的な取組に挑戦し、世界をリードする環境先進都市をめざしている。

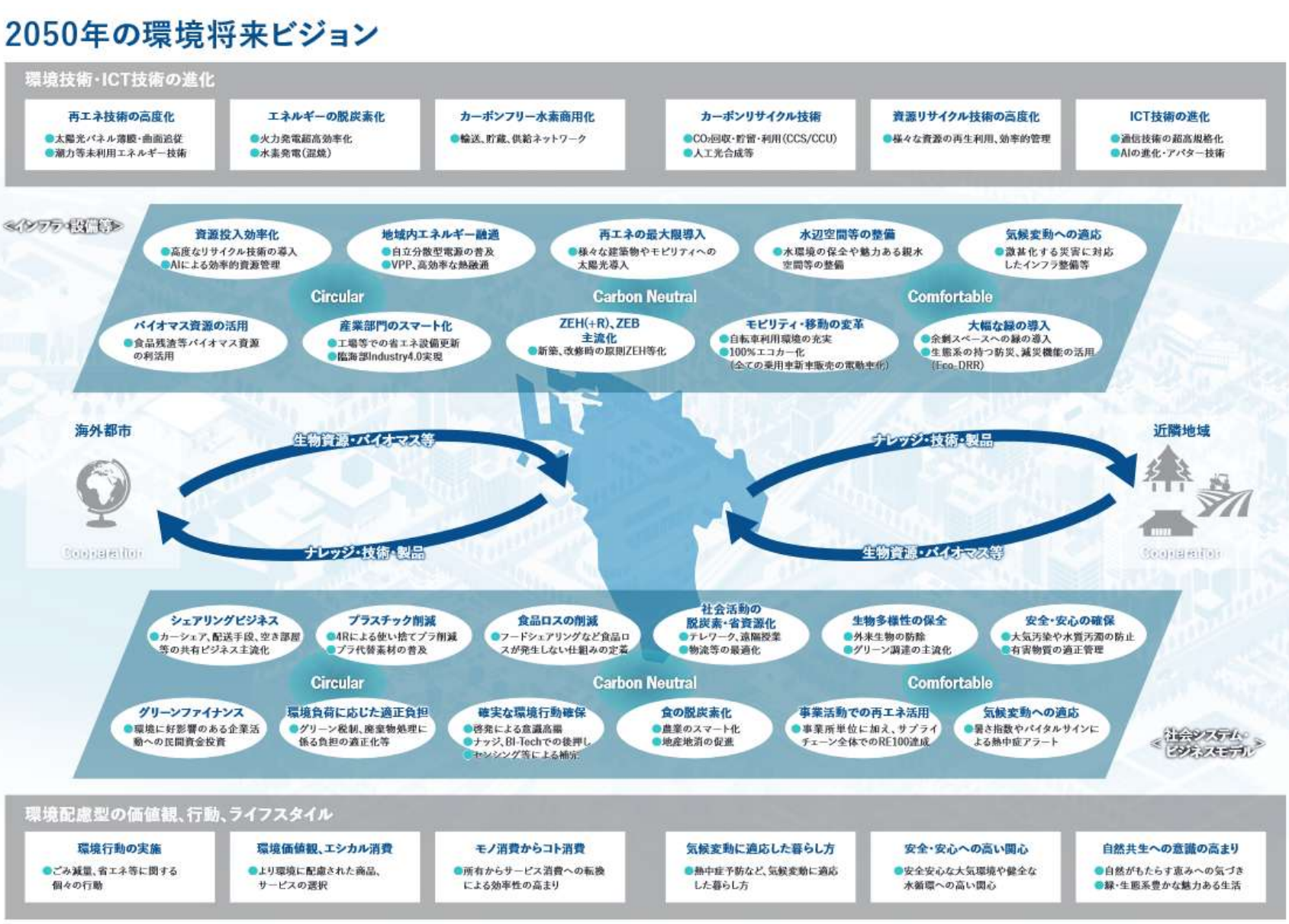
本戦略では、戦略のテーマを「全ての人が幸せ（ウェルビーイング）に暮らす、持続可能な環境イノベーション都市」とし、「脱炭素都市」「循環都市」「快適都市」「貢献・協働都市」の 4 つの都市像を表 3.1.44 のとおり設定し、パートナーシップを軸に持続可能な環境イノベーション都市を実現するものとしている。

堺環境戦略の 2050 年の環境将来ビジョンは、図 3.1.15 のとおりである。

表 3.1.44 実現すべき 4 つの都市像

テーマ	実現すべき都市像
都市像① 革新的イノベーションを結集した 脱炭素都市 Carbon Neutral	様々な革新的イノベーションの実装による、エネルギーの脱炭素化及び利用の最小・最適化、脱炭素型社会システムへの変革により、都市全体でカーボンニュートラルを実現する都市
都市像② 環境と経済とが調和する 循環都市 Circular	様々なモノの循環利用を前提とした、”4R”に根差した循環型社会の実現に加え、環境配慮型社会システムへの変革や環境行動への変容により、環境と経済が好循環する都市
都市像③ 自然と共生した安全・安心で魅力ある 快適都市 Comfortable	人の健康や快適な生活環境が確実に保護・保全され、環境を基盤としたレジリエンスの向上や、自然と共生し生態系や緑がもたらす魅力あるライフスタイルを実現する、体も心も“快適”に暮らせる都市
都市像④ イノベーションを生み出し展開する 貢献・協働都市 Cooperation	様々な主体との連携・協働により、先進的な環境イノベーション技術を生み出し、これらの技術や経験を活かした周辺地域との共生や国際都市間協力を進めるなど、環境で周辺地域や世界をリードする都市

（出典）「堺環境戦略」（令和 3 年 3 月、堺市）を基に作成。



（出典）「堺環境戦略」（令和 3 年 3 月、堺市）

図 3.1.15　2050 年の環境将来ビジョン

(3) 都市計画マスタープラン（令和 3 年 7 月改定）

堺市マスタープランを受け、個々の都市計画の基本的な指針として、令和 3 年 7 月に「都市計画マスタープラン」を改定し、都市計画の基本姿勢を「歴史・文化を活かし、持続可能な自治都市を支える協働による都市形成」とした。

目標期間は 2040 年度とし、めざす都市像と都市形成の目標は、表 3.1.45 及び図 3.1.16 に示すとおりである。この中で環境と共生する都市を示し、経済と環境の両立を目標化している。

表 3.1.45 めざすべき都市像と都市形成の目標

都市像	都市づくりの目標
活力あふれる都市	ターゲット・役割を意識し、個性や多様な魅力を活かした拠点の形成 競争力の高い企業、創造力のある人材が集積し、新産業が生まれる都市 関空からの近接性、広域的なアクセス性を活かし、人が集まり交流する都市 政令市として、また南大阪都市圏の中心都市として、圏域全体の発展を視野に入れた都市
住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市	都市ストックを活かした暮らしの質と居住魅力の向上多様な世代が交流し、地域で支えある環境をつくる 歴史・文化のストーリーを活かし、多彩な都市魅力を実感してもらえる都市 シビックプライドが醸成される都市 事業環境の整備、新たな産業空間創出など、立地魅力を高め、企業に選ばれる都市
持続可能な脱炭素都市	自然とふれあい、潤いとやすらぎのある都市 環境負荷の少ない脱炭素型の都市
安全で安心して暮らせる都市	災害に備え、全ての人が安全に安心して生活できる都市 身近な危険に対する安全性が高く、全ての人が不自由なく日常生活を送れる都 自助・共助・公助の役割分担と相互連携により、ハード・ソフト両面から減災の視点 にたった災害に強い都市

■取組

①集約型かつ脱炭素型の都市構造の形成

- コンパクトな市街地の形成を進め、拠点と各地域を結ぶ公共交通の充実を図ります。
- 自動車利用の抑制、エコカーの普及や利用環境の整備等を通じ脱炭素化を促進します。

②エネルギーを効率的に利用する空間形成

- 一体的土地利用更新時の建築物等のエネルギー利用の効率化、エネルギーの面的利用による地域全体のエネルギー効率の向上などに取り組みます。
- 市有施設の先導的な低炭素技術の導入、民間建築物への技術の普及・導入促進を行います。
- 環境に配慮した産業地の形成、臨海部における新エネルギー技術の活用等を進めます。
- 工場集積からの排熱など未利用エネルギーの有効活用を進めます。
- まとまった緑やため池等を保全し、ヒートアイランドの抑制を図ります。

③環境に配慮した都市施設整備

- 廃棄物の減量化・資源化や資源循環型の廃棄物処理施設の整備を進めます。
- 下水道のアセットマネジメント手法による改築更新等を継続的に実施します。

④水と緑の保全・育成とネットワークの形成

- 南部丘陵地の樹林地等の保全・活用、公園の整備と再整備、建築物の緑化の誘導などの市街地の緑化、自然・農とふれあえる空間の確保、歴史・文化資源と一体となった緑の保全・活用、生産緑地の保全・活用等に取り組みます。
- 潤いが身近に感じられる河川環境の形成を進めます。
- 協働による緑の保全や創出、緑化の推進などの沿道環境の形成、公園のパークマネジメントを推進します。

（出典）「堺市都市計画マスタープラン（概要版）」（令和 3 年 7 月、堺市）を基に作成。

図 3.1.16 環境と共生する都市に係る取組

(4) 堺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 27 年 8 月策定、令和 4 年 11 月改定）

堺市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、「堺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成 27 年 8 月に策定した。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく法定計画であり、環境モデル都市行動計画を統合した堺市の地球温暖化対策の総合計画である。

計画期間は 2022 年度（令和 4 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 9 年間とし、基準年度を 2013 年（平成 25 年度）とした中間目標は、2030 年度に温室効果ガス排出量 50%削減と設定した。

基本的理念及び基本的な視点を図 3.1.17 に示す。



（出典）「堺市地球温暖化対策実行計画」（令和 4 年 11 月、堺市）

図 3.1.17　堺市地球温暖化対策実行計画に関連する主な計画

(5) 堺市 SDGs 未来都市計画（2026～2030）（令和 8 年 3 月策定）

堺市は、平成 30 年（2018 年）6 月、SDGs 未来都市に大阪府内の自治体で初めて選定された。

SDGs 未来都市とは、SDGs の理念に沿った基本的・統合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い地域として、国から選定されるものである。

堺市では、SDGs 未来都市としての取組を推進するため、これまでの計画の成果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和 8 年（2026 年）3 月に「堺市 SDGs 未来都市計画（2026～2030）」を策定した。本計画では、2030 年の将来像を「多様性を認め合い未来を創造する都市・堺」とし、経済・社会・環境の三側面の統合的向上を通じて持続可能な都市の実現をめざしている。

「堺市 SDGs 未来都市計画」における 2030 年のあるべき姿について、表 3.1.46 に示す。

表 3.1.46 「堺市 SDGs 未来都市計画」における 2030 年のあるべき姿

<table>
<tr><td colspan="2">将来像</td><td>【多様性を認め合い未来を創造する都市・堺】
・堺は、古くから世界と交流し多様な文化や価値観、技術等を受け入れ、「ものの始まりなんでも堺」と謳われたように、次々とイノベーションを生み出した都市。
・この伝統を受け継ぎ、市内企業の高い技術力等の強みを活かしながら、イノベーションを創出し、未来への貢献をめざす。
・また、世界に発信できる環境先進都市を実現することとあわせて、多様性を認め合う、誰一人取り残さない社会を築くことで持続可能な未来を創造する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">経済・社会・環境のあるべき姿</td></tr>
<tr><td></td><td>経済</td><td>【イノベーションを創出し未来に貢献する都市】
・人や企業を惹きつける魅力を創出し、イノベーションを次々と生み出すことで、地域が持続的かつ発展的に活性化している。
・戦略的な企業投資の誘導により、地域産業が持続的に発展している。
・高付加価値を生む多様な産業構造の形成により、働きがいのある雇用が促進されている。</td></tr>
<tr><td></td><td>社会</td><td>【誰一人取り残さない社会】
・市民の基本的な生活が保障され、世代を超えた貧困の連鎖が解消されている。
・外見や年齢等の「見える違い」、経験や文化等の「見えない違い」、価値観等の「内なる違い」を問わず、個々の多様性を尊重し認め合い、それぞれの市民が自分らしく活躍できている。
・全ての人がいくつになっても心身ともに健康で社会とつながり、安心して自分らしく生活を送ることができている。</td></tr>
<tr><td></td><td>環境</td><td>【世界に発信できる環境先進都市】
・再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組が最大限進むなど、都市の脱炭素化が進展している。
・ごみの減量化や、資源の効率的かつ循環的な有効利用が進んでいる。
・全ての主体が環境問題に対して当事者意識を持ち、生活や経営の中で対策を実践している。</td></tr>
</table>

（出典）「堺市 SDGs 未来都市計画（2026～2030）」（令和 8 年 3 月、堺市）を基に作成。

3.2 生活環境

3.2.1 大気環境

(1) 大気質の状況

堺市では「大気汚染防止法」に基づき、大気汚染状況を経年的に把握するため、大気汚染物質の常時監視を行っている。令和 7 年度は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）9 局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）6 局の計 15 局で測定を行っている。

事業計画地周辺の一般局は、金岡南局（堺市）である。

表 3.2.1 堺市における大気汚染常時監視測定局及び測定項目

測定局	所在地	種別	一酸化窒素・二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	メタン・非メタン炭化水素	二酸化硫黄	一酸化炭素
三宝局	堺市堺区三宝町 5-286	一般	●	●	●	●	●	●	
少林寺局	堺市堺区少林寺町東 4-1-1	一般	●	●		●	●	●	
石津局	堺市西区浜寺石津町中 2-3-28	一般	●	●		●	●	●	
浜寺局	堺市西区浜寺船尾町西 5-60	一般	●	●	●	●	●	●	
金岡南局	堺市北区金岡町 1182-1	一般	●	●	●	●	●	●	
深井局	堺市中区深井水池町 3214	一般	●	●	●	●			
登美丘局	堺市東区大美野 135	一般	●	●		●			
若松台局	堺市南区若松台 3-34-1	一般	●	●	●	●		●	
美原局	堺市美原区小平尾 390	一般	●	●		●			
市役所局	堺市堺区南瓦町 3-1	自排	●	●					
湾岸局	堺市西区石津西町 24-4	自排	●	●					
常磐浜寺局	堺市北区新金岡町 4-1-9	自排	●	●					
阪和深井畑山局	堺市中区深井東町 2661-3	自排	●	●					
美原丹上局	堺市美原区丹上 329-1	自排	●	●	●				●
中環石原局	堺市東区石原町 1-20-1	自排	●	●	●				●
一般局 9 局別測定局数			9	9	5	9	5	6	0
自排局 6 局別測定局数			6	6	2	0	0	0	2

（注） □：事業計画地周辺の測定局

（出典）「令和 7 年度 大気汚染常時監視測定結果」（堺市ホームページ）を基に作成。



（注）　□：事業計画地周辺の測定局

（出典）「令和７年度　大気汚染常時監視測定結果」（堺市）を基に作成。

図 3.2.1　大気汚染物質の常時監視測定局配置図

1）二酸化硫黄

金岡南局における二酸化硫黄（SO_2）の令和 3 年度から令和 7 年度の測定結果を表 3.2.2 に示す。二酸化硫黄の年平均値の経年変化は横ばい又は改善傾向にあり、各年度ともに環境基準を達成している。

表 3.2.2 二酸化硫黄（SO_2）の測定結果（金岡南局（一般環境大気測定局））

年度	年平均値	1 時間値が 0.10ppm を超えた時間数	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を越えた日数	長期的評価による環境基準の適否
	（ppm）	（時間）	（日）	（ppm）	（有×・無○）	（日）	適○否×
令和 3 年度	0.001	0	0	0.002	○	0	○
令和 4 年度	0.001	0	0	0.002	○	0	○
令和 5 年度	0.001	1	0	0.003	○	0	○
令和 6 年度	0.001	0	0	0.003	○	0	○
令和 7 年度	0.001	0	0	0.003	○	0	○

（注 1）「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.04ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

（注 2）長期基準の適合は、1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。

（出典）「令和 7 年度　大気汚染常時監視測定結果」及び過去 5 年分の同書（堺市ホームページ）を基に作成。

2）浮遊粒子状物質

金岡南局における浮遊粒子状物質（SPM）の令和 3 年度から令和 7 年度の測定結果を表 3.2.3 に示す。浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は横ばい又は改善傾向にあり、各年度ともに環境基準を達成している。

表 3.2.3 浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（金岡南局（一般環境大気測定局））

年度	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m^3 を超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日数	長期的評価による環境基準の適否
	（mg/m^3）	（時間）	（日）	（mg/m^3）	（有×・無○）	（日）	適○否×
令和 3 年度	0.014	0	0	0.030	○	0	○
令和 4 年度	0.015	0	0	0.029	○	0	○
令和 5 年度	0.015	0	0	0.036	○	0	○
令和 6 年度	0.014	0	0	0.035	○	0	○
令和 7 年度	0.015	0	0	0.037	○	0	○

（注 1）「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.10mg/m^3 を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

（注 2）長期基準の適合は、1 日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m^3 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m^3 を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。

（出典）「令和 7 年度　大気汚染常時監視測定結果」及び過去 5 年分の同書（堺市ホームページ）を基に作成。

3) 光化学オキシダント

金岡南局における光化学オキシダントの令和 3 年度から令和 7 年度の測定結果を表 3.2.4 に示す。

光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は横ばい傾向であり、各年度ともに環境基準は未達成である。

表 3.2.4 光化学オキシダントの測定結果（金岡南局（一般環境大気測定局））

年度	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	環境基準の適否
	（ppm）	（日）	（時間）	（日）	（時間）	（ppm）	適○否×
令和 3 年度	0.037	100	466	0	0	0.102	×
令和 4 年度	0.035	95	491	0	0	0.118	×
令和 5 年度	0.034	78	369	1	1	0.123	×
令和 6 年度	0.037	99	440	0	0	0.114	×
令和 7 年度	0.037	100	509	1	2	0.130	×

（注 1）昼間とは 6 時から 20 時までの時間帯をいう。したがって 1 時間値は 6 時から 20 時まで得られることになる。

（注 2）環境基準の適合は、1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が 0 であること。

（出典）「令和7年度　大気汚染常時監視測定結果」及び過去5年分の同書（堺市ホームページ）を基に作成。

4) 窒素酸化物

金岡南局における二酸化窒素（NO_2）及び窒素酸化物の令和 3 年度から令和 7 年度の測定結果を表 3.2.5 に示す。

二酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値の経年変化は横ばい又は改善傾向にあり、二酸化窒素については、各年度ともに環境基準を達成している。

表 3.2.5 窒素酸化物の測定結果（金岡南局（一般環境大気測定局））

年度	二酸化窒素 NO_2 年平均値	一酸化窒素 NO 年平均値	窒素酸化物（NO+NO_2）年平均値	二酸化窒素日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値の年間 98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	環境基準の適否
	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（日）	（日）	（ppm）	（日）	適○否×
令和 3 年度	0.011	0.002	0.013	0	0	0.025	0	○
令和 4 年度	0.011	0.002	0.013	0	0	0.024	0	○
令和 5 年度	0.011	0.002	0.013	0	0	0.025	0	○
令和 6 年度	0.010	0.001	0.011	0	0	0.022	0	○
令和 7 年度	0.010	0.001	0.011	0	0	0.021	0	○

（注 1）「98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%の範囲にあって、かつ、0.06ppm を超えた日数である。

（注 2）環境基準の適合は、98%値評価による日平均値 0.06ppm を超えた日数が 0 であること。

（出典）「令和 7 年度　大気汚染常時監視測定結果」及び過去 5 年分の同書（堺市ホームページ）を基に作成。

5）微小粒子状物質

金岡南局における微小粒子状物質（PM2.5）の令和 3 年度から令和 7 年度の測定結果を表 3.2.6 に示す。

微小粒子状物質の年平均値の経年変化はやや改善傾向にあり、令和 3 年度以降は長期基準、短期基準ともに環境基準を達成している。

表 3.2.6 微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果（金岡南局（一般環境大気測定局））

年度	年平均値	日平均値の年間 98%値	日平均値が 35μg/m³ を超えた日数とその割合		日平均値の最高値	環境基準の適否（適○否×）	
	(μg/m³)	(μg/m³)	(日)	(%)	(μg/m³)	長期	短期
令和 3 年度	9.3	23.4	0	0	28.3	○	○
令和 4 年度	11.1	23.4	1	0.3	35.3	○	○
令和 5 年度	10.8	22.7	0	0	27.3	○	○
令和 6 年度	10.8	26.6	3	0.8	52.2	○	○
令和 7 年度	11.2	26.8	2	0.6	47.2	○	○

（注 1）「日平均値の 98%値」とは、年間にわたる日平均値（有効測定日分）のうち測定値の低い方から 98%に相当する値
（注 2）長期基準の適合は、1 年平均値が 15μg/m³ 以下であること。
（注 3）短期基準の適合は、年間 98%値が 35μg/m³ 以下であること。
（出典）「令和 7 年度　大気汚染常時監視測定結果」及び過去 5 年分の同書（堺市ホームページ）を基に作成。

6）ダイオキシン類

堺市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類調査が実施されており、事業計画地周辺では、令和 7 年度に美原丹上局で大気中のダイオキシン類の調査が実施されている。美原丹上局における測定結果を表 3.2.7 に示す。

美原丹上局の令和 7 年度のダイオキシン類の年平均値は、0.013pg-TEQ/m³ であり、環境基準を達成している。

表 3.2.7 大気中のダイオキシン類測定結果（美原丹上局）

測定局	調査結果（pg-TEQ/m³）			環境基準の適否（適○否×）
	夏季	冬季	年平均値	
美原丹上局	0.013	0.013	0.013	○

（注 1）調査期間：夏季（令和 7 年 8 月 21 日から令和 7 年 8 月 28 日まで）
冬季（令和 8 年 1 月 22 日から令和 8 年 1 月 29 日まで）
（注 2）環境基準の適合は、年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。
（出典）「令和 7 年度ダイオキシン類環境調査結果」（堺市ホームページ）を基に作成。

(2) 騒音の状況

1) 環境騒音

堺市の環境騒音調査は、各区域を選定し、5 ヶ年で全地点の調査を行っており、事業計画地のある東区・北区では、令和 4 年度に調査が行われている。東区及び北区の一般環境調査地点における環境騒音の測定結果と環境基準の適合状況を、表 3.2.8 に示す。東区・北区内では、すべての調査地点において、環境基準を満足している。

表 3.2.8 東区・北区における一般地域の環境騒音の状況

区	騒音調査地点			地域類型	等価騒音レベル L_{Aeq}（dB）			
					昼間		夜間	
					測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
東区	A	白鷺町 1 丁	白鷺団地	A	48	55	40	45
	B	引野町 2 丁	引野町ぼたん公園	A	49		35	
	C	日置荘田中町	日置荘田中町あさつき公園	B	47		40	
	D	中茶屋	中茶屋おしろいばな公園	C	57	60	48	50
	E	草尾	堺市第 55-05 号公共緑地	B	49	55	42	45
	F	南野田	南野田すいれん公園	A	43		36	
北区	A	大豆塚町 1 丁	大豆塚公園	A	43		36	
	B	東上野芝町 2 丁	東上野芝町マスカット公園	A	52		38	
	C	金岡町	金岡町ゆずりは公園	A	47		40	
	D	船堂町	船堂町公共緑地	B	45		36	
	E	金岡町	金岡町くつわむし公園	B	45		36	
	F	南花田町	南花田町めぎ公園	C	46	60	36	50

（出典）「令和 7 年度の調査結果（東区）」（堺市ホームページ）
「令和 5 年度の調査結果（北区）」（堺市ホームページ）を基に作成。

2) 道路交通騒音

堺市内の主要道路周辺の騒音は、道路交通センサスの区間に応じて、堺市により測定が行われているが、事業計画地周辺では道路交通センサスの対象区間外であるため、調査は行われていない。参考までに、事業計画地の最寄りの騒音調査区間である一般国道 309 号及び、大阪中央環状線では、令和 7 年度に表 3.2.9 及び図 3.2.2 に示す地点で騒音が測定されている。一般国道の一般国道 309 号（センサス区間番号 10080）及び主要地方道の大阪中央環状線（センサス区間番号 40030）では、昼間及び夜間で環境基準を超過している。

表 3.2.9 道路に面する地域における騒音の状況

調査地点	道路種別	路線名	R7 道路交通センサス調査単位区間番号	地域類型	等価騒音レベル L_{Aeq}（dB）			
					昼間		夜間	
					(6:00～22:00)		(22:00～6:00)	
					測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
②	一般国道	一般国道 309 号	10080	B	74	70	69	65
④	主要地方道	大阪中央環状線	40030	A	68		66	

（出典）「騒音の状況について（令和 7 年度の調査結果）」（堺市ホームページ）を基に作成。

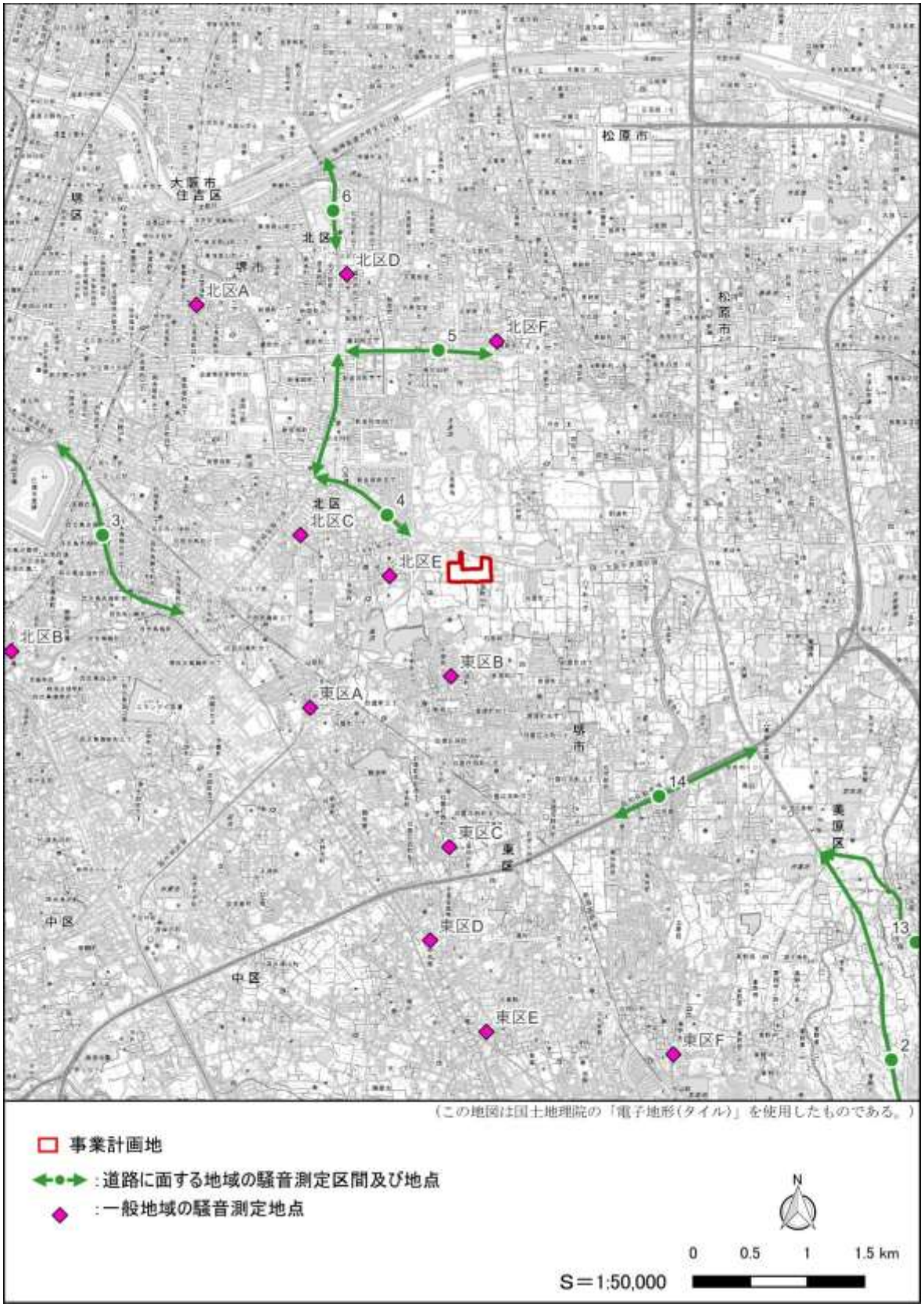


図 3.2.2 騒音の測定区間

(3) 振動の状況

堺市では、市内主要幹線道路のうち、交通量の最も多い路線について自動車騒音調査時に道路交通振動も同時測定している。事業計画地周辺の主要道路は、道路交通センサスの対象区間外であるため、調査は行われていないが、参考までに、事業計画地の最寄りの調査区間である一般国道 309 号において実施された道路交通振動の結果を表 3.2.10 に示す。表 3.2.10 のとおりいずれの地点も道路交通振動の要請限度を達成している。

表 3.2.10 堺市における振動の状況

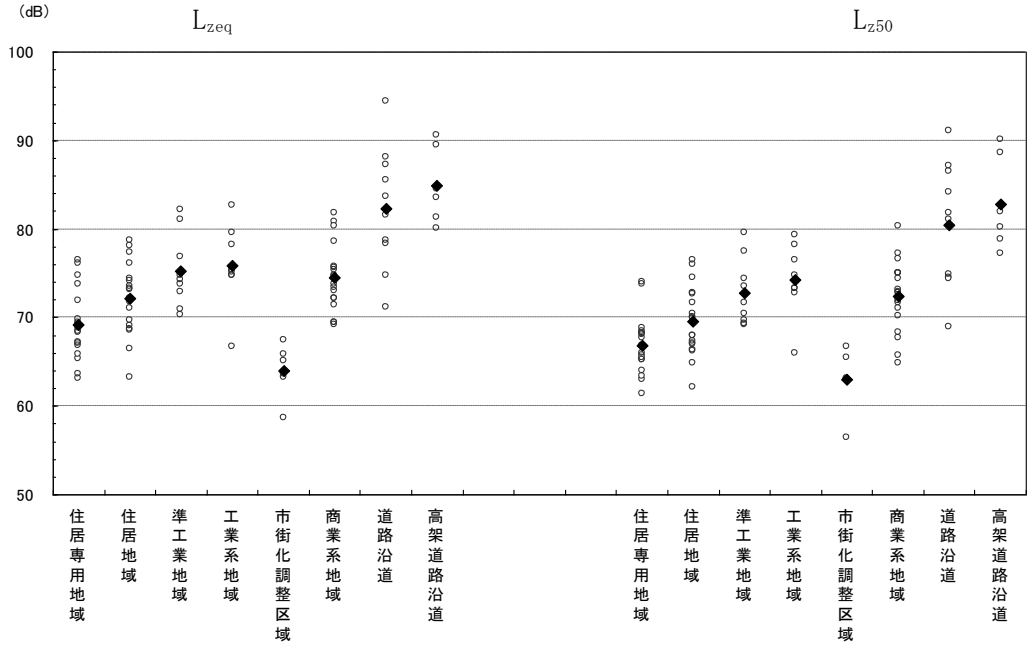
調査地点	道路種別	路線名	振動レベル L_{10}（dB）			
			昼間		夜間	
			（6:00～21:00）		（21:00～6:00）	
			測定結果	要請限度	測定結果	要請限度
④	一般国道	一般国道 309 号	37	65	32	60

（出典）「2025 堺の環境（令和 8 年版）」（令和 8 年、堺市）を基に作成。

(4) 低周波音の状況

事業計画地及びその周辺では、低周波音の測定は行われていない。

大阪府において平成 14～16 年度に測定された一般環境中の低周波音の音圧レベルは図 3.2.3 に示すとおりであり、Lzeq で 58dB～94dB、Lz50 で 56dB～91dB である。



（注 1）平成 14～16 年度に 93 地点で測定。
（注 2）図左側は、1～90Hz のオーバーオールの等価音圧レベル（L_{zeq}）を示す。
（注 3）図右側は、1～90Hz のオーバーオールの時間率音圧レベルの中央値（L_{z50}）を示す。
（注 4）両図とも平坦値（聴感補正なし）を示す。
（出典）「大阪府環境白書 2025 年版」（大阪府ホームページ）

図 3.2.3 府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

(5) 悪臭の状況

事業計画地及びその周辺では、悪臭の測定は行われていない。

堺市における過去 5 年間の悪臭苦情件数の推移を表 3.2.11 に示す。過去 5 年間は概ね横ばい傾向であり令和 5 年度の堺市における悪臭の苦情は 52 件であった。

表3.2.11 悪臭苦情件数の推移（新規受付分）

区分	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
工場・事業場	－	－	－	－	－
工場･事業場以外	－	－	－	－	－
発 生 源 不 明	－	－	－	－	－
計	49	56	48	47	52

（出典）令和元年度以降は「堺市統計書（令和 7 年度版）」（令和 6 年、堺市）を基に作成。

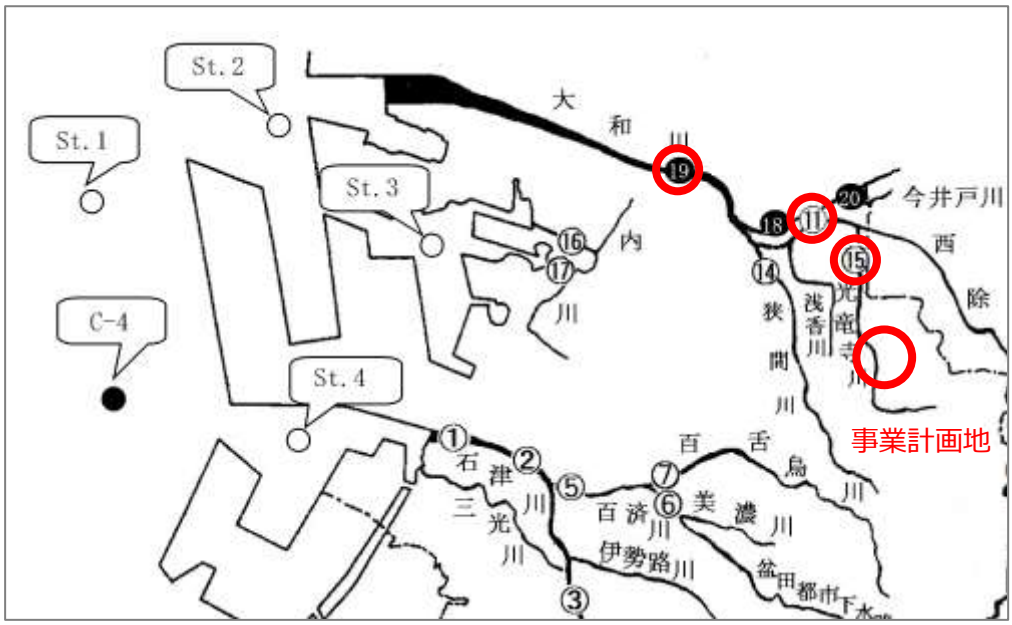
3.2.2 水環境

(1) 河川水質、海域水質の状況

堺市では、令和 7 年度は河川水質 17 地点、海域水質 4 地点及び河川底質 1 地点で水質汚濁の調査を実施している。大和川については、国土交通省近畿地方整備局が水質調査を実施している。

これらのうち、事業計画地周辺の河川における水質調査結果を表 3.2.12 及び表 3.2.13 に、水質調査地点の位置を図 3.2.4 に示す。

大和川合流直前⑪及び遠里小野橋⑲の水素イオン濃度（pH）、大和川合流直前⑪の全亜鉛は環境基準を超過しており、その他の河川の生活環境項目及び健康項目並びに海域の健康項目は環境基準を達成している。



（出典）「令和 7 年度公共用水域水質等調査結果」（堺市ホームページ）を基に作成。

図 3.2.4 水質の調査位置（河川及び海域）

表 3.2.12 河川の水質調査結果（令和 7 年度：生活環境項目）

項　目 単 位	調 査 地 点 光竜寺川 樋分橋 ⑮ （－/－）	環境基準値等	
		－	－
水素イオン濃度（pH）	（7.9～9.9）	－	－
生物化学的酸素要求量 （BOD） mg/L	3.8 （1.4～7.3）	－	－
浮遊物質量 （SS） mg/L	15 （2～26）	－	－
溶存酸素量 （DO） mg/L	13 （10～15）	－	－
全窒素 mg/L	2.1 （1.6～2.5）	－	－
全燐 mg/L	0.18 （0.10～0.26）	－	－
全亜鉛 mg/L	0.015 （0.015～0.015）	－	－

項　目 単 位	調 査 地 点 大和川 大和川合流直前 ⑪ （C 類型/生物 B）	環境基準値等 C 類型	 生物 B
水素イオン濃度（pH）	（7.0～9.0）	6.5 以上 8.5 以下	－
生物化学的酸素要求量 （BOD） mg/L	1.7 （1.1～2.9）	75%値 5 以下	－
浮遊物質量 （SS） mg/L	4 （1～9）	50 以下	－
溶存酸素量 （DO） mg/L	10 （8.8～11）	5 以上	－
全窒素 mg/L	5.8 （3.8～8.0）	－	－
全燐 mg/L	0.36 （0.25～0.52）	－	－
全亜鉛 mg/L	0.041 （0.023～0.053）	－	0.03 以下

項　目 単 位	調 査 地 点 大和川 遠里小野橋 ⑲ （D類型/生物 B）	環境基準値等 D類型	 生物 B
水素イオン濃度（pH）	（7.9～9.0）	6.0 以上 8.5 以下	－
生物化学的酸素要求量 （BOD） mg/L	1.6 （0.8～2.9）	75%値 8 以下	－
浮遊物質量 （SS） mg/L	5.8 （2.7～10）	100 以下	－
溶存酸素量 （DO） mg/L	9.4 （7.6～11）	2 以上	－
全窒素 mg/L	4.1 （2.4～5.5）	－	－
全燐 mg/L	0.48 （0.31～0.62）	－	－
全亜鉛 mg/L	0.020 （0.013～0.026）	－	0.03 以下

（注 1） 括弧内の数字は、最小値～最大値を示す。また、-は調査が行われていないことを示す。
（注 2） 生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）の値は 75%値。
BOD の環境基準の判定は 75%値が環境基準以下の場合に達成しているものとする。
75%値とは、n 個の測定値を小さいものから順に並べたときに、n×0.75 番目にあたる測定値をいう。
（出典）「大和川水系の定期水質調査結果」（国交省大和川河川事務所ホームページ）及び「令和 7 年度公共用水域水質等調査結果」（堺市ホームページ）を基に作成

表 3.2.13 河川の水質調査結果（令和 7 年度：健康項目）

単位：mg/L

項　目	調 査 地 点 大和川 光竜寺川 ⑮	環境基準値 （一律）
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	–	0.003 以下
全シアン	–	検 出 さ れ な い こ と
鉛	–	0.01 以下
六価クロム	–	0.02 以下
砒素	–	0.01 以下
総水銀	–	0.0005 以下
PCB	–	検 出 さ れ な い こ と
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0004	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.002	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.004	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0005	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0006	0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.001	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0005	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	<0.0002	0.002 以下
ﾁｳﾗﾑ	–	0.006 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	–	0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	–	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	0.01 以下
セレン	–	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	–	10 以下
ふっ素	–	0.8 以下
ほう素	–	1 以下
1,4-ジオキサン	–	0.05 以下

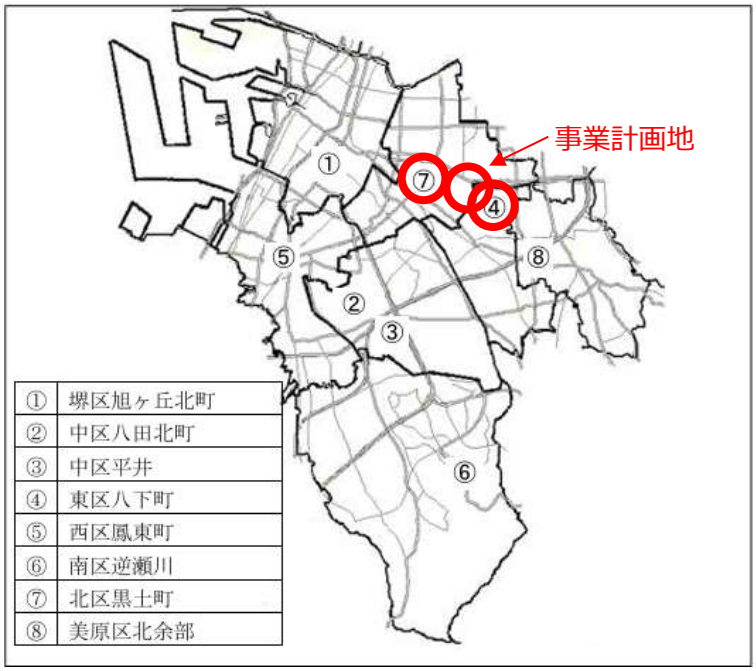
（注）　数値の左にある「＜」は定量下限値未満を示す。また、-は調査が行われていないことを示す。

（出典）「令和 7 年度公共用水域水質測定結果」（堺市ホームページ）を基に作成。

(2) 地下水質の状況

堺市では、水質汚濁防止法第 15 条に基づき、市域の全体的な地下水質の概況を把握するための「概況調査」を実施している。令和 7 年度は図 3.2.5 に示すとおり、市内 8 箇所において地下水質が測定されており、事業計画地周辺では東区八下町地点において地下水質が測定されている。東区八下町地点の概況調査結果を表 3.2.14 に示す。

東区八下町地点の調査結果は、全ての項目で環境基準を達成している。



（出典）「令和 7 年度地下水質調査結果（概況調査）」（堺市ホームページ）

図 3.2.5 地下水質調査地点（概況調査）

表 3.2.14（1）　地下水の概況調査結果（東区）（1/2）

項　目	単位	調 査 地 点 ④東区　八下町	環境基準
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	mg/L	<0.0003	0.003mg/L 以下
全ｼｱﾝ	mg/L	ＮＡ	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	0.01mg/L 以下
六価ｸﾛﾑ	mg/L	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005mg/L 以下
PCB	mg/L	ＮＡ	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg/L	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0006	0.006mg/L 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.001	0.01mg/L 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
ﾁｳﾗﾑ	mg/L	<0.0006	0.006mg/L 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	mg/L	<0.0003	0.003mg/L 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	mg/L	<0.002	0.02mg/L 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	mg/L	<0.001	0.01mg/L 以下
ｾﾚﾝ	mg/L	<0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	5.9	10mg/L 以下
ふっ素	mg/L	0.11	0.8mg/L 以下
ほう素	mg/L	<0.22	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05mg/L 以下

（注）　数値の左にある「＜」は定量下限値未満を示す。
（出典）「令和 7 年度地下水質調査結果（概況調査）」（堺市ホームページ）を基に作成。

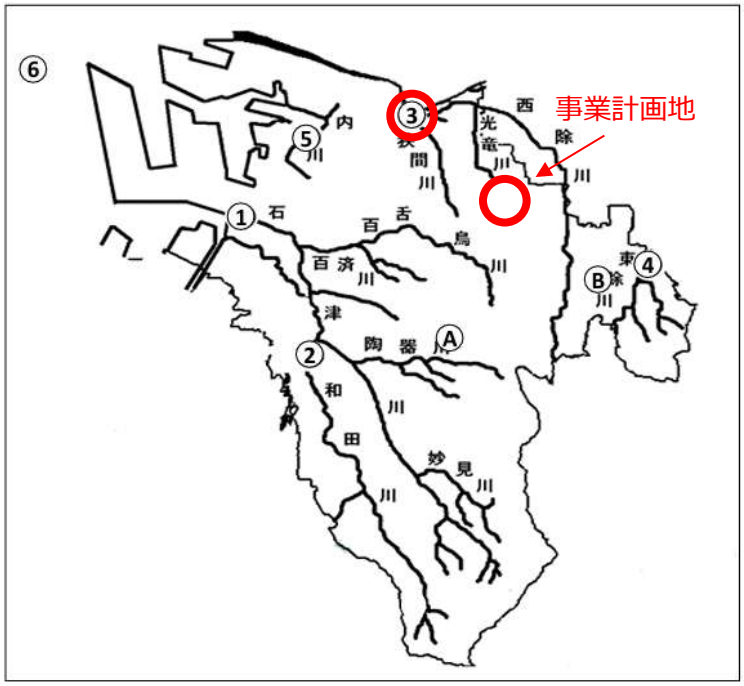
表 3.2.14（2）　地下水の概況調査結果（北区）（2/2）

項　目	単位	調 査 地 点 ⑦北区 黒土町	環境基準
ｶﾄﾞﾐｳﾑ	mg/L	<0.0003	0.003mg/L 以下
全ｼｱﾝ	mg/L	ＮＡ	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	0.01mg/L 以下
六価ｸﾛﾑ	mg/L	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005mg/L 以下
PCB	mg/L	ＮＡ	検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg/L	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0006	0.006mg/L 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.001	0.01mg/L 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	<0.0002	0.002mg/L 以下
ﾁｳﾗﾑ	mg/L	<0.0006	0.006mg/L 以下
ｼﾏｼﾞﾝ	mg/L	<0.0003	0.003mg/L 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	mg/L	<0.002	0.02mg/L 以下
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	mg/L	<0.001	0.01mg/L 以下
ｾﾚﾝ	mg/L	<0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.12	10mg/L 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8mg/L 以下
ほう素	mg/L	0.05	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05mg/L 以下

（注）　数値の左にある「<」は定量下限値未満を示す。
（出典）「令和 7 年度地下水質調査結果（概況調査）」（堺市ホームページ）を基に作成。

(3) ダイオキシン類

堺市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づきダイオキシン類調査が実施されており、令和 7 年度は、図 3.2.6 に示す公共用水域 6 地点（底質含む）及び地下水 2 地点について水質中のダイオキシン類の調査が実施されている。このうち、事業計画地周辺では、公共用水域では西除川（大和川合流直前）で水質及び底質中のダイオキシン類の調査が実施されており、いずれも環境基準を達成している。測定結果を表 3.2.15 に示す。



（出典）「令和 7 年度ダイオキシン類環境調査結果」（堺市ホームページ）

図 3.2.6　水質及び底質中のダイオキシン類調査地点

表 3.2.15　事業計画地周辺における水質及び底質中のダイオキシン類調査結果

区分	位置	調査地点	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
公共用水域	③	西除川（大和川合流直前）	0.63	1.4
環境基準			1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/g 以下

（出典）「令和 7 年度ダイオキシン類環境調査結果」（堺市ホームページ）を基に作成。

3.2.3 土壌環境

(1) 土壌汚染の状況

堺市内の「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は表 3.2.16 に示すとおりであり、形質変更時の届出が必要な区域は堺区をはじめとする計 71 件が指定されている。

堺市の形質変更時要届出区域のうち、事業計画地周辺の区域は表 3.2.17、図 3.2.7 に示すとおりであり、事業計画地周辺にも存在する。

表 3.2.16 土壌汚染対策法に係る区域の指定状況

区域の種類	指定の件数
要措置区域	なし
形質変更時要届出区域	堺市内 71 件
※要措置区域、形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法） 土壌汚染対策法に基づき、都道府県知事は、健康被害が生じるおそれがある危険な区域については「要措置区域」を指定し、土壌汚染があるもののその土壌中の特定有害物質が原因で健康被害が生ずるおそれがない区域について、「形質変更時要届出区域」を指定する。	

（出典）「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」（令和 8 年 7 月 3 日現在、堺市ホームページ）を基に作成。

表 3.2.17（1） 事業計画地周辺における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（1/2）

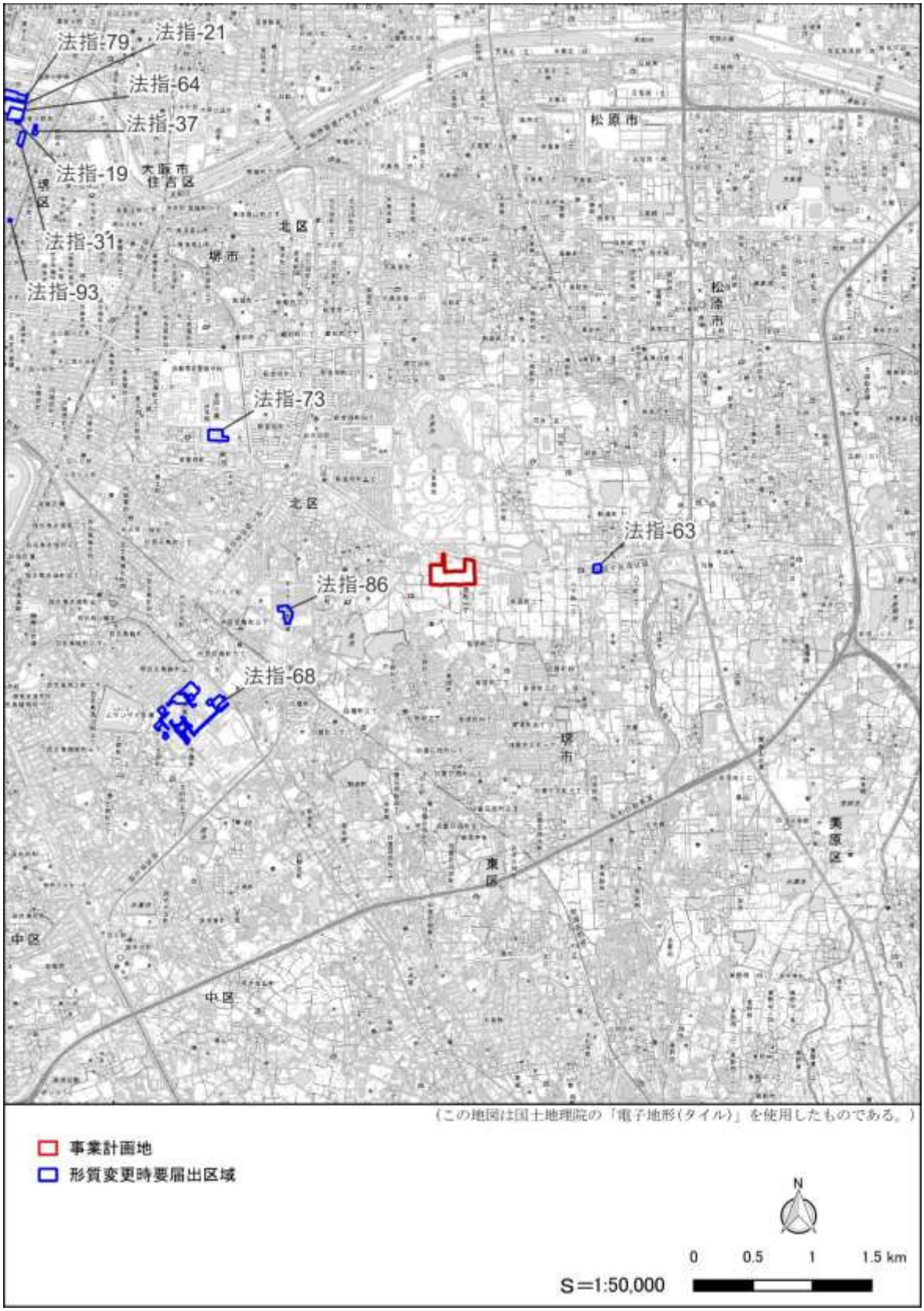
指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積（m²）	指定基準に適合しない特定有害物質
平成 24 年 10 月 29 日	法指-19	堺区砂道町一丁 31 番の一部	469.8	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン
平成 24 年 12 月 21 日	法指-21	堺区遠里小野町一丁 24 番 19 並びに 22 番 49、24 番 11、24 番 20 及び 24 番 22 の各々の一部	6,821.57	テトラクロロエチレン 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成 26 年 3 月 6 日	法指-31	堺区砂道町二丁 36 番の一部	3,010.20	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成 27 年 4 月 8 日	法指-37	堺区砂道町三丁 100 番の一部	1,894.41	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

（出典）「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」（令和 8 年 7 月 3 日現在、堺市ホームページ）を基に作成。

表 3.2.17（2）　事業計画地周辺における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（2/2）

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積（m^2）	指定基準に適合しない特定有害物質
令和 3 年 1 月 8 日	法指-63	東区八下町二丁 2 番 1、2 番 2、2 番 3、2 番 4、3 番 2、3 番 3、28 番 2、29 番 1 及び 29 番 3 の一部並びに 3 番 1、3 番 4、28 番 1、28 番 3、30 番 1、30 番 2、30 番 3 及び 30 番 4	3,499.44	ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和 3 年 1 月 15 日	法指-64	堺区遠里小野町一丁 25 番 8 の一部	31.7	鉛及びその化合物
令和 4 年 1 月 21 日 令和 5 年 9 月 22 日 令和 5 年 12 月 1 日 令和 6 年 4 月 19 日	法指-68	中区学園町 217 番 3、217 番 20、804 番 1、816 番 1、816 番 7、816 番 8 の各々の一部	7,531.72	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和 4 年 11 月 4 日 令和 5 年 9 月 15 日	法指-73	北区長曽根町 1179 番 3 の一部	22,644.4	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和 6 年 4 月 12 日	法指-79	堺区遠里小野町一丁 24 番 1 の一部	3,494.06	テトラクロロエチレン 六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和 7 年 5 月 9 日	法指-86	北区金岡町 1304 番 1 及び 1420 番 2 の各々の一部	798.4	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和 7 年 11 月 7 日	法指-93	堺区錦綾町三丁 151 番の一部	516.25	六価クロム化合物 シアン化合物 ほう素及びその化合物

（出典）「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」（令和 8 年 7 月 3 日現在、堺市ホームページ）を基に作成。



（出典）「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」（令和８年７月３日現在、堺市ホームページ）を加工して作成。

図 3.2.7　事業計画地周辺における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

堺市内の「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染関係）」（平成 15 年）に基づく要措置管理区域及び要届出管理区域の指定状況は表 3.2.18 に示すとおりであり、形質変更時の届出が必要な要届出管理区域は堺区をはじめとする計 13 件が指定されている。

堺市の要届出管理区域のうち、東区または北区に位置する区域は表 3.2.19 に示すとおりであり、事業計画地周辺に存在する。

表 3.2.18　大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る区域の指定状況

区域の種類	指定の件数
要措置管理区域	なし
要届出管理区域	堺市内 13 件

（出典）「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染関係）に基づく要措置管理区域・要届出管理区域の指定」（令和 8 年 1 月 16 日現在、堺市ホームページ）を基に作成。

表 3.2.19　事業計画地周辺における大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要届出管理区域

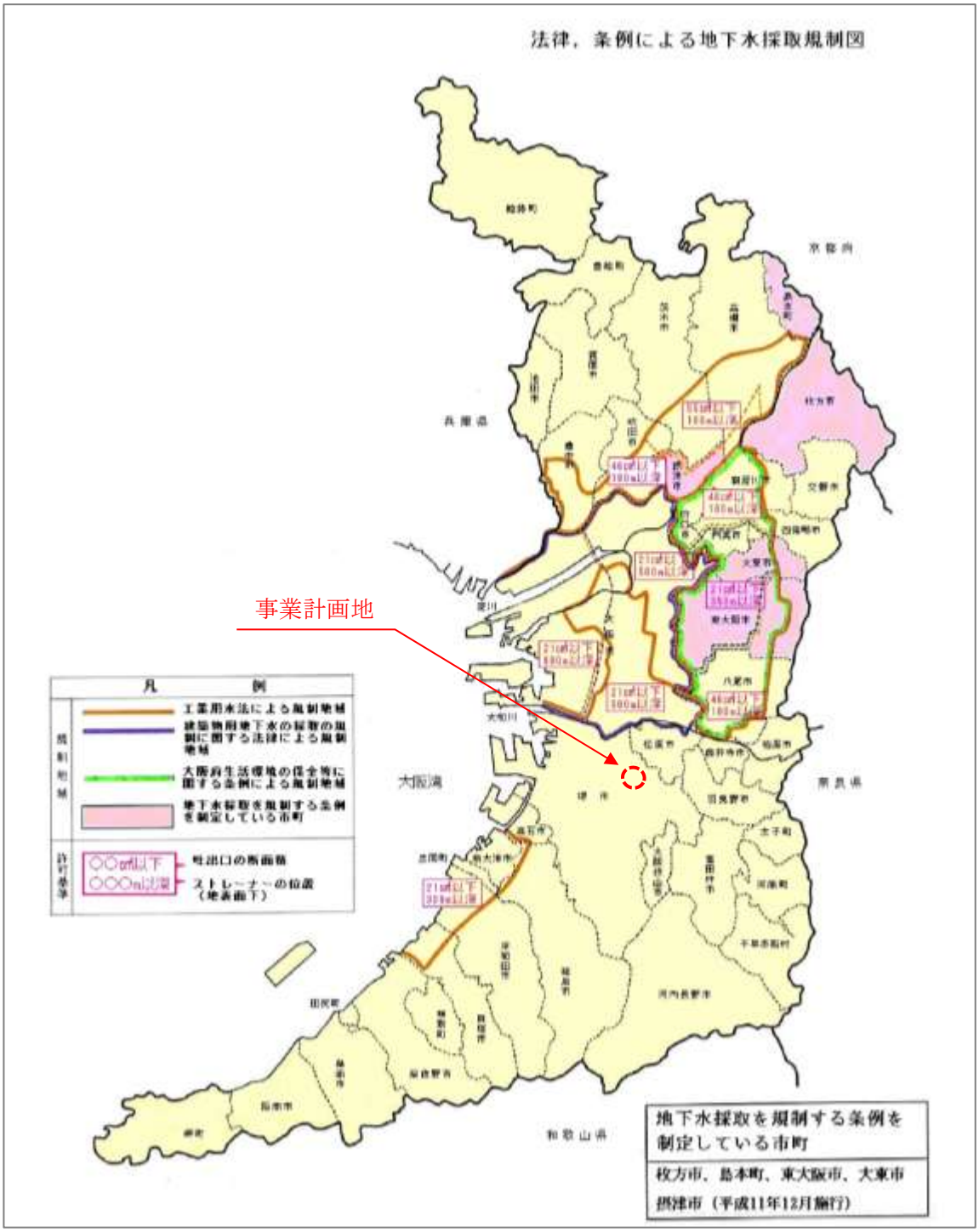
指定年月日	指定番号	管理区域の所在地	区域の面積（m^2）	管理基準に適合しない管理有害物質
令和 3 年 1 月 8 日	条指-17	東区八下町二丁 2 番 1、2 番 2、2 番 3、2 番 4、3 番 1、3 番 2、3 番 3、3 番 4、28 番 1、28 番 2、28 番 3、29 番 1、29 番 3、30 番 1、30 番 2、30 番 3、30 番 4	5,167.30	ダイオキシン類

（出典）「大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染関係）に基づく要措置管理区域・要届出管理区域の指定」（令和 8 年 1 月 16 日現在、堺市ホームページ）を基に作成。

(2) 地盤沈下

大阪平野地域の地下水採取規制図を図 3.2.8 に示す。

「全国地盤環境情報ディレクトリ」（令和 6 年度版、環境省）によると、大別して大阪市域、北摂地域、東大阪地域、泉州地域の 4 地域が地下水利用による沈下地域であり、図 3.1.9 によると堺市における地盤の累積沈下量については、平成 24 年以降は概ね横ばいで推移している。



（出典）「全国地盤環境情報ディレクトリ」（令和 6 年度版、環境省）

図 3.2.8 大阪平野地域における法律及び府条例による地下水採取規制図

3.2.4 公害苦情

堺市における公害に対する公害苦情件数の推移を、表 3.2.20 に示す。令和 6 年度の公害苦情件数は 427 件で、公害の種類別にみると、騒音が 162 件（37.9%）と最も多く、次いで大気汚染 92 件（21.5%）、悪臭 63 件（14.8%）であった。

過去 5 年間の公害苦情件数の推移をみると、総数は年度ごとに増減がみられるものの概ね横ばいで推移している。公害の種類でみると、悪臭が増加傾向に、大気汚染が減少傾向にある。

表 3.2.20 堺市における公害に関する公害苦情件数の推移

年度	総数	典型 7 公害								7 公害以外
		総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
令和 2 年度	462	440	141	39	1	194	9	–	56	22
令和 3 年度	369	346	114	33	–	145	6	–	48	23
令和 4 年度	424	377	96	35	–	168	31	–	47	47
令和 5 年度	326	306	92	22	–	123	17	–	52	20
令和 6 年度	427	363	92	24	–	162	22	–	63	64

（出典）「堺市統計書（令和 7 年度版）」（令和 8 年 7 月、堺市）を基に作成。

3.2.5 日照阻害・電波障害

日照阻害は、太陽光による採光、採暖を阻害し、快適な市民生活を営む上において問題となる。電波障害は電波がビル等で遮られたり、反射されたりすることで起こるが、地上デジタル放送への移行により障害要因が減少している。

堺市では、日照・電波障害対策として、中高層建築物の建築に際し、日照・電波障害等の紛争を事前に防止するため、平成 15 年 6 月に堺市開発行為等の手続に関する条例を制定し、同年 10 月 1 日から施行している。

3.3 自然環境

3.3.1 気象

堺市の気候は瀬戸内海式気候に属し、事業計画地の位置する東区は、「大阪平野気候区」に属する。

最寄りの気象観測所である堺地域気象観測所（堺区百舌鳥夕雲町）の位置を図 3.3.1 に、気象の概況を表 3.3.1 に示す。令和 3 年～令和 7 年の気象の概況は、平均気温は 17.0～17.8℃と温暖であり、降水量は 967.0～1,499.5mm と全国的にみても少ない方であり、平均風速は継続して 1.7m/s である。

表 3.3.1 堺地域気象観測所（アメダス堺）の気象概況

項目 / 年	気　温（℃）					風速（m/s）		降水量（mm）		日照時間（h）
	平　均			極　値		平均	最大	総量	日最大	
	日最高	日最低	平均	最高	最低					
令和 3 年	22.0	12.9	17.1	38.2	-1.3	1.7	9.1	1499.5	81.0	1725.8
令和 4 年	21.8	12.7	17.0	38.3	-2.7	1.7	8.1	967.0	47.0	2236.0
令和 5 年	22.3	12.9	17.3	38.6	-3.1	1.7	10.6	1271.0	167.0	2247.4
令和 6 年	22.6	13.7	17.8	39.2	-3.0	1.7	8.6	1436.5	105.5	2074.2
令和 7 年	22.4	13.2	17.6	37.8	-2.5	1.7	8.4	1059.0	65.5	2330.7

（注 1）堺地域気象観測所（堺市堺区百舌鳥夕雲町）での観測に基づく統計値である。
（注 2）「]」は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている値を示す。
（出典）「気象観測データ」（気象庁ホームページ）を基に作成。

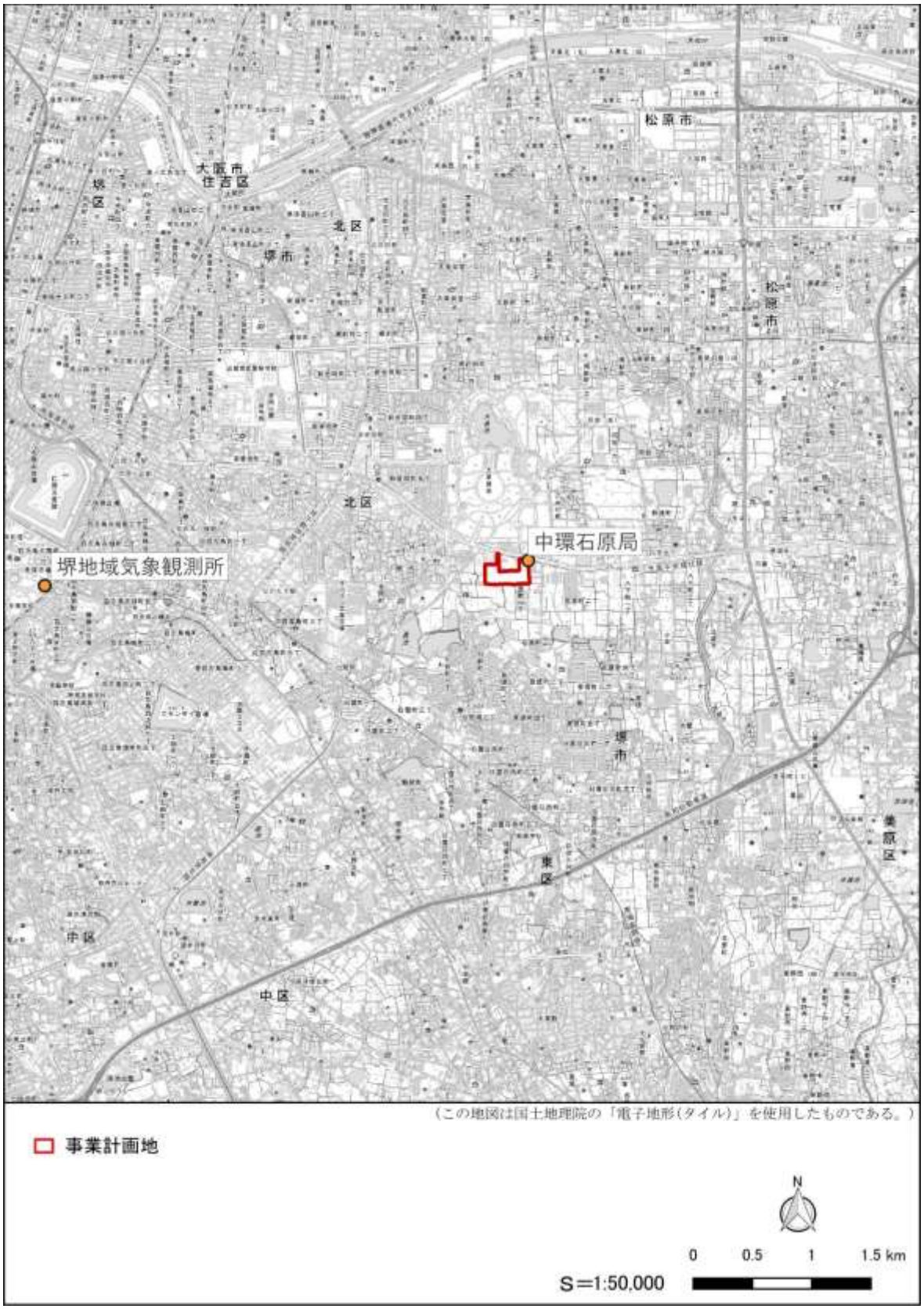
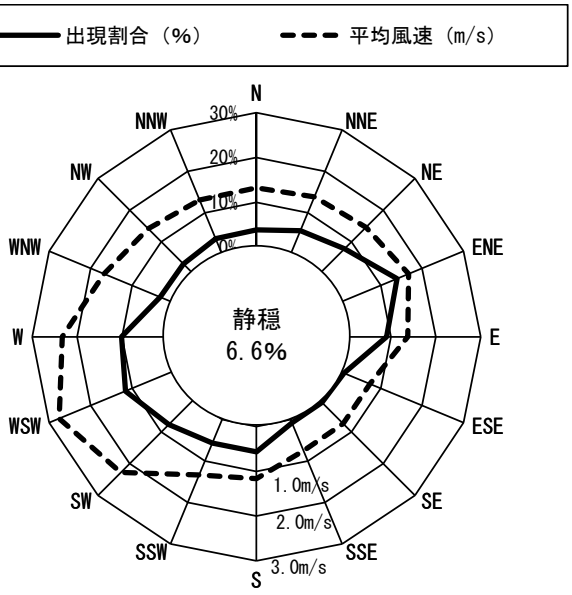


図 3.3.1 気象観測所等位置図

事業計画地周辺の中環石原局における風向風速の測定結果と風配図を表 3.3.2 に示す。

表 3.3.2　大気汚染常時監視測定局の風向別出現割合と平均風速（中環石原局、2025 年度）

観測局	中環石原	最多風向	最多風向の出現割合と平均風速	
		ENE	出現割合：13.9%	平均風速：1.7m/s
風向	出現割合（%）	平均風速（m/s）		
N	3.9	1.3		
NNE	5.7	1.4		
NE	7.8	1.5		
ENE	13.9	1.7		
E	9.0	1.4		
ESE	1.1	0.7		
SE	0.7	0.7		
SSE	0.8	0.8		
S	5.6	1.2		
SSW	5.7	1.3		
SW	7.6	2.3		
WSW	11.6	2.8		
W	10.1	2.3		
WNW	3.2	1.7		
NW	3.0	1.4		
NNW	3.7	1.3		
Calm	6.6	-		
合計	100.0	-	※CALM（静穏）は、0.4m/s 以下としている。	



（出典）「大阪府の大気情報」（大阪府）（https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/download/）を使用し、加工して作成。

3.3.2 地象

堺市の北部には上町断層が南北方向に走っており、上町断層の東西で地形が異なる状況が確認される。図 3.3.2 は治水地形分類図（国土地理院）に上町断層を追記した図である。

活断層は事業計画地より北側と北西側に 2 本ある。

(1) 地形の状況

事業計画地周辺の治水地形分類図（国土地理院）を図 3.3.2 に示す。

事業計画地は台地・段丘に位置している。直近で約 4km 北西側に断層があるが、大和川で途切れている。

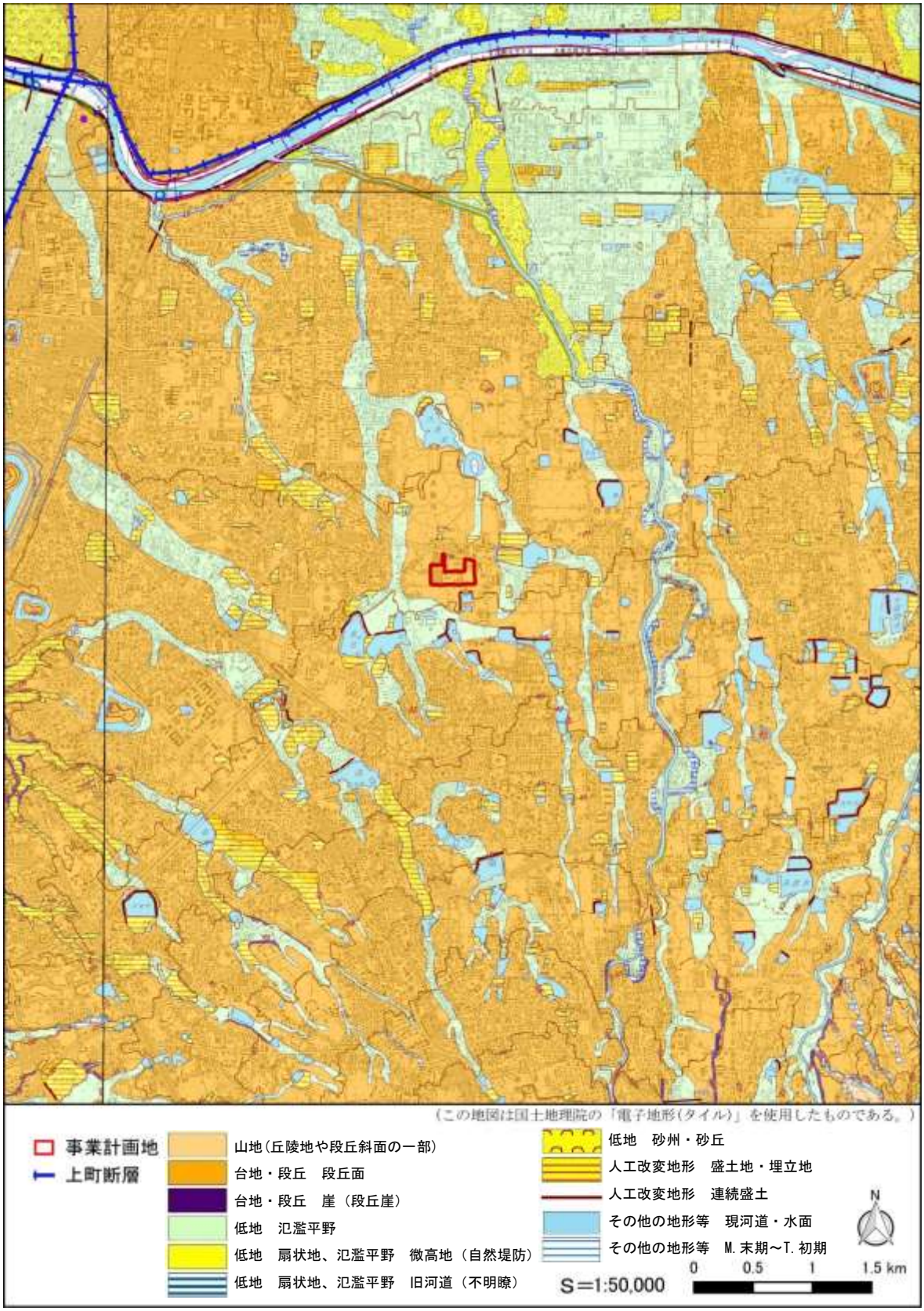
(2) 地質の状況

事業計画地周辺の地質図（国土地理院 5 万分の 1 地質図幅）を図 3.3.3 に示す。

事業計画地周辺には「未区分低位段丘堆積物 礫・砂及びシルト」が分布し、東側には「後背湿地 礫・砂・シルト及び粘土」が分布している。

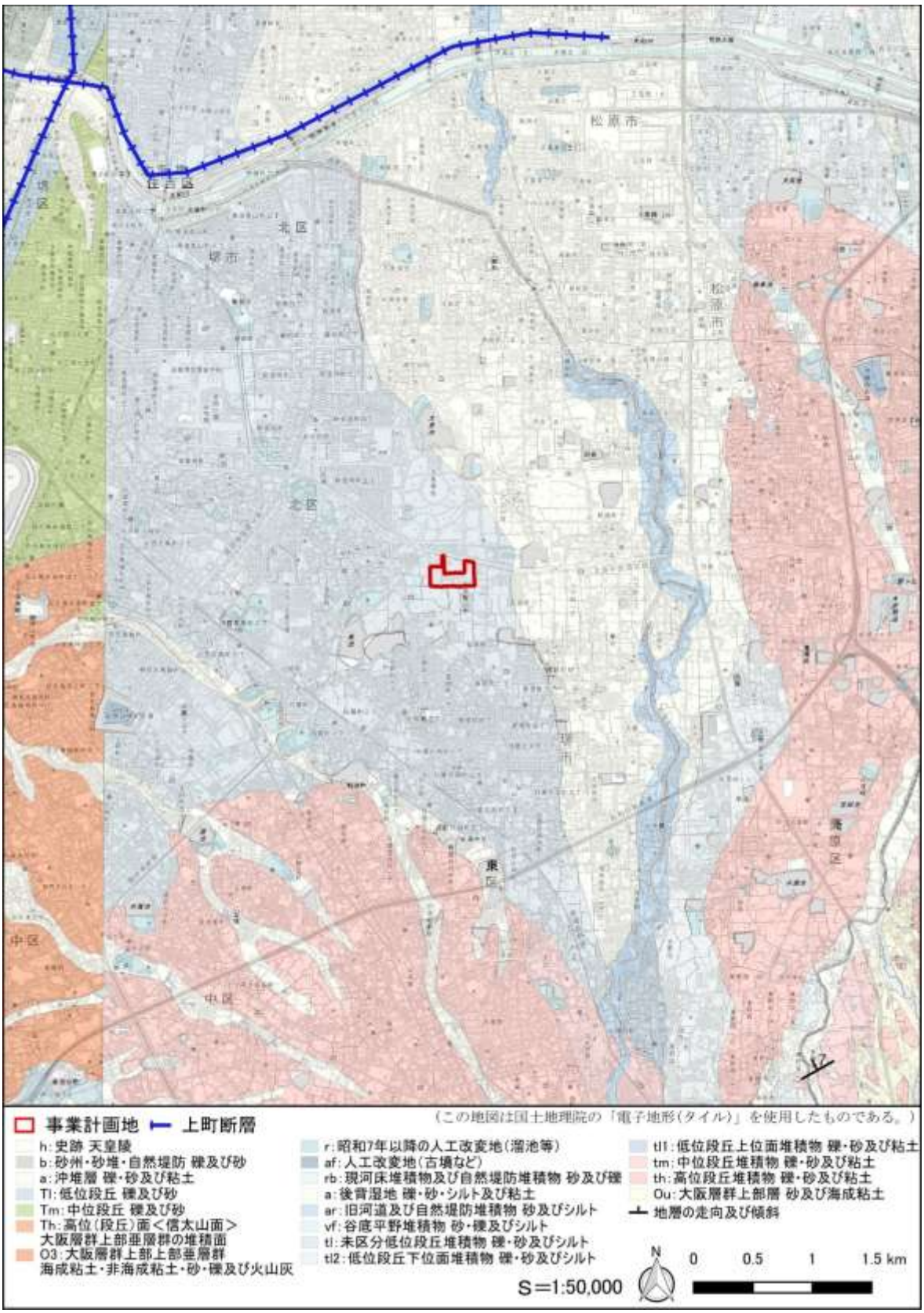
(3) 重要な地形地質

「日本の典型地形 都道府県別一覧」（国土地理院ホームページ）によると、堺市に該当する重要な地形・地質はない。



（出典）「治水地形分類図（近畿地域淀川・大和川水系（大阪東南部・古市）平成 23 年」（国土地理院）
（https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/bousaichiri41046.html）
「上町断層帯（近畿地方の地震活動の特徴 活断層）」（地震調査研究推進本部）
（https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/f080_uemachi/）を使用し、加工作成。

図 3.3.2 事業計画地周辺の治水地形分類図



(出典)「表層地質図(5 万分の 1 地質図幅(大阪西南部)昭和 59 年度」(産総研地質調査総合センター)
「表層地質図(5 万分の 1 地質図幅(大阪東南部)平成 9 年度」(産総研地質調査総合センター)
(https://www.gsj.jp/Map/JP/geology4-11.html#11062)
「上町断層帯(近畿地方の地震活動の特徴 活断層)」(地震調査研究推進本部)
(https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/f080_uemachi/)を使用し、加工作成。

図 3.3.3 事業計画地周辺の表層地質図

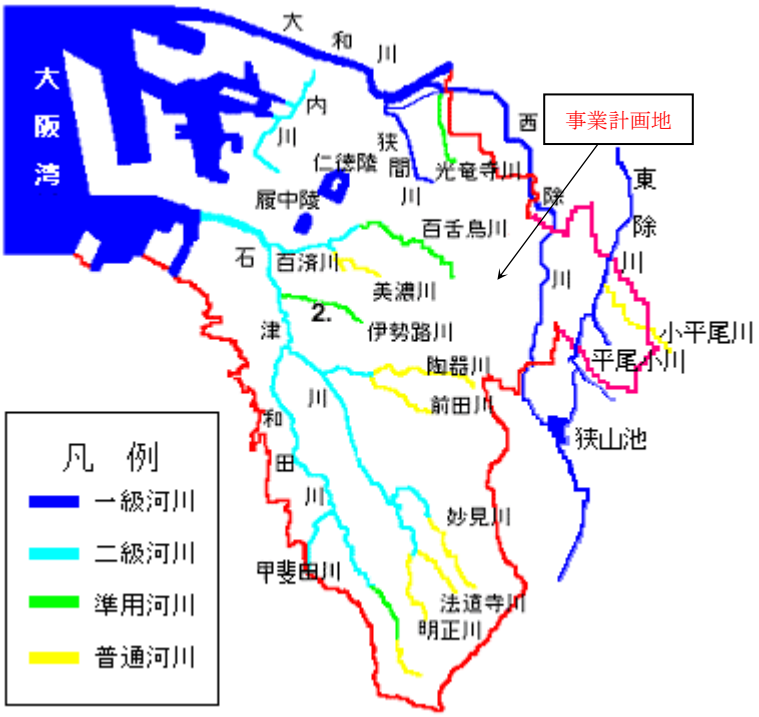
3.3.3 水象

堺市には、一級、二級、準用及び普通河川を含めて 30 の河川があり、総延長は約 88km である。これらは大和川水系、石津川水系、その他の水系に大別され、いずれの河川も平水時の水量は少なく、大和川水系以外は一部を除き流域が堺市域に限られている。また、市域内各地に農業用ため池が多数あり、河川と農業用水路で連携され灌漑用として利用されているが、宅地開発等により埋め立てが進み、数は減少している。

一方、海岸線は埋立てが進み、堺・泉北臨海コンビナート等人工海岸としての利用度が高くなっている。なお、河川の河口付近の海岸線には河川からの砂が堆積し、わずかではあるが一部砂丘の形成もみられる（出典：「2018 堺の環境（平成 30 年版）」（平成 31 年 1 月、堺市））。

事業計画地は、図 3.3.4 に示すとおり西除川中流部の西側に位置している。

事業計画地周辺における主要な河川の状況を表 3.3.3 に示す。



（出典）「堺市を流れる河川一覧」（令和 8 年 7 月 堺市）

図 3.3.4 事業計画地周辺における主な河川位置図

表3.3.3 主要な河川の状況

水系	河川名	流域面積（km^2）	流路延長（km）
大和川水系	大和川	1,070	68

（出典）「大和川水系河川整備基本方針」（平成 21 年 3 月、国土交通省河川局）を基に作成。

3.3.4 生物・生態系

(1) 堺市内に生息している野生生物の状況

1) 動物

「生物多様性・堺プラン」（令和 5 年 3 月、堺市）や「生物多様性・堺戦略」（平成 25 年 3 月、堺市）によると、市内に生息する野生生物の状況は以下のとおり記載されている。

南部丘陵は、豊かな里山環境が残された貴重なエリアで、コナラ林やシリブカガシ林、アカマツ林等の森林や、棚田、ため池等の人との関わりを通じてはぐくまれた里地里山がみられる。南部丘陵の生態系は、オオタカ・フクロウ・ヤマトサンショウウオ・カジカガエル等の希少な生き物の住みかである。

市内の農地は、トンボ類・コオロギ類の格好の生息地になっているほか、ケリ・ムクドリ等鳥類の餌場にもなっている。

また、市内の様々な規模の公園・緑地には、アオスジアゲハ・ナミアゲハ等、樹木や植栽された花に集まる昆虫や、ムクドリ・モズ等、木の実や昆虫を捕食する鳥類も見られる。

大和川水系、石津川水系といった堺市の河川では、ヌマムツ・タモロコ・ミナミメダカ・ドジョウ等多様な魚類が生息している。また、市内には 500 あまりのため池があり、周囲の環境も含めて、カワセミ・オオヨシキリ・トノサマガエル・ミナミメダカ等、多様な生き物の生息・生育空間になっている。

一方、堺市ではアライグマやウシガエル、セアカゴケグモ等のように、在来種や人の健康、農作物等へ影響を及ぼす侵略的な外来種が確認されている。また、2015 年にアルゼンチンアリ、2016 年にクビアカツヤカミキリ等の特定外来生物も確認されている。

2) 植物

「堺市緑の基本計画」（令和５年３月、堺市）や「生物多様性・堺プラン」（令和５年３月、堺市）、「史跡百舌鳥古墳群保存活用計画」（令和 5 年 6 月）によると、市内の植生及び植物相の状況は以下のとおり記載されている。

＜植生＞

堺市は照葉樹林帯に属し、本来の自然植生は常緑広葉樹林が広く成立する植生帯にあたる。

しかし、古代から継続的に発展した歴史を持つ都市であるため、市域全体にわたって人為影響を多く受け、現在、原生的な自然環境は残っていない。自然植生としては南部丘陵や神社・寺院の境内、古墳等にわずかに自然林が分布するのみである。

＜植物相＞

市内の北部から中部の平野部では、野草や水生植物等の草本植物が主に分布し、アラカシ、ナナミノキ、クロガネモチ等が主体の古墳も点在している。また、市内の神社や寺の境内には昔から残るクスノキやエノキ、ソテツ等の樹木や、アラカシやサカキを中心とした樹林地が残されている。一方、外来植物では、アレチウリやアメリカオニアザミが市内各地でも確認されている。

(2) 堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物

堺市では、市域に生息・生育する野生動植物種について、過去の調査結果等の既存資料の収集及び補足現地調査を実施し、それらの分布状況等の現況を整理、解析したうえで、堺市における貴重な動植物のリストである「堺市レッドリスト」を作成している。

また、堺市においても外来種による生態系の悪化が問題であることから、堺市の生態系に被害を及ぼす（又は及ぼすおそれがある）外来種をリスト化した「堺市外来種アラートリスト」を作成している。

1) 堺市レッドリスト 2021

「堺市レッドリスト 2021」の動植物のカテゴリー及び定義を表 3.3.4 に、カテゴリー別の選定種を表 3.3.5～表 3.3.9 に示す。

「堺市レッドリスト 2021」に選定された種は、動物が 390 種、植物が 325 種、合計で 715 種であり、このうち絶滅に選定された種は 107 種、A ランクが 159 種、B ランクが 122 種、C ランクが 256 種、情報不足が 71 種であった。

表 3.3.4 堺市レッドリスト 2021 のカテゴリー区分及び定義

ｶﾃｺﾞﾘｰ	定 義	環境省・大阪府ﾚｯﾄﾞﾘｽﾄとの対応関係
絶　滅	堺市において確認記録、標本があるなど、かつては生息・生育していたが、現在は絶滅したと考えられる種（記録が不十分な種については、最近 30 年以上確認されていない種）。	絶滅 野生絶滅
A ランク	環境省レッドリスト、大阪府レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類に相当。堺市において個体数が急速に減少した、あるいは個体群の大部分が失われた種で、大阪府や全国的にみても衰退が著しい種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、存続が困難な種。 また、堺市において絶滅したと記載のある種で近年確認された種。	絶滅危惧Ⅰ類
B ランク	環境省レッドリスト、大阪府レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類に相当。A ランクほどではないが近い将来、堺市あるいは大阪府における絶滅の危険性が高い種。	絶滅危惧Ⅱ類
C ランク	環境省レッドリスト、大阪府レッドリストの準絶滅危惧に相当。堺市及び大阪府において、現地点では絶滅の危険性は小さいが、生息・生育状況の変化によっては B ランク以上にランクを移行する可能性がある種。 また、堺市において減少している、あるいは減少のおそれが強い環境（湿地、ため池、良好な水路、二次林、草原、農耕地等）との結びつきが強く、守りたい環境の指標となる種。	準絶滅危惧
情報不足	環境省レッドリスト、大阪府レッドリストの情報不足に相当。 評価するだけの情報が不足している種。情報が得られ次第「C ランク」あるいはそれ以上のランクに移行する可能性を有するが、現時点ではカテゴリーを評価する情報が不足している種。	情報不足

（注）　「野生絶滅」は環境省レッドリストのみのカテゴリーである。

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

表 3.3.5 カテゴリー別選定種（絶滅）

絶滅 107 種	
鳥類：1 種	カワガラス
両生類：1 種	ナゴヤダルマガエル
陸産・淡水産貝類：1 種	マルタニシ
海岸生物：38 種	キサゴ、ダンベイキサゴ、ヒロクチカノコ、ホソウミニナ、イボウミニナ、タケノコカワニナ、ウネナシトカケ、クレハガイ、セキモリ、ネコガイ、フロガイダマシ、ムシロガイ、ハナムシロ、ヒロオビヨフバイ、ハンレイヒバリ、コケガラス、ハイガイ、オオマテ、ユウシオガイ、シラトリガイ、サクラガイ、アオサギ、サギガイ、オチバ、ムラサキガイ、フジナミ、イソシジミ、キヌタアゲマキ、クシケマスオ、ウミタケ、オオトリガイ、シオフキ、ヤチヨノハナガイ、オキシジミ、ハマグリ、ガンギハマグリ、コメツキガニ、ユムシ
昆虫類・クモ類：24 種	コバネアオイトトンボ、モートンイトトンボ、ベッコウトンボ、キトンボ、マダラナニワトンボ、タガメ、コバンムシ、オオウスバカゲロウ、ギンイチモンジセセリ、シルビアシジミ、ウミミズギワゴミムシ、クビナガキベリアオゴミムシ、ヒョウタンゴミムシ、カワラハンミョウ、ルイスハンミョウ、マルコガタノゲンゴロウ、コガタノゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、スジゲンゴロウ、カワラゴミムシ、コガタガムシ、ベーツヒラタカミキリ、キゴシジガバチ
維管束植物：42 種	オオアカウキクサ、アカウキクサ、アギナシ、トキソウ、ユウスゲ、ミズギボウシ、コウボウムギ、コウボウシバ、シオクグ、イソヤマテンツキ、アゼテンツキ、サンカクイ、アイアシ、タキキビ、ヒキノカサ、ハマビシ、タヌキマメ、ハマエンドウ、ミソナオシ、クサフジ、カワラサイコ、カワラハンノキ、タチスズシロソウ、ハタザオ、ニオイタデ、アキノミチヤナギ、カワラアカザ、ヤマゴボウ、サワフタギ、ケテイカカズラ、ハマネナシカズラ、ウンラン、ミズトラノオ、ナミキソウ、ハマゴウ、ハマウツボ、アサザ、タウコギ、カセンソウ、ホソバニガナ、ハマゼリ、ハマボウフウ

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

表 3.3.6 カテゴリー別選定種（A ランク）

A ランク 159 種	
鳥類：14 種	ウズラ、ヨシゴイ、クイナ、ヒクイナ、イカルチドリ、シロチドリ、タマシギ、ツバメチドリ、コアジサシ、ハチクマ、チュウヒ、サシバ、トラフズク、コミミズク
両生類：2 種	ヤマトサンショウウオ、アカハライモリ
淡水魚類：3 種	カワバタモロコ、ドジョウ、ミナミメダカ
陸産・淡水産貝類：2 種	モノアラガイ、マツカサガイ広域分布種
海岸生物：2 種	オオサカドロソコエビ、タイワンヒライソモドキ
昆虫類・クモ類：46 種	ホソミイトトンボ、ベニイトトンボ、ネアカヨシヤンマ、アオヤンマ、オオルリボシヤンマ、キイロサナエ、オグマサナエ、ハネビロエゾトンボ、タカネトンボ、エゾトンボ、ハッチョウトンボ、ナニワトンボ、ヒメアカネ、ミヤマアカネ、オオキトンボ、ヒナカマキリ、ウスバカマキリ、イナゴモドキ、セグロイナゴ、ハウチワウンカ、ハルゼミ、エノキカイガラキジラミ、イトアメンボ、オヨギカタビロアメンボ、アオバセセリ、ミヤマセセリ、オオチャバネセセリ、ウラナミアカシジミ、ミドリシジミ、ゴイシシジミ、サカハチチョウ、メスグロヒョウモン、スミナガシ、イチモンジチョウ、オオムラサキ、オナガアゲハ、ツマグロキチョウ、ブチヒゲヤナギドクガ、ミズスマシ、マダラコガシラミズムシ、ヤマトアオドウガネ、セマルケシマグソコガネ、ヘイケボタル、ヒメボタル、ヨツボシカミキリ、ムネマダラトラカミキリ
維管束植物：79 種	ミズニラ、アカハナワラビ、サンショウモ、タカサゴキジノオ、ナチシケシダ、ムサシシケシダ、シノブ、オニバス、ヒツジグサ、オオバウマノスズクサ、マルバオモダカ、ヤナギスブタ、イトトリゲモ、ホッスモ、オオトリゲモ、ミズオオバコ、ホソバミズヒキモ、エビネ、ナツエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、ジガバチソウ、クモキリソウ、サギソウ、オオバノトンボソウ、ノハナショウブ、ノカンゾウ、オオミクリ、ヤマトミクリ、ヒメミクリ、オオホシクサ、セイタカハリイ、イガクサ、ヒメホタルイ、フトイ、ノグサ、コシンジュガヤ、ヌマカゼクサ、ヒロハノドジョウツナギ、ミノボロ、スズメノコビエ、ウキシバ、ヤマビワ、ツメレンゲ、オグラノフサモ、イヌハギ、マキエハギ、オニグルミ、アゼオトギリ、ミズオトギリ、ミズマツバ、イヌナズナ、コイヌガラシ、ハマサジ、サイコクヌカボ、ナガバノウナギツカミ、サデクサ、イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ、オカヒジキ、タイミンタチバナ、クロミノニシゴリ、カギカズラ、イヌセンブリ、タチカモメヅル、スズサイコ、イヌノフグリ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ゴマクサ、ヒキヨモギ、オオヒキヨモギ、キキョウ、ガガブタ、スイラン、オグルマ、ムカゴニンジン
コケ類：6 種	オオミズゴケ、ジョウレンホウオウゴケ、イヨススキゴケ、ナガバサワゴケ、ヒロハフサゴケ、ウキゴケ
藻類：3 種	オウシャジクモ、ジュズフラスコモ、モリオカフラスコモ
菌類：2 種	シモコシ、マツタケ

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

表 3.3.7 カテゴリー別選定種（B ランク）

B ランク 122 種	
哺乳類：2 種	イタチ、カヤネズミ
鳥類：12 種	ヤマドリ、ゴイサギ、ヨタカ、ケリ、ツルシギ、タカブシギ、オオタカ、フクロウ、アオバズク、サンショウクイ、オオヨシキリ、セッカ
爬虫類：2 種	ニホンイシガメ、ヒバカリ
両生類：5 種	ニホンアカガエル、ツチガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエル
淡水魚類：3 種	ニホンウナギ、ヌマムツ、ドンコ
陸産・淡水産貝類：5 種	オオタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ナガオカモノアラガイ、ケハダビロウドマイマイ、マシジミ
昆虫類・クモ類：47 種	オツネントンボ、セスジイトトンボ、ニホンカワトンボ、マルタンヤンマ、コシボソヤンマ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、ヤマサナエ、オナガサナエ、アオサナエ、メガネサナエ、フタスジサナエ、ムカシヤンマ、トラフトンボ、ヨツボシトンボ、ナツアカネ、ノシメトンボ、マイコアカネ、カヤキリ、チッチゼミ、オオミズムシ、コオイムシ、タイコウチ、キカマキリモドキ、ホソバセセリ、ミドリヒョウモン、ジャノメチョウ、オナガミズアオ、コキベリアオゴミムシ、オオトックリゴミムシ、イグチケブカゴミムシ、エリザハンミョウ、ルイスツブゲンゴロウ、オオミズスマシ、キイロコガシラミズムシ、チュウブホソガムシ、ネブトクワガタ、コカブトムシ、ジュウクホシテントウ、ジュウサンホシテントウ、ニセノコギリカミキリ、キンイロネクイハムシ、ウマノオバチ、クロマルハナバチ、キノボリトタテグモ、キシノウエトタテグモ、ヒトエグモ
維管束植物：39 種	ミズスギ、ヒカゲノカズラ、イヌドクサ、マツバラン、コヒロハハナヤスリ、ヒメミズワラビ、オオバノハチジョウシダ、ウラボシノコギリシダ、ミヤマノコギリシダ、ツヤナシイノデ、ジュンサイ、ヒルムシロ、フトヒルムシロ、アイノコイトモ、セトウチホトトギス、カキラン、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、コガマ、ウキヤガラ、アイダクグ、オオシロガヤツリ、オガルカヤ、カリマタガヤ、カモノハシ、アシカキ、カワラケツメイ、コガンピ、マツグミ、コギシギシ、カワラナデシコ、シャクジョウソウ、コバノニセジュズネノキ、リンドウ、センブリ、オトコヨモギ、リュウノウギク、タムラソウ、オミナエシ
蘚苔類：3 種	アラハシラガゴケ、イチョウウキゴケ、エゾヤノネゴケ
藻類：1 種	シャジクモ
菌類：3 種	ヤケノヒトヨタケ、クロヒメオニタケ、ショウロ

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

表 3.3.8（1） カテゴリー別選定種（C ランク）（1/2）

C ランク 256 種	
哺乳類：4 種	ヒミズ、コウベモグラ、ノウサギ、テン
鳥類：17 種	キジ、アマサギ、チュウサギ、コサギ、ホトトギス、コチドリ、タシギ、クサシギ、トウネン、ハマシギ、ミサゴ、トビ、ノスリ、ハヤブサ、サンコウチョウ、ヒバリ、コシアカツバメ
爬虫類：3 種	ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、ニホンマムシ
淡水魚類：5 種	ウキゴリ、タモロコ、ナマズ、アユ、シマヒレヨシノボリ
陸産・淡水産貝類：5 種	クチマガリマイマイ、カワニナ、チリメンカワニナ、ヒラマキモドキ、ドブシジミ
海岸生物：3 種	ヤマトシジミ、マメコブシガニ、ホソアヤギヌ
昆虫類・クモ類：90 種	ホソミオツネントンボ、キイトトンボ、ミルンヤンマ、ウチワヤンマ、オジロサナエ、オニヤンマ、コフキトンボ、シオヤトンボ、コノシメトンボ、アキアカネ、ネキトンボ、ササキリモドキ、スズムシ、クマスズムシ、ナツノツヅレサセコオロギ、キンヒバリ、クルマバッタ、ショウリョウバッタモドキ、ナキイナゴ、ニセハネナガヒシバッタ、ミンミンゼミ、ヒグラシ、オオアメンボ、ヤスマツアメンボ、ムモンミズカメムシ、ミズカマキリ、ヒメミズカマキリ、ヒメカマキリモドキ、ツノトンボ、リュウキュウホシウスバカゲロウ、コバントビケラ、ダイミョウセセリ、キマダラセセリ、コチャバネセセリ、ミズイロオナガシジミ、ムラサキツバメ、コツバメ、アカシジミ、トラフシジミ、コムラサキ、クロヒカゲ、ヒカゲチョウ、コジャノメ、ヒメジャノメ、ヒオドシチョウ、ジャコウアゲハ、カラスアゲハ、ツマキチョウ、スジグロシロチョウ、フチムラサキノメイガ、イネコミズメイガ、オオミズアオ、ヤママユ、ウスタビガ、シンジュサン、コシロシタバ、キシタバ、アサマキシタバ、ホソバオビキリガ、オオトモエ、キシタアツバ、マイコトラガ、ナミハンミョウ、コハンミョウ、ウスイロシマゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ、ケシゲンゴロウ、シャープツブゲンゴロウ、マルチビゲンゴロウ、マルヒラタガムシ、スジヒラタガムシ、コガムシ、オオサカヒラタシデムシ、ヒラタクワガタ、ドウガネブイブイ、タマムシ、チャイロムナボソコメツキ、ウバタマコメツキ、ゲンジボタル、クロマドボタル、カメノコテントウ、クスベニカミキリ、ガガブタネクイハムシ、オオセイボウ、ケブカツヤオオアリ、クロスズメバチ、フタモンクモバチ、マイマイツツハナバチ、ワスレナグモ、コガネグモ
淡水産甲殻類：3 種	ミゾレヌマエビ、ヒラテテナガエビ、サワガニ
維管束植物：108 種	ヒメクラマゴケ、オオハナワラビ、クサソテツ、サトメシダ、トガリバイヌワラビ、コバノカナワラビ、イワヘゴ、エンシュウベニシダ、カタイノデ、サカゲイノデ、ジュウモンジシダ、ドウリョウイノデ、ウマノスズクサ、ホオノキ、キシダマムシグサ、ウラシマソウ、ヘラオモダカ、クロモ、ショウジョウバカマ、ホウチャクソウ、タチシオデ、ササユリ、タシロラン、アヤメ、ハナミョウガ、 ヒロハノコウガイゼキショウ、ハタガヤ、シロイトスゲ、エナシヒゴクサ、ハリガネスゲ、ヒゴクサ、ヒメシラスゲ、ミコシガヤ、オタルスゲ、ササノハスゲ、ヒメモエギスゲ、タガネソウ、ヤワラスゲ、ヒナガヤツリ、ヌマガヤツリ、シカクイ、ヒメヒラテンツキ、クロテンツキ、コイヌノハナヒゲ、イヌホタルイ、エゾアブラガヤ、ダンチク、ヒメウキガヤ、ハイチゴザサ、エゾノサヤヌカグサ、マコモ、マツモ、メギ、チャルメルソウ、フジカンゾウ、クララ、クサボケ、ミツバツチグリ、ヤブイバラ、ワレモコウ、ナンキンナナカマド、クマヤナギ、ウワバミソウ、オオサンショウソウ、ウラジロガシ、ツクバネガシ、アカシデ、ゴキヅル、アマチャヅル、キカラスウリ、ツリバナ、アギスミレ、バッコヤナギ、ヨシノヤナギ、アカバナ、ヒノキバヤドリギ、タニソバ、ホソバハマアカザ、ツルナ、ツリフネソウ、カラタチバナ、ミミズバイ、イチヤクソウ、ミヤコツツジ、コカモメヅル、ハマヒルガオ、サワトウガラシ、キクモ、カワヂシャ、イヌタヌキモ、イガタツナミ、ホナガタツナミソウ、ナンバンギセル、クチナシグサ、ハナイカダ、ツリガネニンジン、ツルニンジン、タニギキョウ、キセルアザミ、ヤクシソウ、ノニガナ、センボンヤリ、アキノキリンソウ、ミヤマウグイスカグラ、オトコエシ、ウド、ウラゲウコギ、ヒメチドメ

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

表 3.3.8（2） カテゴリー別選定種（C ランク）（2/2）

C ランク 256 種	
蘚苔類：6 種	ホウライオバナゴケ、ナガバヒョウタンゴケ、ツガゴケ、ホソミツヤゴケ、ヤマハイゴケ、ウロコゼニゴケ
菌類：12 種	スジチャダイゴケ、オオオニテングタケ、カブラテングタケ、ヒメフクロタケ、バフンヒトヨタケ、オオヤシャイグチ、ヤマナラシノアオネノヤマイグチ、オクヤマニガイグチ、ウスタケ、イカタケ、ハツタケ、ドングリキンカクキン

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

表 3.3.9 カテゴリー別選定種（情報不足）

情報不足 71 種	
哺乳類：1 種	ヒナコウモリ
爬虫類：4 種	ニホンスッポン、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ
両生類：1 種	タゴガエル
淡水魚類：5 種	オオキンブナ、ギンブナ、サツキマス、アカメ、トウヨシノボリ類
陸産・淡水産貝類：3 種	カワネジガイ、ヒメタマゴマイマイ、レンズヒラマキ
淡水産甲殻類：1 種	ミナミヌマエビ
昆虫類・クモ類：36 種	ムスジイトトンボ、ミヤマカワトンボ、ホンサナエ、タベサナエ、オオゴキブリ、ヤマトゴキブリ、クロモンチビゴキブリ、ツチゴキブリ、ヒメクロゴキブリ、サツマヒメカマキリ、コヒゲジロハサミムシ、ヒメヒシバッタ、オオキンカメムシ、フタスジキソトビケラ、ツマグロトビケラ、クロホウジャク、ヤネホソバ、ダイミョウアトキリゴミムシ、キノコゴミムシ、マルケシゲンゴロウ、ヒメケシゲンゴロウ、ムツボシツヤコツブゲンゴロウ、ヤマトホソガムシ、シジミガムシ、クロマダラタマムシ、ツシマヒメサビキコリ、オオウバタマコメツキ、トゲアリ、ヤマトアシナガバチ、モンスズメバチ、チャイロスズメバチ、スギハラクモバチ、キアシハナダカバチモドキ、ナミルリモンハナバチ、ゲホウグモ、カトウツケオグモ
維管束植物：13 種	コバギボウシ、アマドコロ、ヤマアゼスゲ、カンスゲ、シバスゲ、シロガヤツリ、コタチツボスミレ、ママコノシリヌグイ、ツメクサ、ネナシカズラ、アワゴケ、イヌトウバナ、ウラギク
菌類：7 種	オオノウタケ、キシメジ、マツカサタケ、アカモミタケ、クロカワ、コウタケ、クモタケ

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

2) 堺市外来種アラートリスト 2021

「堺市外来種アラートリスト 2021」の動植物のカテゴリー及び定義を表 3.3.10 に、カテゴリー別の選定種を表 3.3.11～表 3.3.13 に示す。

「堺市外来種アラートリスト 2021」に選定された種は、動物が 58 種 4 科 1 属、植物が 48 種 4 属、合計で 106 種 4 科 5 属であり、このうち重点対策種は 29 種 1 属（動物 19 種、植物 10 種 1 属）、要注意種は 53 種 4 属（動物 22 種 1 属、植物 31 種 3 属）、要侵入警戒種は 24 種 4 科（動物 17 種 4 科、植物 7 種）であった。

表 3.3.10 「堺市外来種アラートリスト 2021」のカテゴリー区分及び定義

カテゴリー	定　義
重点対策種	生態系や、農林業、人への健康被害について、甚大な影響を及ぼすと考えられるもの。特に堺市への侵入が初期段階のものは、早急に対策を講じる必要がある。
要注意種	生態系や、農林業、人への健康被害について、重点対策種ほど大きくないもの。
要侵入警戒種	堺市では侵入・繁殖記録がないが、大阪府では既に侵入・繁殖している外来種のうち、生態系や、農林業、人への健康被害について、甚大な影響を及ぼすと考えられるもので、侵入・繁殖した場合、ただちに対策を講じる必要があるもの。

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

表 3.3.11　カテゴリー別選定種（重点対策種）

重点対策種　29 種 1 属	
哺乳類：3 種	ヌートリア、アライグマ、チョウセンイタチ
鳥類：3 種	コブハクチョウ、アイガモ・アヒル、ソウシチョウ
爬虫類：1 種	ミシシッピアカミミガメ
両生類：2 種	アフリカツメガエル、ウシガエル
淡水魚類：3 種	カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス
淡水甲殻類：1 種	アメリカザリガニ
陸産類・淡水産貝類：3 種	スクミリンゴガイ、オオクビキレガイ、タイワンシジミ
昆虫類・クモ類：3 種	クビアカツヤカミキリ、アルゼンチンアリ、セアカゴケグモ
維管束植物：10 種 1 属	外来アゾラ類、カモガヤ、オオフサモ、ハリエンジュ、アレチウリ、オオバナミズキンバイ広義、オオカワヂシャ、シチヘンゲ、アメリカオニアザミ、オオキンケイギク、ナルトサワギク

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

表 3.3.12 カテゴリー別選定種（要注意種）

要注意種 53 種 4 属	
哺乳類：4 種	ハツカネズミ、クマネズミ、ドブネズミ、ハクビシン
鳥類：3 種	コジュケイ、カワラバト、クロエリセイタカシギ
淡水魚類：6 種	アリゲーターガー、コイ（外来型）、タイリクバラタナゴ、グッピー、タウナギ、カムルチー
淡水甲殻類：1 種 1 属	カワリヌマエビ属、チュウゴクスジエビ
海岸生物：1 種	ホンビノスガイ
昆虫類・クモ類：7 種	コワモンゴキブリ、アカハネオンブバッタ、クスベニヒラタカスミカメ、マツヘリカメムシ、ムラクモカレハ、タイワンタケクマバチ、クロガケジグモ
維管束植物：31 種 3 属	オオカナダモ、コカナダモ、ヒメヒオウギズイセン、キショウブ、ハタケニラ、マルバツユクサ、ノハカタカラクサ、ホテイアオイ、コゴメイ、メリケンガヤツリ、シナダレスズメガヤ、ネズミムギ属（ライグラス類）、タチスズメノヒエ、モウソウチク、オニウシノケグサ、セイバンモロコシ、キクザキリュウキンカ、アレチヌスビトハギ、ナヨクサフジ、オオキバナカタバミ、カラシナ、オランダガラシ、エゾノギシギシ、ハリビユ、ツルニチニチソウ、外来アサガオ類、チョウセンアサガオ属、ワルナスビ、トウネズミモチ、ヤナギバルイラソウ、ブタクサ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、メリケントキンソウ

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

表 3.3.13 カテゴリー別選定種（要侵入警戒種）

要侵入警戒種 24 種 4 科	
哺乳類：1 種	クリハラリス
爬虫類：2 種	カミツキガメ、ワニガメ
淡水魚類：5 種	カラドジョウ、チャネルキャットフィッシュ、タイリクスズキ、コクチバス、ナイルティラピア
淡水甲殻類：4 科	ザリガニ科の全種、アメリカザリガニ科の全種（アメリカザリガニを除く）、アジアザリガニ科の全種、ミナミザリガニ科の全種
陸産類・淡水産貝類：2 種	ヒメリンゴマイマイ、カワヒバリガイ
昆虫類・クモ類：7 種	ムネアカハラビロカマキリ、アカボシゴマダラ、ハヤトゲフシアリ、アカカミアリ、ヒアリ、セイヨウオオマルハナバチ、ハイイロゴケグモ
維管束植物：7 種	サンカクニラ、カロライナツユクサ、シマツユクサ、ヨシススキ、ヒガタアシ、ナガエツルノゲイトウ、ドクニンジン

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

(3) 生態系

「堺市レッドリスト 2021」では、堺市域の特徴となる生態系要素として要注目生態系が選定されている。「堺市レッドリスト 2021」における要注目生態系の概要を表 3.3.14 に示す。

「古墳及び社寺林」は「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年 3 月、大阪府）の「生態系」C ランク「低地照葉樹林（シイ・カシ林）」、里山林は同「貧栄養なアカマツ疎林」、「棚田」は同「棚田（畦畔を含む）」、「高茎草地を含む水辺」や「水田を中心とした農耕地」は同「低地のため池群」又は「代替裸地・草地（埋立地）」にそれぞれ相当する。

また、「大阪府レッドリスト 2014」（平成 26 年 3 月、大阪府）では、希少な野生動植物が生息・生育し、種の多様性が高い地域を生物多様性ホットスポットとして選定しており、堺市内では、「鉢ヶ峯寺、豊田、別所、金剛寺」（A ランク）、「堺 2 区埋立地」、「堺 7-3 区埋立地」、「堺東部ため池群」（C ランク）が挙げられている。これらの地域には里山林、棚田、高茎草地を含む水辺や農耕地が存在しており、貴重な生態系として機能している。

表 3.3.14（1） 堺市における要注目生態系（1/2）

生態系	対象	選定理由等
古墳及び社寺林	●平野部、丘陵部の古墳及び社寺林（コジイ林、シリブカガシ林） （ただし過去 100 年程度の植栽由来を除く）	主に社寺林に残るコジイ林、シリブカガシ林は、堺市の平野・丘陵部における気候的極相※1のカナメモチ－コジイ群集に準ずる植生単位で、堺市ではほとんど残っていない。森林性の動物、菌類の生息場所であり、学術的にも遺伝子資源・自然学習教材として重要である。特に低木層、草本層を伴う階層構造の発達したコジイ林、シリブカガシ林では、多様な生物の生育・生息が可能となる。 古墳や社寺に存在するコジイ林、シリブカガシ林などの常緑広葉樹林は、都市部においてエコロジカルネットワーク※2の形成に重要な役割を果たすと考えられる。
里山林	●丘陵部の里山（コナラを主とする落葉広葉樹林） （群落面積 10ha 以上）	里山林におけるアカマツ林は、およそ 60 年前までは、コナラ林と併せて堺市における丘陵部の最も普遍的な野生生物の生育・生息空間として非常に重要な生態系であったが、管理放棄やマツ枯れの影響などで堺市ではほとんど残っていない。現在残るコナラ林はかつての薪炭林とマツ枯れ後に成立した林である。かつては人間の管理の違いにより明確であったアカマツ林とコナラ林は、現在放棄により混交し、区別することができない。 今なお里山林は、かつて堺市で最も多かった生き物たちの生息場所として機能しているが、一方で開発やナラ枯れにより危機に瀕している。一定程度の面積を保つことにより在来の野生生物が生息可能となり、植物も含め個体群の維持が可能となる。 また、アカマツ・コナラ林は人との関わりが強い林であり、地域の自然史、文化を考える上で重要である。
棚田	●里山林、草地、ため池等と連続した水田、水辺 （圃場整備等によって生息地機能の劣化していない場所を特に重視する）	里山林と農耕地は生物の生息地として本来一体のものであり、ここでは棚田という農耕空間だけでなく、草刈りの行われる森林の縁、畦や水路を含めて扱う。 堺市南部の棚田では、植物のミズオオバコをはじめ、両生類のヤマトサンショウウオ、ニホンアカガエル、多くの水生昆虫類など多様な生物が見られ、現在でも高い生物多様性が保たれている。 また、水田周辺の刈取り草地では、オミナエシ、ワレモコウ、リンドウなどの多くのレッドリスト掲載種が生育し、草地性の昆虫類も多く生息する。一部にはコモウセンゴケ、ミズスギなどの繁茂する貧栄養湿地も点在し、堺市の生物多様性を支える重要な生態系である。

※1 気候的極相：植生が推移すると、やがて変化しない植生となり安定する。これを極相植生といい、地域の気候に対応した極相植生を気候的極相という。

※2 エコロジカルネットワーク：野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市緑地、水辺等）がつながる生態系のネットワークのこと。

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

表 3.3.14（2）　堺市における要注目生態系（2/2）

生態系	対象	選定理由等
水田を中心とした農耕地	●平野部の水田やため池、水路、畔草地を含む農耕地	水田を中心とした農耕地は、過去数千年にわたり平野部における生物多様性を支える重要な基盤であったが、堺市では平野部に残存する水田環境が減少している。それに伴い、農地や水田を生育・生息基盤とするアゼオトギリ、イトトリゲモなどの植物、ケリ、タマシギ、ヒクイナ、トノサマガエル、ミナミメダカなどの動物が減少している。また、水田の減少が水路、ため池に生息する魚類相にも影響を与えることが指摘されている。
高茎草地を含む水辺	●ヨシ・オギ等の在来の高茎草本が優占する 5a 以上高茎草地を含む水辺	本来、堺市域は国内でも有数のため池地域であり、豊かな水辺生態系を有していた。ヨシやオギなどからなる高茎草地は、ツバメの集団ねぐら地や、オオヨシキリ、カヤネズミなどの営巣地となり、高茎草地に依存した昆虫類の生息環境ともなっている。 水辺周辺に生育する高茎草地は、人の営みの変化や開発による面積の減少、分断化が進みつつある。 高茎草地を含み、緑地として面積的にまとまりがあり連続性を持った水辺は、生物多様性を支える重要な生態系である。
河川とその周辺	●市内の一級河川、二級河川及びその堤内・堤外地 （普通河川部分は棚田や水田に含める）	河川は水域、周辺の草地や河畔林を含め、重要な生態系であり、生息地をつなぐエコロジカルネットワーク※2 の骨格となる重要なコリドー※3 として機能する。 社寺林、里山林から水田農耕地に至るまで、様々な生態系が機能し、維持されるためには、コリドーとしての河川生態系の役割が重要となる。

※3 コリドー：回廊や通路。ここでは、離れた生物の生息地をつなぐ、生物が移動可能な通路のこと。

（出典）「堺市の生物多様性保全上考慮すべき野生生物-堺市レッドリスト 2021・堺市外来種アラートリスト 2021-」（令和 3 年 3 月、堺市環境局環境保全部環境共生課）を基に作成。

3.3.5 人と自然との触れ合い活動の場

事業計画地周辺の人と自然との触れ合い活動の場の分布状況は、表 3.3.15 及び図 3.3.5 に示すとおりである。

事業計画地の北側には、大阪府営の緑地であり様々なアクティビティや自然観察で活用される大泉緑地があり、その周辺にも様々なアクティビティで活用される白鷺公園・金岡公園・新町南公園等がある。また、公園以外にも参拝やお盆の行事に利用される金岡神社や、参拝や行事の他にもつつじの名所として多くの利用客が訪れる法雲寺がある。

表 3.3.15 人と自然との触れ合い活動の場

施設名	施設概要	事業計画地との位置関係	主な利用形態
大泉緑地	約 200 種 32 万本の樹木が植えられた森林公園であり、服部緑地・鶴見緑地・久宝寺緑地は「大阪四大緑地」の一つである。遊技場やイベントなど子供から大人までアクティビティーを楽しむことが出来るレクリエーションゾーン、森の中でスポーツやレクリエーションを楽しむことのできるスポーツゾーン、自然との触れ合いを楽しむことが出来る自然ゾーンからなる。	北：100m	散歩、ウォーキング・ジョギング、バードウォッチング、ソフトボール・サッカー等のスポーツ
白鷺公園	野球場やグラウンドを備えた総合公園である。公園内の北側には但馬池を利用したハナショウブ園があり、約 100 種、10,000 株のハナショウブが植えられている。	南西：1.8km	散歩、ウォーキング・ジョギング、軟式野球・ソフトボール・サッカー等のスポーツ
金岡公園	昭和天皇陛下御在位 60 年記念健康運動公園の指定を受けている公園である。公園中央には、1 周 400 メートル、8 レーンのトラックやサッカー等の球技ができる陸上競技場があり、それを取り巻くように野球場やテニスコート、ジョギングコースが整備されている。	北西：2km	散歩、ウォーキング・ジョギング、野球・テニス等のスポーツ
新町南公園	園内には大型遊具、芝生広場、バラ園、噴水があり、地元の親子連れに多く利用されている。	北東：1.7km	散歩、ウォーキング、遊具利用等
金岡神社	絵所長者という絵の仕事をする役所で、最も重きをなした巨勢金岡を祭っている。境内の樹齢 900 年と推定される御神木の楠は、堺市指定保存樹木に指定されている。	西：700m	参拝、行事等
法雲寺	黄檗三傑の一人、慧極道明禅師によって開山された禅宗の一派黄檗宗の中本山格の寺である。市の花木であるつつじの名所としても有名で、広い敷地に 1,000 株の赤・白・ピンクのツツジが咲き、見頃を迎える 4 月下旬には 1 日 1,000 人以上の人々が訪れる。	東：2km	参拝、行事等

（出典）「主な公園・施設の紹介」（堺市ホームページ）
「神社・仏閣」（堺市ホームページ）
「【紹介】松原市の公園」（松原市ホームページ）を基に作成。

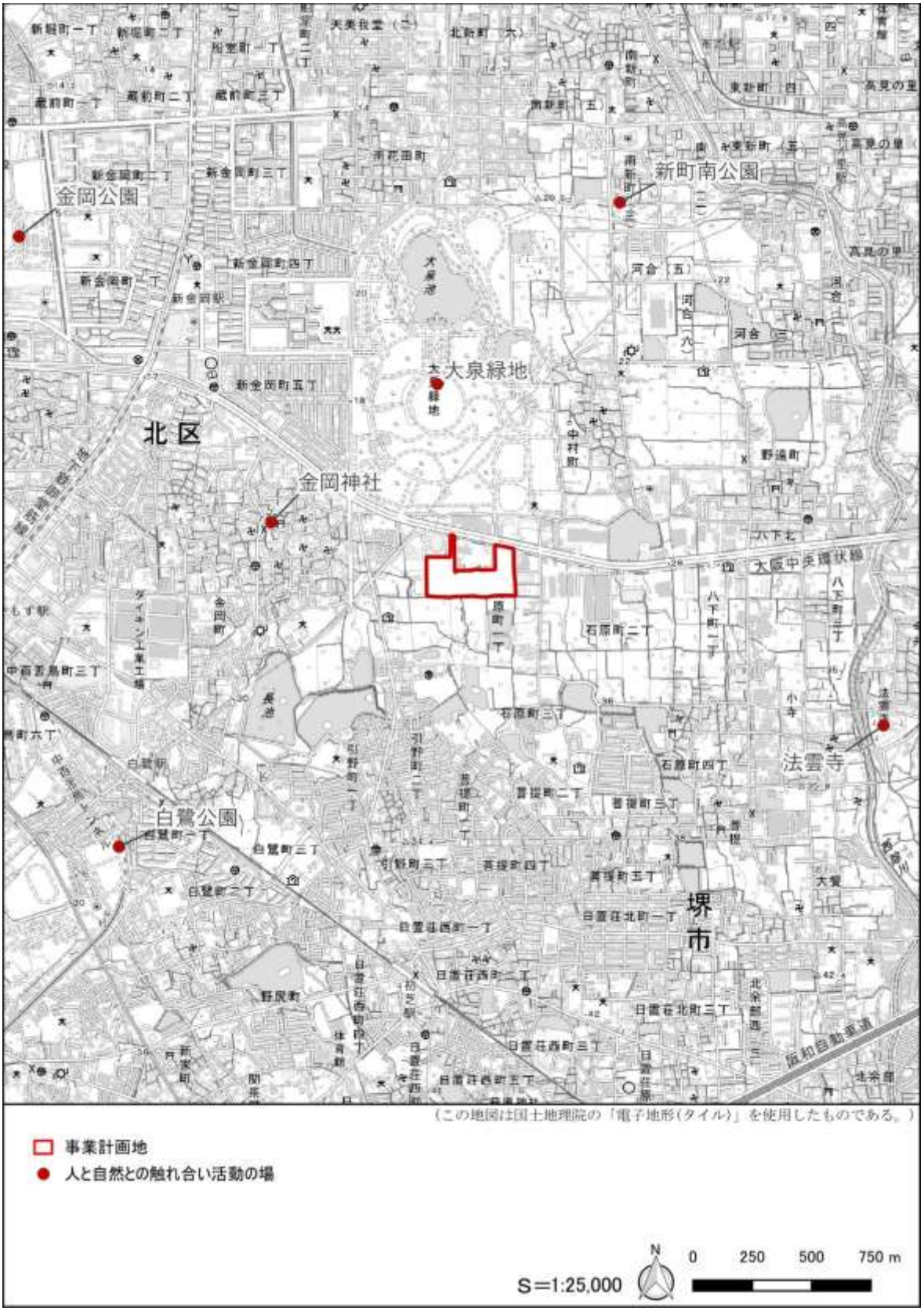


図 3.3.5　人と自然との触れ合い活動の場の分布状況

3.3.6 自然景観

事業計画地周辺には、「第 3 回自然環境保全基礎調査」（環境省）に挙げられる自然景観資源は存在しない。

3.4 都市環境

3.4.1 都市景観

事業計画地周辺の都市景観の分布状況を図 3.4.1 に示す。

事業計画地周辺には表 3.3.15 に示すとおり、大泉緑地や白鷺公園等の公園・緑地が存在する。

3.4.2 歴史的・文化的景観

事業計画地周辺の歴史的・文化的景観資源の分布状況を図 3.4.1 に示す。

事業計画地周辺に表 3.3.15 に示すとおり、神社仏閣として金岡神社や法雲寺、堺市指定文化財である愛染院等が存在する。

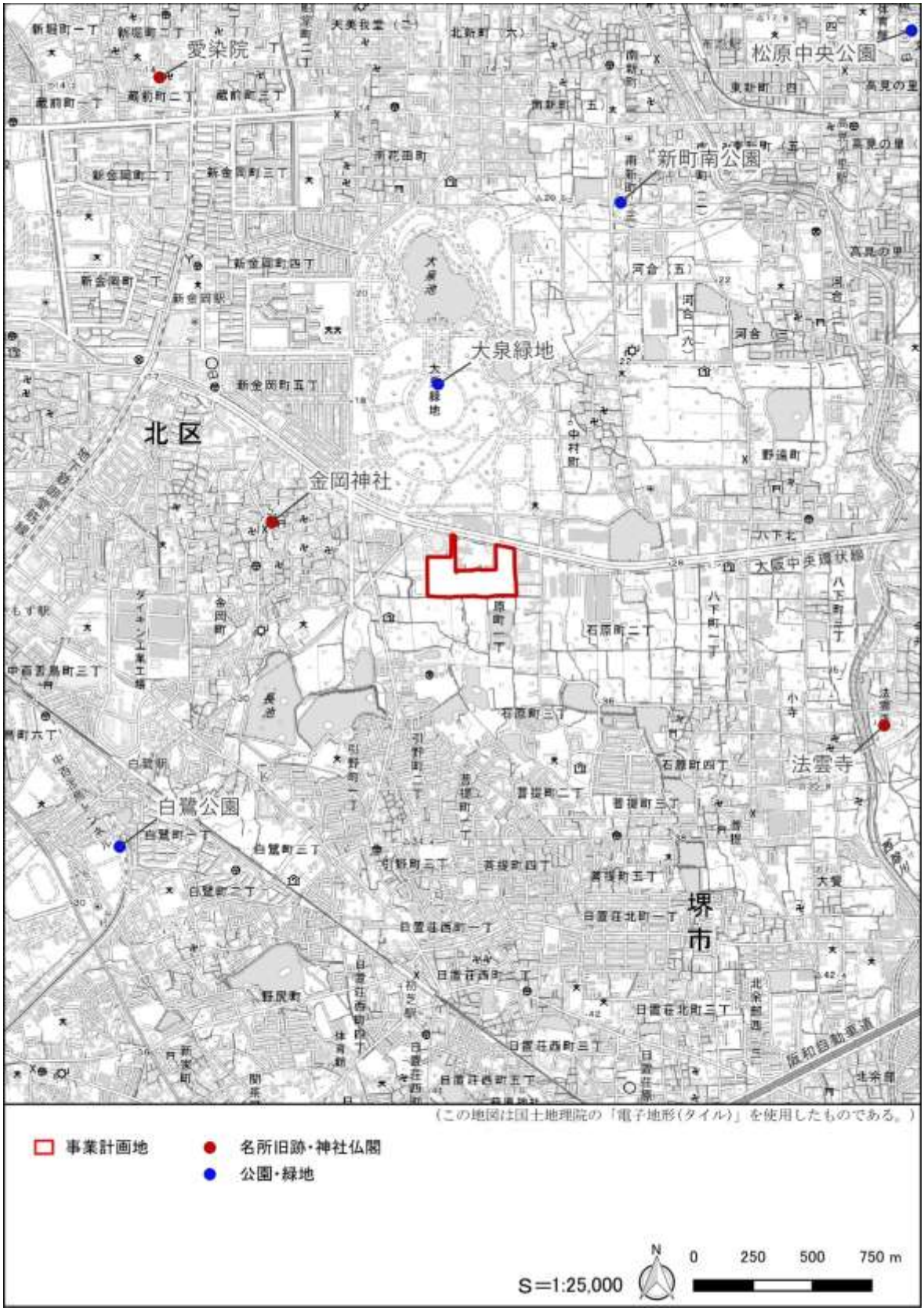


図 3.4.1　事業計画地周辺の景観資源の分布

3.4.3 文化財その他

(1) 資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

1) 文化財保護法等に基づき指定された名勝及び天然記念物

事業計画地周辺には、名勝及び天然記念物は存在していない。

2) 重要文化財

事業計画地の周辺には、重要文化財は存在していない。

3) 指定文化財・登録文化財（建造物）

事業計画地の周辺には、表 3.4.1 及び図 3.4.2 に示す指定文化財・登録文化財（建造物）が存在する。

表 3.4.1 事業計画地の周辺における指定文化財・登録文化財（建造物）

名称	指定区分	指定年月日	所在地
愛染院本堂	堺市指定有形文化財（建造物）	平成13年12月20日	堺市北区蔵前町1578
布忍神社本殿　附木片	大阪府指定有形文化財（建造物）	平成14年1月29日	大阪府松原市北新町2丁目
田中家住宅・主屋・長屋門	国登録有形文化財（建造物）	平成21年4月28日	大阪府松原市南新町1丁目
田中家住宅・主屋・長屋門・土蔵・離れ・外塀	国登録有形文化財（建造物）	平成18年8月3日	大阪府松原市高見の里3丁目

（出典）「大阪府情報提供システム」（大阪府ホームページ）
「堺市の文化財」（堺市ホームページ）
「指定・登録文化財」（松原市ホームページ）を基に作成。

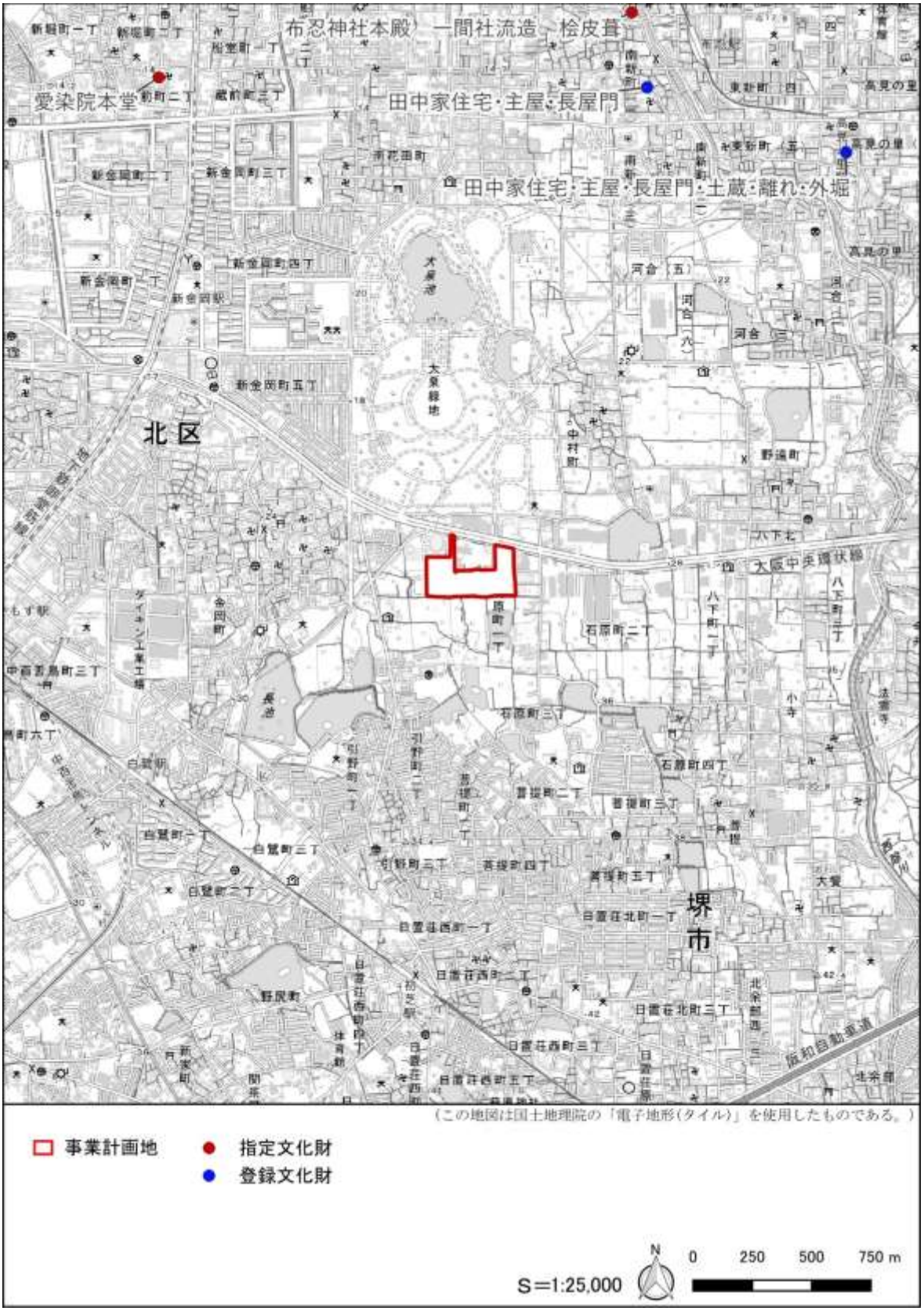


図 3.4.2 事業計画地周辺の指定文化財･登録文化財（建造物）の分布状況

4) 史跡

事業計画地の周辺には、史跡は存在していない。

5) 埋蔵文化財

事業計画地の周辺には、表 3.4.2 及び図 3.4.3 に示す埋蔵文化財包蔵地が存在する。

表 3.4.2（1） 事業計画地の周辺における埋蔵文化財包蔵地（1/2）

No.	名称	種類	時代
1	難波大道跡	集落|交通|その他|田畑	古墳|飛鳥白鳳|奈良|室町|中世（細分不明）|江戸
2	金田遺跡	散布地	古墳|中世（細分不明）
3	今池遺跡	集落	古墳|飛鳥白鳳|鎌倉|中世（細分不明）
4	船堂町遺跡	集落	中世（細分不明）
5	金岡神社遺跡	集落|社寺	中世（細分不明）|近世（細分不明）|明治
6	船堂東遺跡	集落	飛鳥白鳳|奈良|平安|中世（細分不明）
7	金岡公園遺跡	散布地	中世（細分不明）|近世（細分不明）
8	南花田遺跡	集落	旧石器|弥生|古墳|中世（細分不明）|不明
9	蔵前町遺跡	散布地	中世（細分不明）
10	新金岡更池遺跡	集落	縄文|古墳|奈良|鎌倉|室町|中世（細分不明）|近世（細分不明）
11	長曽根遺跡	集落	弥生|古墳|奈良|平安|古代（細分不明）|室町|中世（細分不明）|江戸|近世（細分不明）|明治|不明
12	新金岡3丁遺跡	散布地	中世（細分不明）
13	我堂南遺跡	集落	飛鳥白鳳|古代（細分不明）|中世（細分不明）
14	金岡西遺跡	集落|田畑	古墳|飛鳥白鳳|奈良|平安|鎌倉|中世（細分不明）|近世（細分不明）
15	金岡遺跡	集落	飛鳥白鳳|奈良|平安
16	金岡長池西遺跡	集落	中世（細分不明）
17	地下鉄中百舌鳥車検場遺跡/地下鉄中百舌鳥検車場遺跡	集落	古墳|中世（細分不明）
18	新家遺跡	散布地	中世（細分不明）
19	日置荘西町遺跡	集落	古墳|中世（細分不明）|近世（細分不明）
20	清堂遺跡	集落	旧石器|縄文|弥生|古墳|古代（細分不明）|中世（細分不明）
21	清水遺跡	集落	奈良|平安|中世（細分不明）|近世（細分不明）
22	清堂遺跡	集落	旧石器|縄文|弥生|古墳|古代（細分不明）|中世（細分不明）
23	南新町二・三丁目所在遺跡		
24	城岸寺城跡	社寺|城館	南北朝|不明

（出典）「文化財総覧 WebGIS」（奈良文化財研究所ホームページ）を基に作成。

表 3.4.2（2）　事業計画地の周辺における埋蔵文化財包蔵地（2/2）

No.	名称	種類	時代
25	東新町遺跡	集落|墓	縄文|弥生|古墳
26	大饗城土塁跡	城館	
27	初芝遺跡	散布地	古墳
28	余部遺跡	集落|田畑|その他の生産遺跡|製鉄	古墳|飛鳥白鳳|奈良|平安|鎌倉|南北朝|室町|中世（細分不明）|江戸|近世（細分不明）
29	丹比大溝	その他	飛鳥白鳳|古代（細分不明）|中世（細分不明）|近世（細分不明）
30	日置荘東池遺跡	集落	中世（細分不明）
31	石原町北遺跡	集落	中世（細分不明）
32	南新町遺跡	集落	古墳|古代（細分不明）|中世（細分不明）|近世（細分不明）
33	八坂神社遺跡	社寺	平安
34	長和寺跡	社寺	平安
35	石原町遺跡	集落|その他の生産遺跡|城館	古墳|中世（細分不明）
36	日置荘北町遺跡	散布地	奈良
37	日置荘遺跡	集落|窯|その他の生産遺跡|城館|墓|社寺	古墳|奈良|平安|古代（細分不明）|鎌倉|室町|中世（細分不明）
38	太井遺跡	集落	奈良|平安|中世（細分不明）|近世（細分不明）
39	石原町二丁遺跡/石原町2丁遺跡	集落	古墳|奈良
40	永興寺跡	社寺	平安
41	高見の里遺跡	集落	縄文|弥生|古墳|古代（細分不明）|中世（細分不明）
42	布忍遺跡	集落	弥生|古墳|古代（細分不明）|中世（細分不明）|近世（細分不明）
43	小寺遺跡	集落	中世（細分不明）
44	高木遺跡	集落	弥生|古墳|古代（細分不明）|中世（細分不明）|近世（細分不明）
45	鍵田遺跡	集落|城館	古墳
46	河合遺跡	集落	弥生|古墳|古代（細分不明）|中世（細分不明）|近世（細分不明）
47	東花田遺跡	集落	
48	八下遺跡	集落|散布地	中世（細分不明）|近世（細分不明）
49	中村町遺跡	散布地	中世（細分不明）|近世（細分不明）
50	河合遺跡	集落	弥生|古墳|古代（細分不明）|中世（細分不明）|近世（細分不明）

（出典）「文化財総覧 WebGIS」（奈良文化財研究所ホームページ）を基に作成。

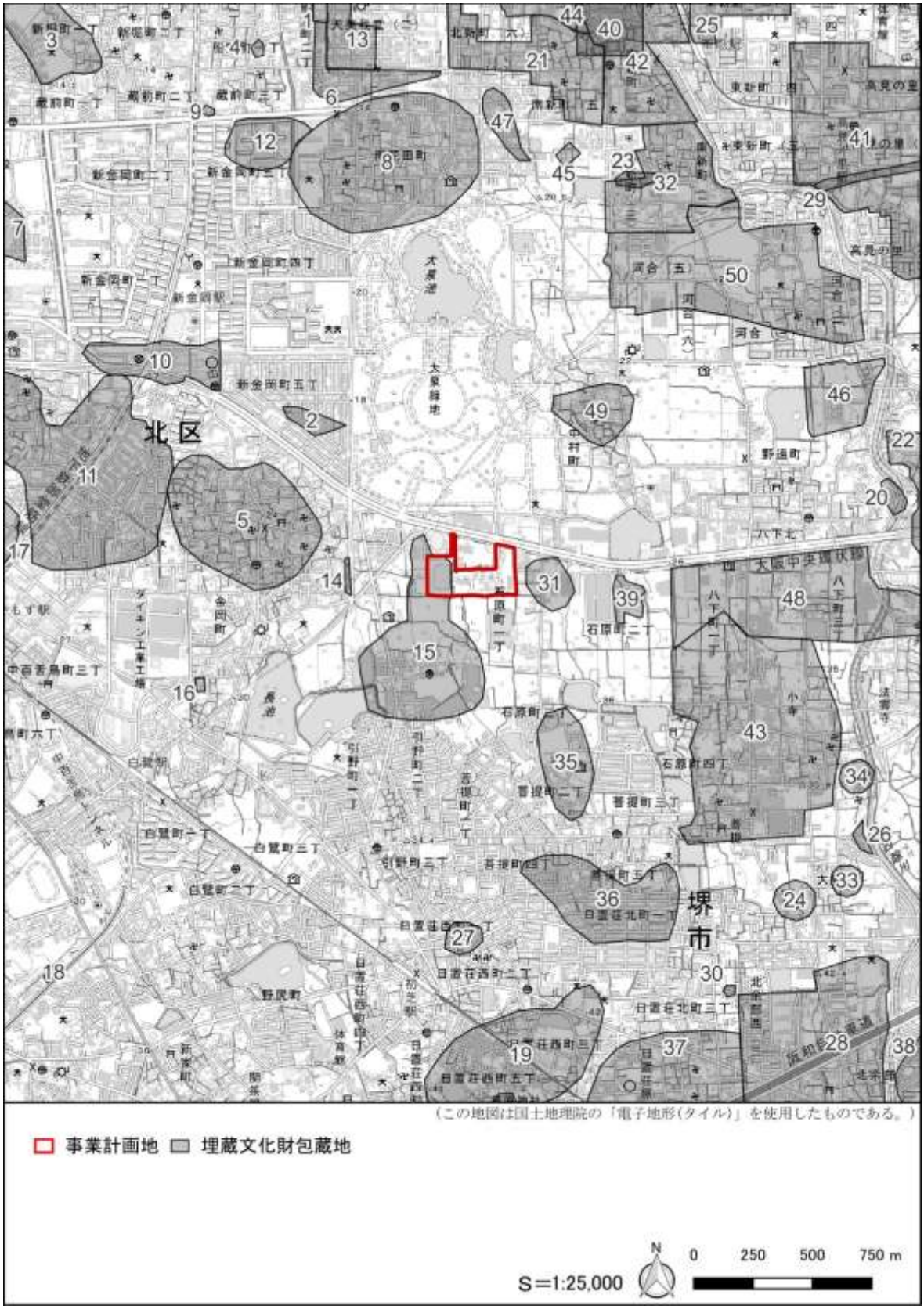


図 3.4.3 事業計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地の分布状況

6) 世界文化遺産

事業計画地の周辺には、図 3.4.4 に示す 2019 年に世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群が存在する。

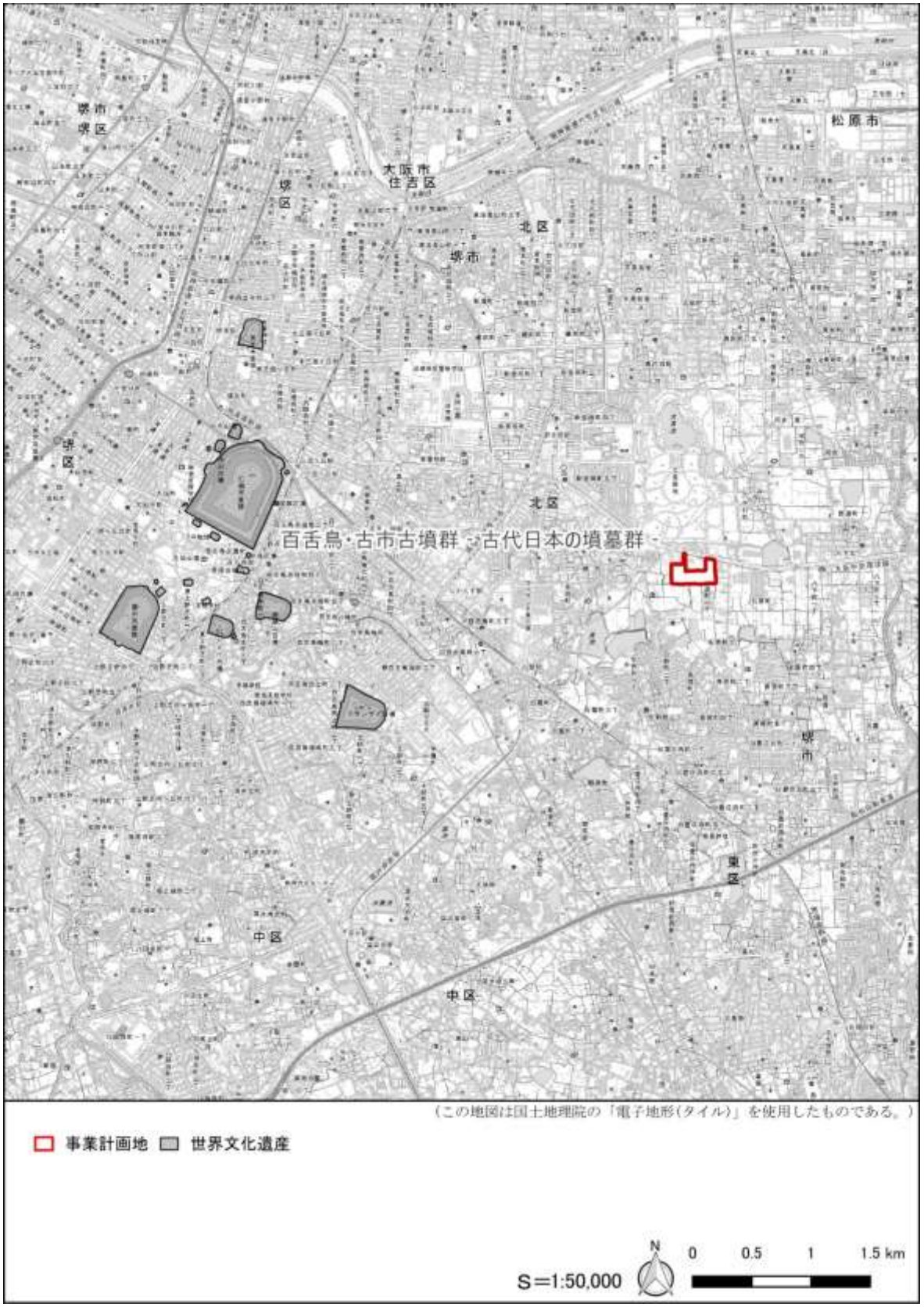


図 3.4.4 事業計画地周辺の世界文化遺産の分布状況

4. 環境影響要因の抽出

堺市が定める「事前配慮指針」に基づき、2.3.7 に示す複数の事業計画案の設定（煙突の配置）における環境影響要因を、事業特性や地域特性を踏まえて抽出した。抽出した環境影響要因の内容を表 4.1 に示す。

※本事業においては、工事の実施における影響も想定されるが、複数案間では工事による環境影響が大きく異なると想定されないため、工事の実施を環境影響要因に含めないこととした。なお、実施計画書以降は工事の実施を環境影響要因として取り扱うこととした。

表 4.1 環境影響要因の内容

区分	環境影響要因	環境影響要因の内容
施設等の存在	施設等の存在	・煙突配置が異なることにより主要な眺望点における景観への影響が異なる可能性が考えられる。
施設等の供用	施設の稼働	・計画施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる窒素酸化物等により、周辺地域において影響を及ぼすおそれがある。

5. 計画段階配慮事項

事業特性及び地域特性を勘案して抽出した環境影響要因について、「事前配慮指針」に基づき計画段階配慮事項を選定した。選定結果を表 5.1 に示す。

表 5.1（1） 計画段階配慮事項の選定結果（1/3）

環境要素		環境影響要因						選定する理由 選定しない理由
		工事の実施			施設等の存在	施設等の供用		
項目	細区分	施設の解体工事	施設の建設工事	工事用車両の走行	施設等の存在	施設の稼働	収集車の走行	
大気質	硫黄酸化物					○		煙突配置が異なることにより、排ガスの拡散状況が変化し、周辺地域における大気質への影響の程度が異なる可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。 なお、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等（ダイオキシン類、水銀）とする。
	窒素酸化物					○		
	浮遊粒子状物質					○		
	粉じん等							
	有害物質等					○		
水質・底質	水素イオン濃度							理由①より、選定しない。
	水の汚れ							
	水の濁り							
	有害物質等							
	生活環境項目							
地下水								理由①より、選定しない。
騒音	騒音							理由①より、選定しない。
振動	振動							理由①より、選定しない。
低周波音	低周波音							理由①より、選定しない。

(注) 計画段階配慮事項として選定しない理由は以下の①、②に分類される。

理由①煙突の配置において汚染される要因はない、又は影響が想定されない。

理由②影響を及ぼすおそれが考えられるが、煙突の配置によって違いがない。

表 5.1（2） 計画段階配慮事項の選定結果（2/3）

環境要素		環境影響要因						選定する理由 選定しない理由
		工事の実施			施設等の存在	施設等の供用		
項目	細区分	施設の解体工事	施設の建設工事	工事用車両の走行	施設等の存在	施設の稼働	収集車の走行	
悪臭	特定悪臭物質							理由②より、選定しない。
	臭気指数							
地盤沈下	地盤沈下							理由②より、選定しない。
土壌汚染	土壌汚染							理由②より、選定しない。
日照阻害	日照阻害							理由②より、選定しない。
電波障害	電波障害							理由②より、選定しない。
風害	風害							理由①より、選定しない。
光害	光害							理由①より、選定しない。
コミュニティの分断・変化	コミュニティの分断・変化							理由①より、選定しない。
気象	風向・風速							理由①より、選定しない。
	気温							理由①より、選定しない。
地象	地形・地質・土質							理由①より、選定しない。
水象	河川							理由①より、選定しない。
	ため池							
	地下水							理由①より、選定しない。
	海域							理由①より、選定しない。
陸域生態系	陸生生物							理由①より、選定しない。
	水生生物							
	陸域生態系							
海域生態系	海生生物							理由①より、選定しない。
	海域生態系							
自然景観	自然景観							理由①より、選定しない。

(注) 計画段階配慮事項として選定しない理由は以下の①、②に分類される。

理由①煙突の配置において汚染される要因はない、又は影響が想定されない。

理由②影響を及ぼすおそれが考えられるが、煙突の配置によって違いがない。

表 5.1（3） 計画段階配慮事項の選定結果（3/3）

環境要素		環境影響要因						選定する理由 選定しない理由
		工事の実施			施設等の存在	施設等の供用		
項目	細区分	施設の解体工事	施設の建設工事	工事用車両の走行	施設等の存在	施設の稼働	収集車の走行	
人と自然との触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場							理由①より、選定しない。
景観	都市景観				○			煙突配置が異なることにより主要な眺望点における景観への影響が異なる可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
	歴史的・文化的景観				○			
文化財	有形文化財等							理由①より、選定しない。
	埋蔵文化財							
地球環境	地球温暖化							理由②より、選定しない。
	オゾン層の破壊							理由①より、選定しない。
廃棄物等	一般廃棄物							理由①より、選定しない。
	産業廃棄物							
	発生土							
安全	高圧ガス							理由①より、選定しない。
	危険物等							
	交通							理由①より、選定しない。

(注) 計画段階配慮事項として選定しない理由は以下の①、②に分類される。

理由①煙突の配置において汚染される要因はない、又は影響が想定されない。

理由②影響を及ぼすおそれが考えられるが、煙突の配置によって違いがない。

6. 調査、予測及び評価の実施

6.1 調査、予測及び評価の手法

選定した環境要素及び影響要因ごとの調査、予測及び評価の手法を表 6.1.1 に示す。

調査は原則として資料収集・整理・解析とし、予測は環境変化の範囲の把握や発生負荷量の算出、あるいは定性予測とした。評価は、2 案比較や現況との比較、現況への寄与の程度について行った。

表 6.1.1 調査、予測及び評価の手法

環境要素		影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質	硫黄酸化物	施設等の供用	事業計画地周辺における大気質常時観測局データ等の資料収集・整理を行う。	「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度を予測する。	施設の稼働に伴う環境影響の程度を複数案（煙突の配置）ごとに比較、整理し、環境影響の有無、環境影響の差について評価するほか、環境基準等との整合が図られているかを評価する。
	窒素酸化物				
	浮遊粒子状物質				
	有害物質等				
景観		施設等の存在	主要な眺望点を把握・整理する。	主要な眺望点からの景観の変化を定性的に予測する。	予測結果を基に、周辺の景観に与える影響の程度を比較評価する。

6.2　大気質

6.2.1　現況調査

堺市では「大気汚染防止法」に基づき、大気汚染状況を経年的に把握するため、大気汚染物質の常時監視を行っており、令和 7 年度は、一般環境大気測定局 9 局、自動車排出ガス測定局 6 局の計 15 局で測定を行っている。

本図書では、事業計画地周辺の一般環境大気測定局（一般局）の金岡南局の大気汚染測定結果についてとりまとめた。また、事業計画地内には自動車排出ガス測定局（自排局）の中環石原局が位置しているため、参考として整理した。

表 6.2.1　堺市における大気汚染常時監視測定局及び測定項目

測定局	所在地	種別	一酸化窒素・二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	メタン・非メタン炭化水素	二酸化硫黄	一酸化炭素
三宝局	堺市堺区三宝町 5-286	一般	●	●	●	●	●	●	
少林寺局	堺市堺区少林寺町東 4-1-1	一般	●	●		●	●	●	
石津局	堺市西区浜寺石津町中 2-3-28	一般	●	●		●	●	●	
浜寺局	堺市西区浜寺船尾町西 5-60	一般	●	●	●	●	●	●	
金岡南局	堺市北区金岡町 1182-1	一般	●	●	●	●	●	●	
深井局	堺市中区深井水池町 3214	一般	●	●	●	●			
登美丘局	堺市東区大美野 135	一般	●	●		●			
若松台局	堺市南区若松台 3-34-1	一般	●	●	●	●		●	
美原局	堺市美原区小平尾 390	一般	●	●		●			
市役所局	堺市堺区南瓦町 3-1	自排	●	●					
湾岸局	堺市西区石津西町 24-4	自排	●	●					
常磐浜寺局	堺市北区新金岡町 4-1-9	自排	●	●					
阪和深井畑山局	堺市中区深井東町 2661-3	自排	●	●					
美原丹上局	堺市美原区丹上 329-1	自排	●	●	●				●
中環石原局	堺市東区石原町 1-20-1	自排	●	●	●				●
一般局 9 局別測定局数			9	9	5	9	5	6	0
自排局 6 局別測定局数			6	6	2	0	0	0	2

（注）□：事業計画地周辺の測定局

（出典）「令和 7 年度　大気汚染常時監視測定結果」（堺市ホームページ）を基に作成。



（注）□：事業計画地周辺の測定局

（出典）「令和７年度　大気汚染常時監視測定結果」（堺市）を基に作成。

図 6.2.1　大気汚染物質の常時監視測定局配置図

(1) 硫黄酸化物（二酸化硫黄）

二酸化硫黄の年平均値は、0.001～0.005ppm（平成 28～令和 7 年度）であり、令和 2 年度まで緩やかに減少し、令和 3 年度以降は横ばい傾向にある（表 6.2.2 参照）。

令和 7 年度の二酸化硫黄に係る環境基準との比較では、日平均値が 0.04ppm を超えた日数は 0 日であった。また、日平均値の 2%除外値は 0.003ppm であり、環境基準を満足している（表 6.2.3 参照）。

表 6.2.2 二酸化硫黄濃度の年平均値の推移（平成 28～令和 7 年度）

（単位：ppm）

測定局	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
金岡南局[注 1)]	(0.004)	0.005	0.005	0.004	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

（注 1）（ ）は年間測定時間が 6,000 時間未満であり、有効測定局に該当しないことを示す。

（注 2）金岡南局の測定については、平成 28 年 8 月に金岡局から移行している。

（出典）「令和 7 年度 大気汚染常時監視測定結果」（堺市）を基に作成。

表 6.2.3 二酸化硫黄濃度に係る環境基準との比較（令和 7 年度）

（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

測定局	有効測定日数	年平均値	1 時間値が 0.10ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		日平均値の 2%除外値	長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数[注 1)]	長期的評価による環境基準の適否[注 2)]
	日	ppm	日	%	日	%	ppm	日	適○否×
金岡南局	363	0.001	0	0.0	0	0.0	0.003	0	○

（注 1）「長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.04ppm を超えた日数である。ただし、高い方から 2%範囲の中に 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続した場合、この日数は除外せず超えた日数に加える。

（注 2）「長期的評価による環境基準の適否」の適否は、長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数が 0 であること。

（出典）「令和 7 年度 大気汚染常時監視測定結果」（堺市）を基に作成。

(2) 窒素酸化物（二酸化窒素）

金岡南局における二酸化窒素濃度の年平均値は、0.010～0.015ppm（平成 28～令和 7 年度）であり、減少傾向にある。中環石原局における二酸化窒素濃度の年平均値は、0.015～0.026ppm（平成 28～令和 7 年度）であり、減少傾向にある（表 6.2.4 参照）。

令和 7 年度の二酸化窒素に係る環境基準との比較では、金岡南局及び中環石原局のいずれも日平均値が 0.06ppm を超えた日数は 0 日であった。また、金岡南局における日平均値の年間 98%値は 0.021ppm、中環石原局における日平均値の年間 98%値は 0.028ppm であり、環境基準を満足している（表 6.2.5 参照）。

表 6.2.4 二酸化窒素濃度の年平均値の推移（平成 28～令和 7 年度）

（単位：ppm）

測定局	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
金岡南局[注 1)]	(0.013)	0.015	0.014	0.013	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010
中環石原局	0.026	0.024	0.024	0.022	0.019	0.019	0.019	0.017	0.016	0.015

（注 1）（ ）は年間測定時間が 6,000 時間未満であり、有効測定局に該当しないことを示す。

（注 2）金岡南局の測定については、平成 28 年 8 月に金岡局から移行している。

（出典）「令和 7 年度 大気汚染常時監視測定結果」（堺市）を基に作成。

表 6.2.5 二酸化窒素濃度に係る環境基準との比較（令和 7 年度）

（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値の年間 98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数[注 1)]	環境基準の適否[注 2)]
	日	ppm	日	%	日	%	ppm	日	適○否×
金岡南局	365	0.010	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
中環石原局	364	0.015	0	0.0	0	0.0	0.028	0	○

（注 1）「98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%の範囲にあって、かつ、0.06ppm を超えた日数である。

（注 2）「環境基準の適否」の適否は、98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 0 であること。

（出典）「令和 7 年度 大気汚染常時監視測定結果」（堺市）を基に作成。

(3) 浮遊粒子状物質

金岡南局における浮遊粒子状物質の年平均値は、0.014～0.018mg/m^3（平成 28～令和 7 年度）であり、経年的には減少傾向にある。中環石原局における浮遊粒子状物質の年平均値は、0.015～0.019mg/m^3（平成 28～令和 7 年度）であり、経年的には減少傾向にある（表 6.2.6 参照）。

令和 7 年度の浮遊粒子状物質に係る環境基準との比較では、金岡南局及び中環石原局のいずれも 1 時間値が 0.20mg/m^3 を超えた時間数は 0 時間であり、短期的評価での環境基準に適合している。また、金岡南局及び中環石原局のいずれも長期的評価による日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日数は 0 日であった。金岡南局における日平均値の年間 2%除外値は 0.037mg/m^3、中環石原局における日平均値の年間 2%除外値は 0.038mg/m^3 であり、環境基準を満足している（表 6.2.7）。

表 6.2.6 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移（平成 28～令和 7 年度）

（単位：mg/m^3）

測定局	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
金岡南局[注 1)]	(0.015)	0.018	0.018	0.016	0.016	0.014	0.015	0.015	0.014	0.015
中環石原局	0.019	0.019	0.019	0.016	0.017	0.015	0.016	0.016	0.016	0.016

（注 1）（ ）は年間測定時間が 6,000 時間未満であり、有効測定局に該当しないことを示す。

（注 2）金岡南局の測定については、平成 28 年 8 月に金岡局から移行している。

（出典）「令和 7 年度 大気汚染常時監視測定結果」（堺市）を基に作成。

表 6.2.7 浮遊粒子状物質に係る環境基準との比較（令和 7 年度）

（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

測定局	有効測定日数	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m^3 を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日数とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続したことの有無[注 1)]	長期的評価による日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数	長期的評価による環境基準の適否[注 2)]
	日	mg/m^3	日	%	日	%	mg/m^3		日	適○否×
金岡南局	363	0.015	0	0.0	0	0.0	0.037	無	0	○
中環石原局	362	0.016	0	0.0	0	0.0	0.038	無	0	○

（注 1）「長期的評価による日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.10mg/m^3 を超えた日数である。ただし、高い方から 2%範囲の中に 0.10mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続した場合、この日数は除外せず超えた日数に加える。

（注 2）「長期的評価による環境基準適否」の適否は、長期的評価による日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日数が 0 であること。

（出典）「令和 7 年度 大気汚染常時監視測定結果」（堺市）を基に作成。

(4) 有害物質等

ダイオキシン類及び水銀の有害物質等について、金岡南局及び中環石原局では測定されていないため、堺市内で当該項目を測定している測定局の結果を整理した。

堺市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類調査が実施されており、事業計画地周辺では、令和 7 年度に美原丹上局で大気中のダイオキシン類の調査が実施されている。美原丹上局における測定結果を表 6.2.8 に示す。

美原丹上局の令和 7 年度のダイオキシン類の年平均値は、0.013pg-TEQ/m^3 であり、環境基準を達成している。

また、堺市内では、有害大気汚染物質等が測定されており、若松台局及び浜寺局で大気中の水銀及びその化合物が測定されている。若松台局及び浜寺局における測定結果を表 6.2.9 に示す。

若松台局及び浜寺局の令和 6 年度の水銀及びその化合物の年平均値は、40ng/m^3 以下であり、指針値を達成している。

表 6.2.8 大気中のダイオキシン類測定結果（美原丹上局）

（単位：pg-TEQ/m^3）

測定局	調査結果			環境基準の適否（適○否×）
	夏季	冬季	年平均値	
美原丹上局	0.013	0.013	0.013	○

（注 1）調査期間：夏季（令和 7 年 8 月 21 日から令和 7 年 8 月 28 日まで）
冬季（令和 8 年 1 月 22 日から令和 8 年 1 月 29 日まで）
（注 2）環境基準の適合は、年平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下であること。
（出典）「令和 7 年度ダイオキシン類環境調査結果」（堺市ホームページ）を基に作成。

表 6.2.9 大気中の水銀及びその化合物測定結果（若松台局及び浜寺局）

（単位：ng/m^3）

測定局	調査結果	指針値の適否（適○否×）
若松台局	1.5	○
浜寺局	1.7	○

（注 1）令和 6 年度年平均値
（注 2）指針値の適合は、中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第 7 次答申：平成 15 年 7 月 31 日）」において示された値（40ng/m^3）以下であること。
（出典）「堺の環境（2025 年度版）」（令和 8 年 4 月、堺市）を基に作成。

6.2.2 予測

「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度を予測した。また、この場合にあって、複数案（煙突配置を建屋の東側、建屋の西側）ごとに予測した。予測範囲は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年環境省）において、年平均予測の最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定されていることに倣い設定した。具体的には、後述する令和 7 年の中環石原局の気象データをもとにした最大着地濃度出現予想距離（煙突から約 650m）の 2 倍に余裕幅を持たせた約 1.5km の範囲とした。

(1) 予測方法

1) 予測手順

施設煙突排出ガスによる大気質の予測手順は、図 6.2.2 に示すとおりである。

二酸化窒素等の発生源となる施設の排ガス量・汚染物質の排出量等の煙源条件を想定し、周辺の気象観測所の気象条件での予測地点における二酸化窒素等の濃度を、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（平成 12 年 12 月 公害研究対策センター）に準拠して予測した。拡散式は、プルームモデル（有風時）及びパフモデル（弱風時・無風時）を用い、拡散幅は固定発生源に用いるパスキル・ギフォード図を用いた。

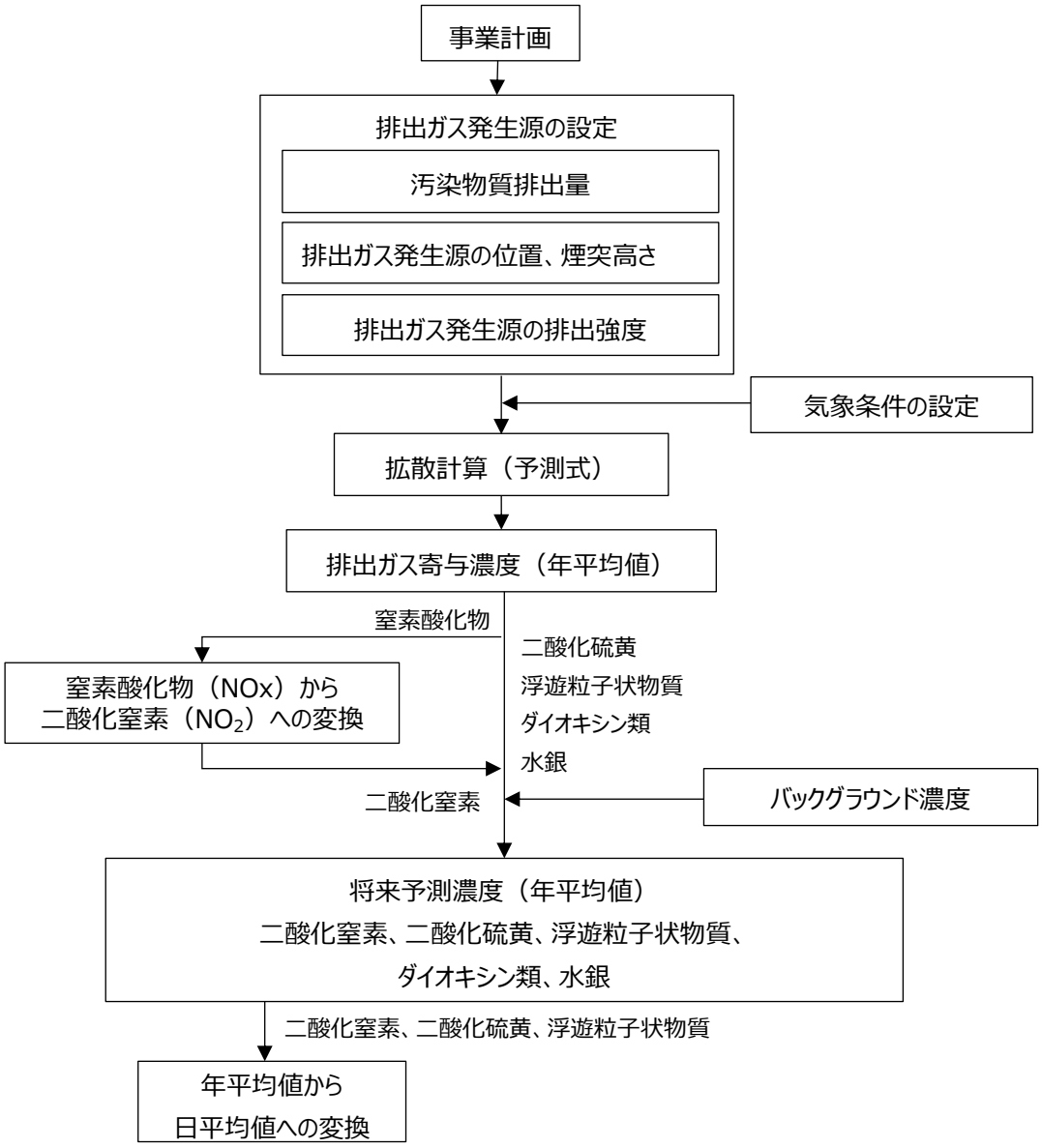


図 6.2.2　煙突排出ガスの長期平均濃度の予測手順

2) 施設煙突排出ガスの排出条件

施設煙突排出ガスの排出条件は複数社のメーカーヒアリングを基に、最も排出濃度が高くなる条件で設定した。排出条件は表 6.2.10 に示すとおりである。

なお、予測は煙突を事業計画地東側に配置した東側配置案と西側に配置した西側配置案を比較対象として実施した。また、本予測は東側配置案及び西側配置案の相対的な比較を目的として実施したものであり、予測に用いた施設配置や排出条件は現段階における想定条件に基づくものである。今後の事業計画の具体化に伴い各条件が変更される可能性があることから、予測結果には一定の不確実性を含む。

表 6.2.10 施設煙突排出ガスの排出条件

項目		単位	排出条件
湿り排出ガス量		㎥ N/h	115,780 （57,890 ㎥ N/h×2 基）
排出ガス温度		℃	150
煙突高		m	80
煙突頂口径（相当直径）		m	1.20×2 本
排出ガス速度		m/s	15.0
乾き排出ガス量		㎥ N/h	94,600（47,300 ㎥ N/h×2 基）
汚染物質排出濃度（管理値）	硫黄酸化物	ppm	20
	窒素酸化物	ppm	50
	ばいじん	g/㎥ N	0.02
	水銀	mg/㎥ N	0.03
	ダイオキシン類	ng-TEQ/㎥ N	0.1
年間稼働日数		日	290
日稼働時間		時間	24

3) 予測式

年平均値の算出に用いた拡散計算式は以下に示すとおりである。

a) 拡散計算式

ア 有風時（風速 1.0m／ｓ以上）（プルーム式）

$$C(R)=\sqrt{2/\pi}\cdot\frac{Q_P}{(\pi/8)\cdot R\cdot\sigma_Z\cdot u}\cdot\exp\left(-\frac{He^2}{2\sigma_Z^2}\right)$$

ここで、 C（R）：風下距離 R（m）地点の地上濃度

Q_p ：点煙源強度（㎥ N/s）

σ_z ：鉛直方向の拡散幅（m）

u ：風速（m/s）

He ：有効煙突高（m）

イ 弱風時（風速 0.5m／ｓから 0.9m／ｓ）（パフ式）

$$C(R)=\sqrt{2/\pi}\cdot\frac{Q_P}{(\pi/8)\cdot\gamma}\cdot\frac{1}{R^2+(\alpha^2/\gamma^2)\cdot He^2}\cdot\exp\left(-\frac{u^2\cdot He^2}{2\gamma^2}\cdot\frac{1}{R^2+(\alpha^2/\gamma^2)\cdot He^2}\right)$$

ここで、 α ：$\sigma_y=\alpha\cdot t$ で定義される定数

γ ：$\sigma_z=\gamma\cdot t$ で定義される定数

σ_y ：水平方向の拡散幅（m）

σ_z ：鉛直方向の拡散幅（m）

t ：経過時間（sec）

ウ 無風時（風速 0.4m／ｓ以下）（パフ式）

$$C(R)=\frac{2Q_P}{(2\pi)^{3/2}\cdot\gamma}\cdot\frac{1}{R^2+(\alpha^2/\gamma^2)\cdot He^2}$$

記号は有風時、弱風時に同じ。

b) 有効煙突高

有効煙突高の算出に用いた排煙上昇高の計算式は、有風時（風速≧1.0m/s）の場合には、浮力による上昇については CONCAWE の式を用いた。

弱風及び無風時（風速＜1.0m/s）には、Briggs の式の計算値と有風時（風速 2.0m/s）の値から線形内挿した値（弱風時：風速＝0.7m/s、無風時：風速＝0.4m/s）を用いた。

なお、温位勾配については、季節的な変動や時間的な変動も大きく一律の値を設定することができなかったため、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和 61 年 6 月　社団法人全国都市清掃会議）の記載をもとに昼 0.003℃/m、夜 0.010℃/m の値を用いた。

ア 有風時の排煙上昇式（CONCAWE 式）（風速≧1.0m/s）

$$\Delta H = 0.175 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

ここで、 Q_H　　：排出熱量（cal/s）

$$Q_H = \rho \cdot C_P \cdot Q \cdot \Delta T$$

ρ ：排出ガス密度（$1.293 \times 10^3 g/m^3$）
Q ：単位時間当りの排出ガス量（m^3_N/s）
C_p ：定圧比熱（0.24cal/K/g）
ΔT：排出ガス温度（T_G）と気温との温度差（T_G-15℃）
u ：煙突頭頂部の風速（m/s）

イ 無風時の排煙上昇式（Briggs 式）

$$\Delta H = 1.4 \cdot Q_h^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

ここで、 dθ/dz：温位勾配（℃/m）
（昼間は 0.003、夜間は 0.010 を用いた）

c) 拡散パラメータ

ア 有風時（風速≧1.0m/s）

鉛直方向の拡散幅（σz）は、図 6.2.3 に示すパスキル・ギフォード図（Ｐ－Ｇ図）を関数近似した表 6.2.11 を用いた。

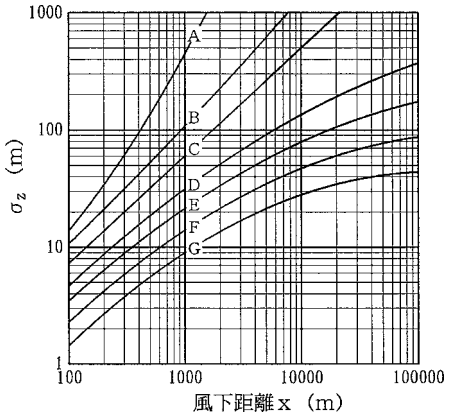


図 6.2.3 パスキル・ギフォード図

表 6.2.11 パスキル・ギフォード図の近似関係

		$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$			
安定度	a_z	γ_z	風下距離 x（m）		
A	1.122	0.0800	0	～	300
	1.514	0.00855	300	～	500
	2.109	0.000212	500	～	
B	0.964	0.1272	0	～	500
	1.094	0.0570	500	～	
C	0.918	0.1068	0	～	
D	0.826	0.1046	0	～	1000
	0.632	0.400	1000	～	10000
	0.555	0.811	10000	～	
E	0.788	0.0928	0	～	1000
	0.565	0.433	1000	～	10000
	0.415	1.732	10000	～	
F	0.784	0.0621	0	～	1000
	0.526	0.370	1000	～	10000
	0.323	2.41	10000	～	
G	0.794	0.0373	0	～	1000
	0.637	0.1105	1000	～	2000
	0.431	0.529	2000	～	10000
	0.222	3.62	10000	～	

イ 無風時（風速≦0.4m/s）及び弱風時（風速 0.5m/s から 0.9m/s）

無風時及び弱風時の拡散式に用いる拡散幅は表 6.2.12 を用いた。

表 6.2.12 無風時及び弱風時の拡散パラメータ

無風時 $\sigma_y=\alpha \cdot t$		
安定度	α	γ
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

弱風時 $\sigma_z=\gamma \cdot t$		
安定度	α	γ
A	0.748	1.569
A-B	0.659	0.862
B	0.581	0.474
B-C	0.502	0.314
C	0.435	0.208
C-D	0.342	0.153
D	0.270	0.113
E	0.239	0.067
F	0.239	0.048
G	0.239	0.029

d) 気象条件

予測に用いる気象条件は、令和 7 年の中環石原局における風向・風速、大阪管区気象台における日射量、雲量の観測結果を用いた。

なお、令和 7 年の気象条件が特異なものでないことを確認するために異常年検定を行った。予測に用いる中環石原局の気象データ（令和 7 年）を検定年とし、10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の気象データを統計年とした。

異常年検定の結果は、表 6.2.13 に示すとおりである。予測に用いる気象データの観測年は風向・風速ともに異常年ではないと判定された。

表 6.2.13（1） 異常年検定結果（風向）

風向	統計年度										検定年度	F0	判定結果	棄却限界
													α=1.0%	α=1.0%
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025			
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		10.56	10.56
NNE	622	635	505	636	639	551	558	582	529	687	496	2.35	○	386 ～ 803
NE	708	724	572	790	872	764	837	796	746	815	684	0.72	○	461 ～ 1,063
ENE	1263	1371	1189	1704	1911	1614	1785	1715	1246	1301	1219	1.00	○	564 ～ 2,456
E	1144	1433	1268	551	523	460	429	545	936	733	792	0.00	○	-519 ～ 2,124
ESE	123	138	132	78	98	74	71	92	107	85	98	0.00	○	12 ～ 187
SE	90	94	68	57	49	60	46	61	90	61	59	0.20	○	5 ～ 131
SSE	154	127	75	72	78	70	80	76	99	53	66	0.45	○	-21 ～ 197
S	470	354	258	377	382	450	415	380	508	416	493	1.45	○	152 ～ 650
SSW	309	420	545	498	465	527	458	411	533	426	498	0.24	○	201 ～ 717
SW	422	423	592	626	572	793	751	629	581	558	667	0.30	○	167 ～ 1,022
WSW	678	624	866	967	785	986	959	959	797	865	1017	1.45	○	394 ～ 1,303
W	930	816	991	692	560	681	715	738	775	772	884	0.73	○	321 ～ 1,213
WNW	356	300	345	239	265	292	252	256	280	306	284	0.01	○	149 ～ 429
NW	292	254	310	250	294	250	233	263	273	345	263	0.13	○	155 ～ 398
NNW	333	351	329	372	368	326	299	335	326	374	325	0.37	○	254 ～ 429
N	491	454	406	419	429	384	366	402	391	426	341	3.59	○	287 ～ 547
CALM	374	266	307	432	470	502	506	520	543	560	574	1.27	○	84 ～ 812
合計	8759	8784	8758	8760	8760	8784	8760	8760	8760	8783	8760			

表 6.2.13（2） 異常年検定結果（風速）

風速 (m/s)	統計年度										検定年度	F0	判定結果	棄却限界
													α=1.0%	α=1.0%
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025			
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7		10.56	10.56
0 ～1	2239	1910	2027	2362	2510	2462	2414	2484	2657	2575	2515	0.33	○	1,506 ～ 3,222
1 ～2	3923	4057	3721	3448	3479	3420	3380	3390	3414	3463	3315	0.89	○	2,694 ～ 4,445
2 ～3	1753	1947	1896	1789	1807	1779	1836	1805	1811	1906	1924	1.72	○	1,607 ～ 2,059
3 ～4	601	614	742	773	673	783	733	779	653	623	754	0.50	○	437 ～ 958
4 ～5	184	203	277	281	207	255	303	230	184	183	203	0.31	○	68 ～ 393
5 ～6	48	40	79	71	64	62	79	59	33	29	45	0.32	○	-9 ～ 122
6 ～7	11	13	14	25	14	10	14	12	2	4	4	1.31	○	-11 ～ 34
7 ～8	0	0	2	8	4	10	0	1	2	0	0	0.46	○	-10 ～ 16
8 ～9	0	0	0	2	2	2	1	0	0	0	0	0.45	○	-3 ～ 4
9 ～10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0.00	○	-1 ～ 1
10 ～15	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0.00	○	-4 ～ 5
15 ～20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.00	○	0 ～ 1
合計	8759	8784	8758	8760	8760	8784	8760	8760	8760	8783	8760			

e) バックグラウンド濃度

二酸化硫黄、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類のバックグラウンド濃度は、近隣の一般環境大気測定局である金岡南局の令和 7 年度測定値の年間平均値（ダイオキシン類は美原丹上局の令和 7 年度測定値の年間平均値、水銀は浜寺局の令和 6 年度測定値の年間平均値）を用いた。

表 6.2.14 バックグラウンド濃度

項目	年平均値	測定局
二酸化硫黄（SO_2）	0.001ppm	金岡南局
窒素酸化物（NO_x）	0.011ppm	金岡南局
浮遊粒子状物質（SPM）	0.015mg/m^3	金岡南局
ダイオキシン類	0.013pg-TEQ/m^3	美原丹上局
水銀	0.0017μg/m^3	浜寺局

f) 窒素酸化物から二酸化窒素への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成 12 年 12 月、公害研究対策センター）に基づき、統計モデルを用いた。

相関式の算出にあたっては、令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年間における堺市の一般環境大気測定局の測定結果より、窒素酸化物及び二酸化窒素の年平均値を用い、最小二乗法により回帰式（図 6.2.4 中の式）を求めた（相関係数：0.99）。

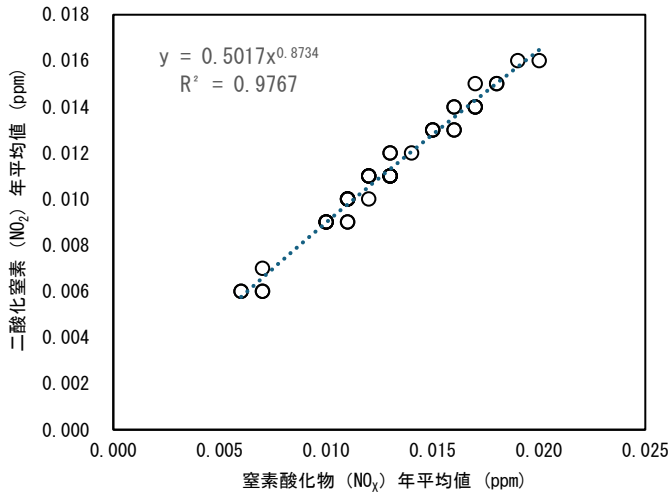


図 6.2.4 窒素酸化物濃度と二酸化窒素濃度の年平均値の関係

g) 年平均値から日平均値の 2%除外値又は年間 98%値への変換

令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年間における堺市の一般環境大気測定局の測定結果から統計的手法により作成した変換式（図 6.2.5～図 6.2.7 中の式）を用いて、予測地点における二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の 1 日平均値の年間 98%値及び 2%除外値を求めた（二酸化硫黄の相関係数：0.87、二酸化窒素の相関係数：0.98、浮遊粒子状物質の相関係数：0.65）。

なお、二酸化硫黄濃度については、堺市の一般環境大気測定局のみの測定結果では有意な相関が認められなかったため、令和 7 年度の大阪府の一般環境大気測定局の測定結果により補完した。

$$[SO_2]_D = 1.0397[SO_2]_Y + 0.0015$$

$$[NO_2]_D = 2.0104[NO_2]_Y + 0.0017$$

$$[SPM]_D = 1.9181[SPM]_Y + 0.0042$$

ここで、 $[SO_2]_D$：二酸化硫黄の日平均値の 2%除外値（ppm）

$[SO_2]_Y$：二酸化硫黄の年平均値（ppm）

$[NO_2]_D$：二酸化窒素の日平均値の年間 98%値（ppm）

$[NO_2]_Y$：二酸化窒素の年平均値（ppm）

$[SPM]_D$：浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値（mg/m^3）

$[SPM]_Y$：浮遊粒子状物質の年平均値（mg/m^3）

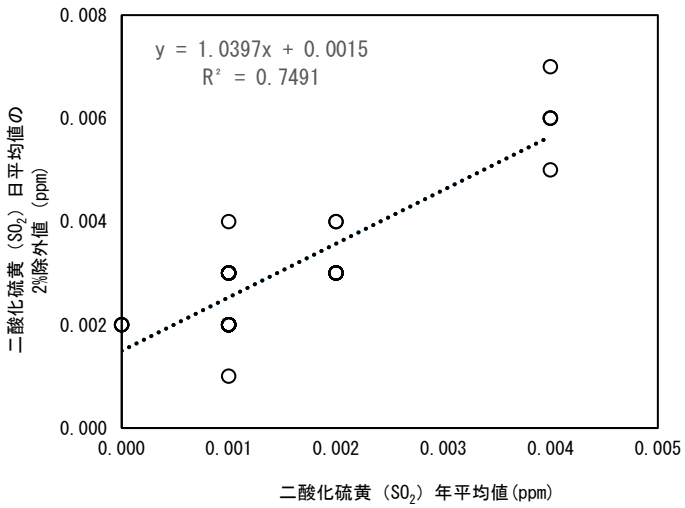


図 6.2.5 二酸化硫黄濃度の年平均値と日平均値の年間 2%除外値の関係

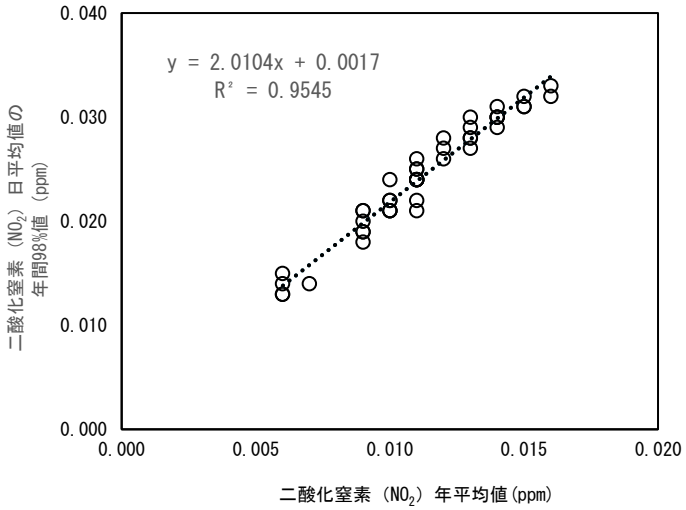


図 6.2.6 二酸化窒素濃度の年平均値と日平均値の年間 98%値の関係

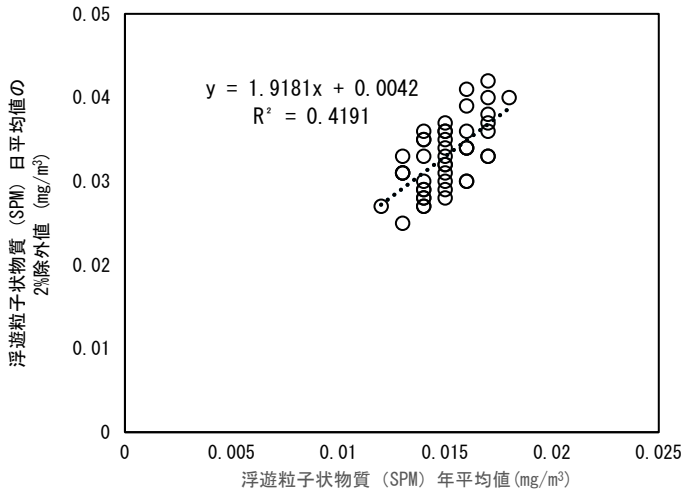


図 6.2.7 浮遊粒子状物質濃度の年平均値と日平均値の年間 2%除外値の関係

4) 予測地域

予測地域は、令和 7 年の中環石原局の気象データをもとにした最大着地濃度出現予想距離（煙突から約 650m）の 2 倍に余裕幅を持たせた約 1.5km の範囲とした（図 6.2.8 参照）。

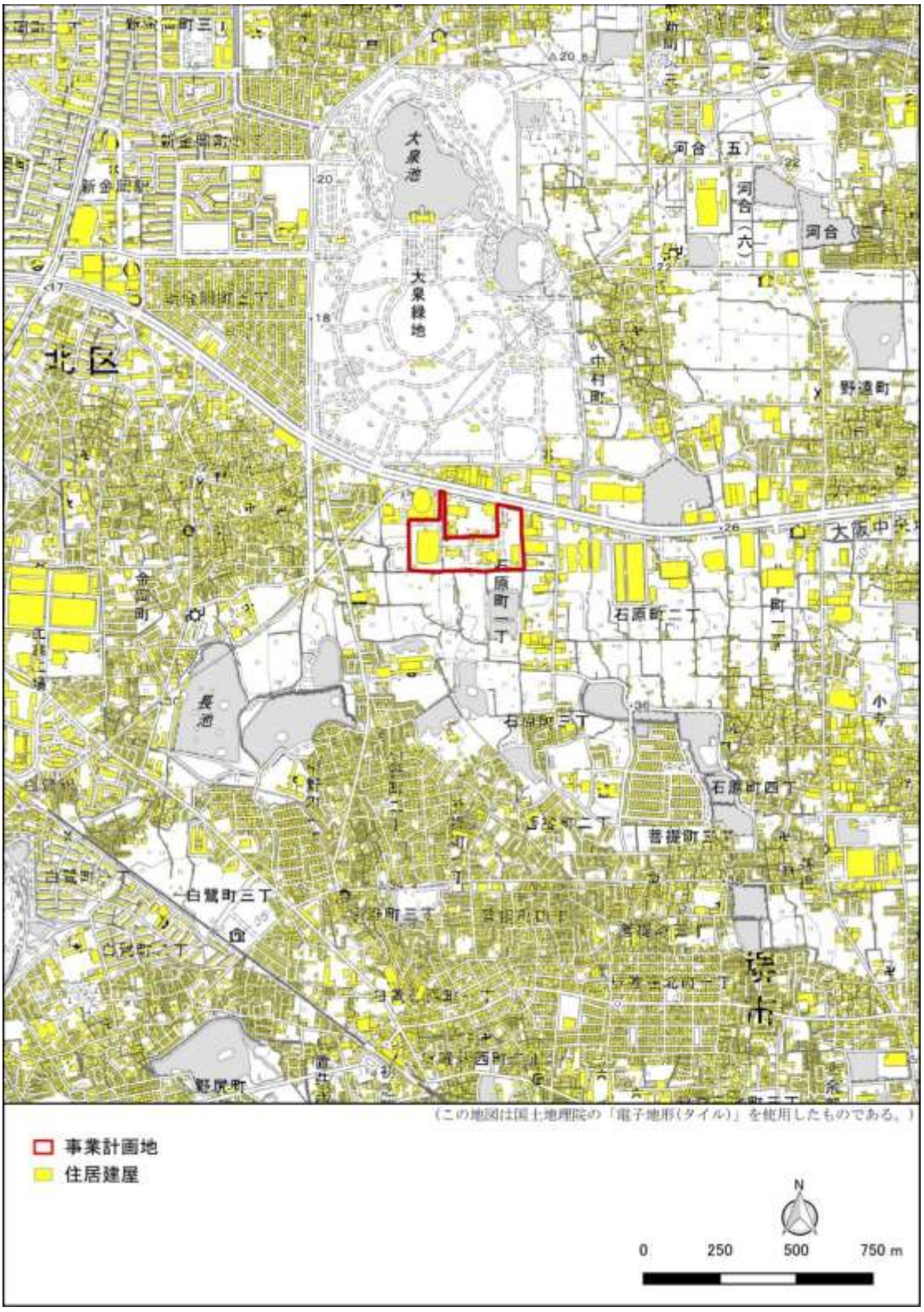


図 6.2.8 予測地点位置図

(2) 予測結果

予測結果は表 6.2.15、寄与濃度分布図は図 6.2.9～図 6.2.13 に示すとおりである。

窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類及び水銀の最大着地濃度は、両案で差は認められなかった。これは、両案の差異が煙突の配置のみであるためである。

また、最大着地濃度は両案の煙突位置から東方向約 650m の地点で出現し、その値はいずれの項目も環境基準又は指針値を下回っていた。

表 6.2.15（1） 予測結果（二酸化硫黄）

	バックグラウンド濃度（ppm）	寄与濃度（ppm）	将来濃度		環境基準
			年平均値（ppm）	日平均値の2%除外値（ppm）	日平均値（ppm）
最大着地濃度	0.001	0.00012	0.0011	0.003	0.04 以下

表 6.2.15（2） 予測結果（二酸化窒素）

	NO_x バックグラウンド濃度（ppm）	NO_x 寄与濃度（ppm）	将来濃度			環境基準
			NO_x 年平均値（ppm）	NO_2 年平均値（ppm）	NO_2 日平均値の98%値（ppm）	日平均値（ppm）
最大着地濃度	0.011	0.00030	0.0113	0.0100	0.022	0.04～0.06 のゾーン内又はそれ以下

表 6.2.15（3） 予測結果（浮遊粒子状物質）

	バックグラウンド濃度（mg/m^3）	寄与濃度（mg/m^3）	将来濃度		環境基準
			年平均値（mg/m^3）	日平均値の2%除外値（mg/m^3）	日平均値（mg/m^3）
最大着地濃度	0.015	0.00012	0.0151	0.033	0.10 以下

表 6.2.15（4） 予測結果（ダイオキシン類）

	バックグラウンド濃度（pg-TEQ/m^3）	寄与濃度（pg-TEQ/m^3）	将来濃度	環境基準
			年平均値（pg-TEQ/m^3）	年平均値（pg-TEQ/m^3）
最大着地濃度	0.013	0.00030	0.013	0.6 以下

表 6.2.15（5） 予測結果（水銀）

	バックグラウンド濃度（$\mu g/m^3$）	寄与濃度（$\mu g/m^3$）	将来濃度	指針値
			年平均値（$\mu g/m^3$）	年平均値（$\mu g/m^3$）
最大着地濃度	0.0017	0.00018	0.0019	0.04 以下

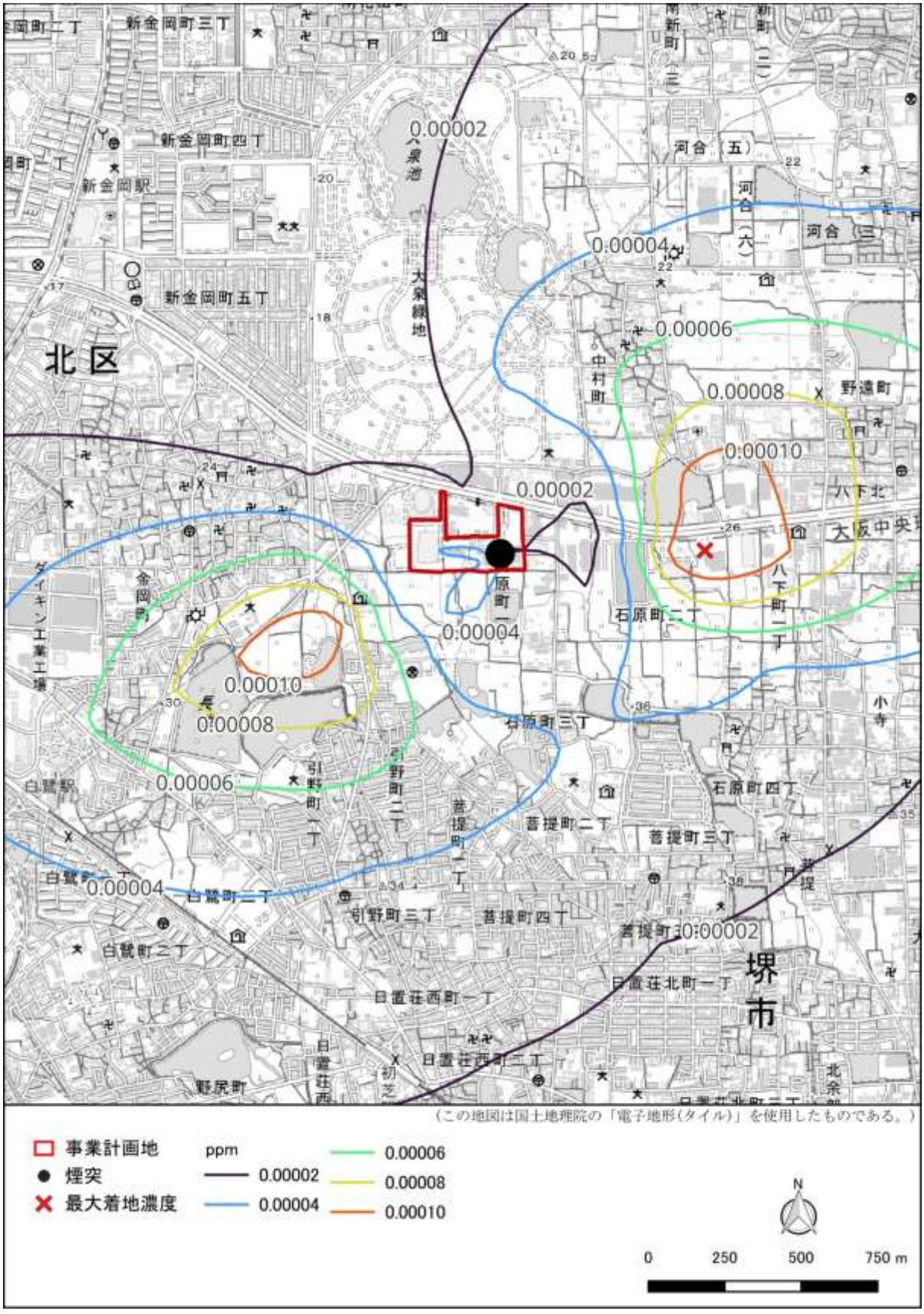


図 6.2.9（1） 寄与濃度分布図（二酸化硫黄 煙突配置：東）



図 6.2.9（2） 寄与濃度分布図（二酸化硫黄 煙突配置：西）

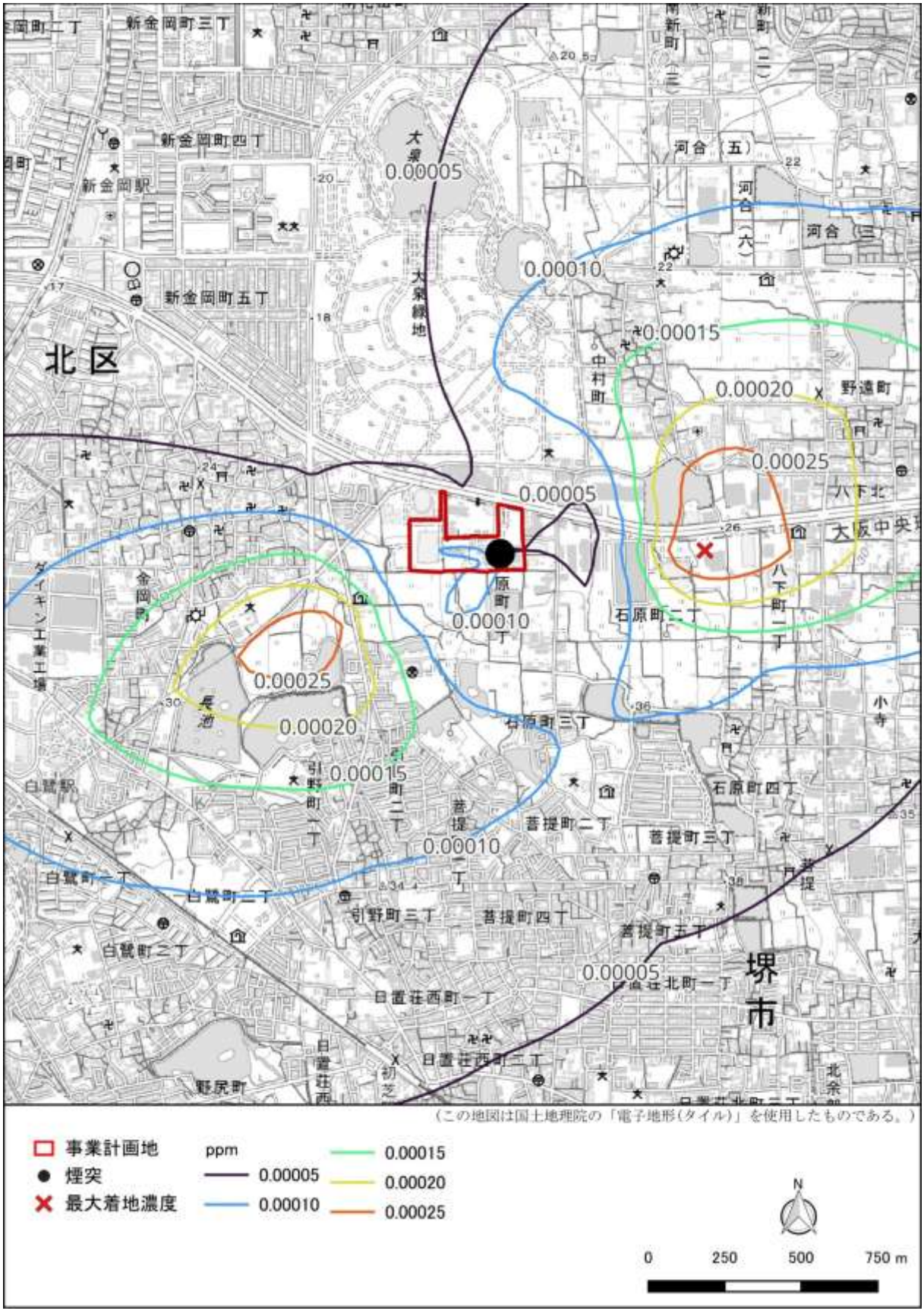


図 6.2.10（1） 寄与濃度分布図（窒素酸化物 煙突配置：東）



図 6.2.10（2） 寄与濃度分布図（窒素酸化物 煙突配置：西）

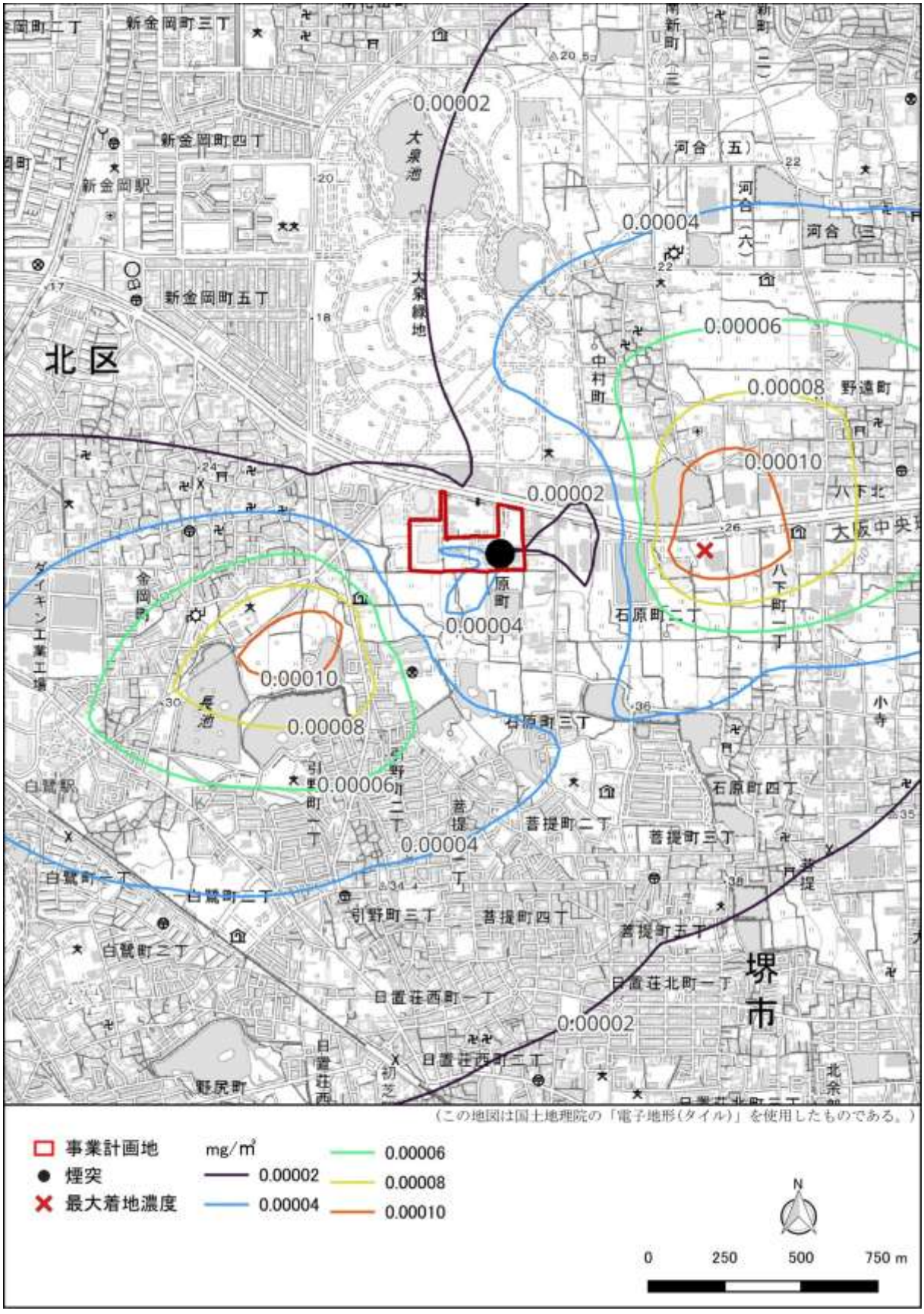


図 6.2.11（1） 寄与濃度分布図（浮遊粒子状物質 煙突配置：東）



図 6.2.11（2） 寄与濃度分布図（浮遊粒子状物質 煙突配置：西）

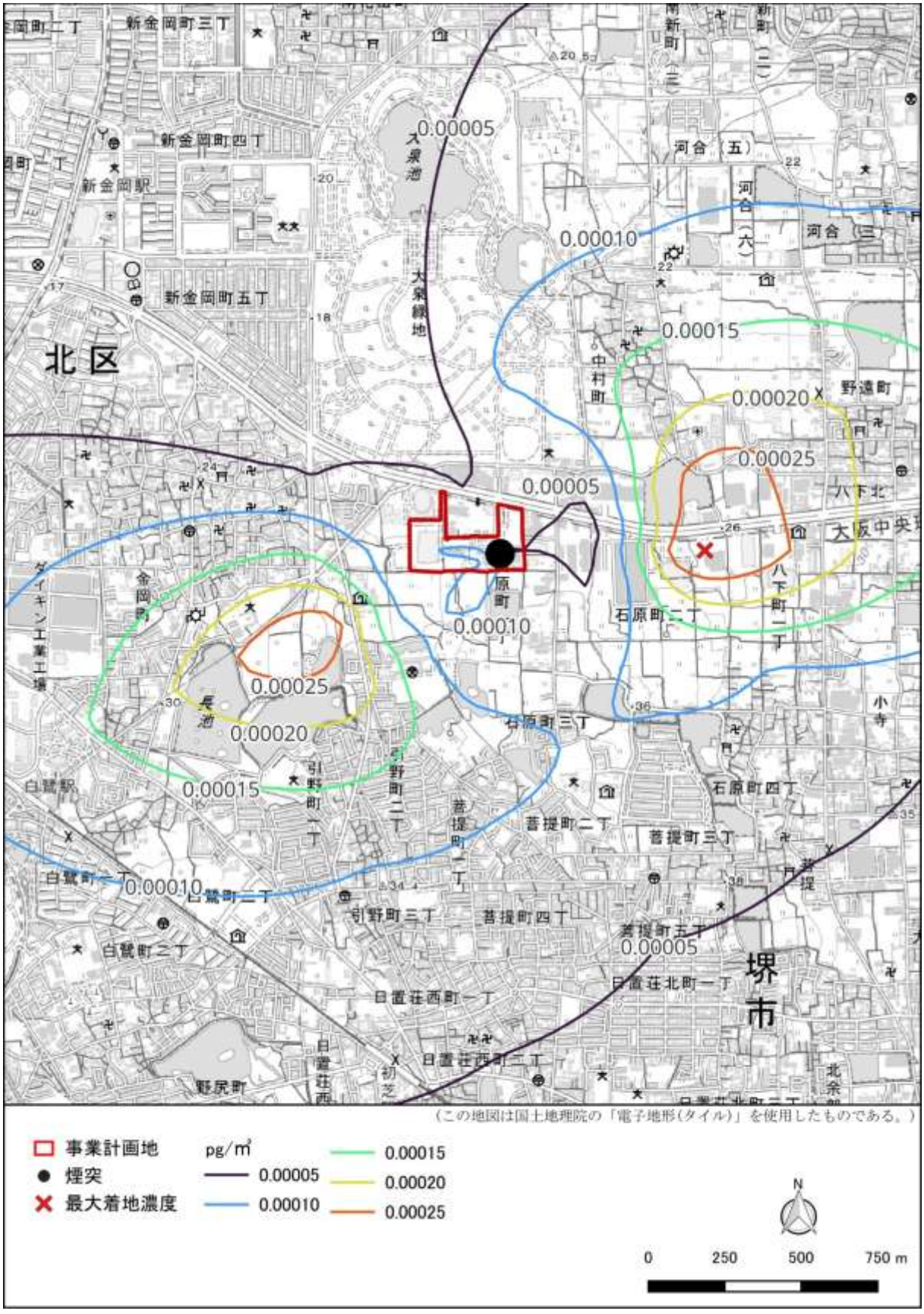


図 6.2.12（1） 寄与濃度分布図（ダイオキシン類 煙突配置：東）



図 6.2.12（2） 寄与濃度分布図（ダイオキシン類 煙突配置：西）

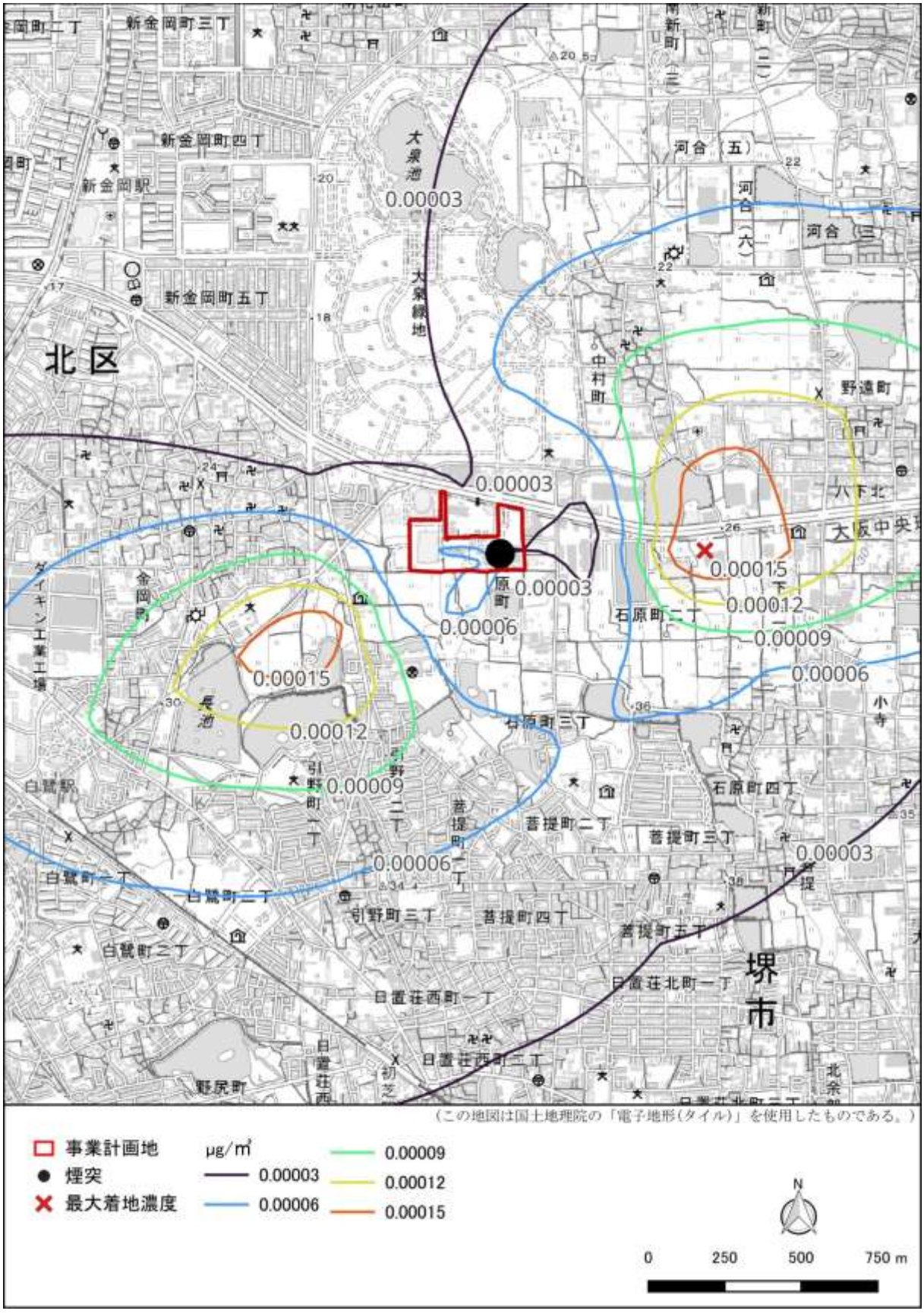


図 6.2.13（1） 寄与濃度分布図（水銀 煙突配置：東）

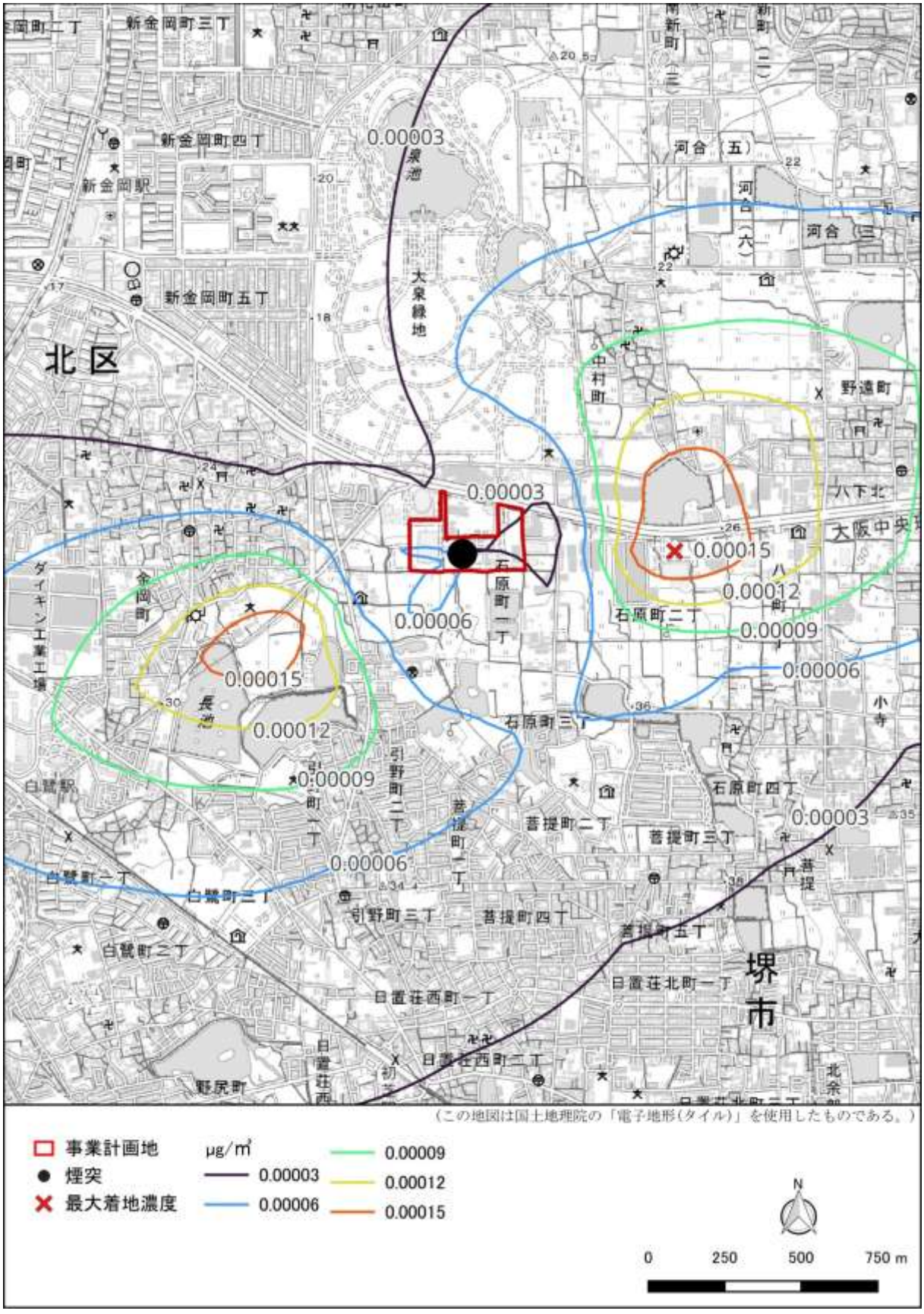


図 6.2.13（2） 寄与濃度分布図（水銀 煙突配置：西）

6.2.3 評価

施設等の供用に伴う大気質の変化の程度に基づき、評価を行った。

施設煙突からの排出ガスによる周辺の大気質濃度に関する予測結果は、いずれの案も環境基準又は指針値を下回っており、最大着地濃度地点における将来濃度は東側配置案・西側配置案で差がないと評価した。

表 6.2.16 大気質の評価結果

	東側配置案	西側配置案
施設等の供用	最大着地濃度地点における将来濃度は環境基準又は指針値を十分下回る結果となり、西側配置案と比べて差がないと評価する。	最大着地濃度地点における将来濃度は環境基準又は指針値を十分下回る結果となり、東側配置案と比べて差がないと評価する。
	—	—

凡例 ：○他案と比較して優位。
△他案と比較してやや劣る。
—両案とも同程度。

6.3 景観

6.3.1 現況調査

代表的な眺望地点は事業計画地周辺の展望地・展望台として挙げられている場所や野外レクリエーション地で眺望の良い場所、観光拠点として重要な場所等のうち、不特定かつ多数の者が利用し、利用形態から景観の重要性が高いと想定される場所かつ施設の存在による視野に影響が生じる可能性のある場所を選定することとした。その結果、近景及び中景域に位置し地域住民等により多く利用される大泉緑地、遠景域に位置し堺市全域を見渡すことができる MI-TE さかい、世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群に隣接し、景観の重要性が高い大仙公園を代表的な眺望地点とした。

また、代表的な眺望地点における地域住民や観光客の利用状況、事業計画地方向の視認状況を考慮し、影響の程度が大きいと想定される場所を調査地点として設定し、写真撮影を行った。

確認された調査地点位置を図 6.3.1 に、調査地点の選定結果を表 6.3.1 に示す。

表 6.3.1 調査地点の選定結果

番号	代表的な眺望地点	調査地点の選定理由
①	大泉緑地	中央には大芝生広場や中央花壇があり、眺望が開ける。また、中環口出入口からは事業計画地一帯が視認できる。近景（事業計画地より約 250m）及び中景（事業計画地より約 900m）の代表的な調査地点として 2 地点を選定する。
②	MI-TE さかい	堺市役所 21 階の展望ロビーであり、眺望が開ける。遠景（事業計画地より約 4.5km）の代表的な調査地点として 1 地点を選定する。
③	大仙公園	主なフォトスポットとなる DAISEN モニュメント付近は広場になっており、視界が開ける。世界文化遺産を有し、重要な観光拠点（事業計画地より約 4.3km）からの代表的な調査地点として 1 地点を選定する。

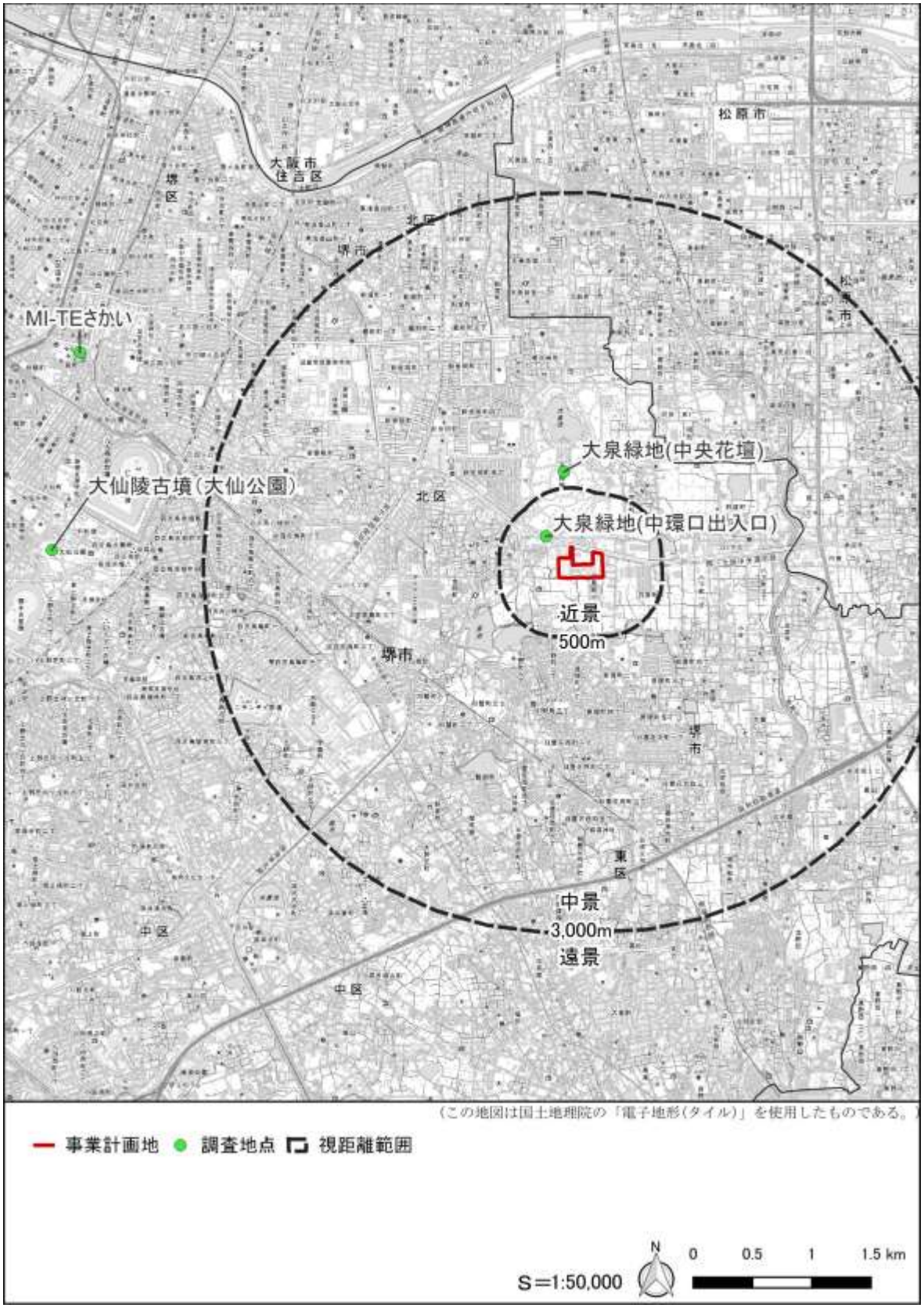

MI-TEさかい
大仙陵古墳(大仙公園)
大泉緑地(中央花壇)
大泉緑地(中環口出入口)
近景
500m
中景
3,000m
遠景
北区
堺市
中区
東区
松原市
大阪市
住吉区
堺区
(この地図は国土地理院の「電子地形(タイル)」を使用したものである。)
事業計画地
調査地点
視距離範囲
N
0
0.5
1
1.5 km
S=1:50,000

図 6.3.1 調査地点



図 6.3.2（1）　地点①＜近景＞大泉緑地　中環口出入口からの眺望（令和 8.9.17 撮影）



図 6.3.2（2）　地点①＜中景＞大泉緑地　中央花壇からの眺望（令和 8.8.14 撮影）



図 6.3.2（3）　地点②＜遠景＞MI-TE さかいからの眺望（令和 8.8.14 撮影）



図 6.3.2（4）　地点③＜重要な観光拠点＞大仙公園からの眺望（令和 8.9.2 撮影）

6.3.2 予測

(1) 予測概要

予測は、周辺の眺望点からの景観に及ぼす影響について、定性的に行った。

表 6.3.2 予測概要

予測項目	景観
予測範囲	事業計画地及び周辺
予測時期	施設等の存在
予測方法	定性予測

(2) 予測内容及び結果

施設計画に基づく景観の変化について、フォトモンタージュを作成し、定性的に予測を行った。施設計画 2 案を基に作成したフォトモンタージュによる予測結果を図 6.3.3 に示す。

近景の視点である地点①中環口出入口からは、2 案とも煙突が視認されるが、西側に煙突が存在する「西側配置案」が東側に煙突が存在する「東側配置案」よりも大きく視認される。

中景の視点である地点①中央花壇からは、西側に煙突が存在する「西側配置案」では煙突が視認される。一方、東側に煙突が存在する「東側配置案」では、煙突は視認されない。

遠景の視点である地点②からは、2 案ともにほとんど変化はなく、圧迫感や違和感はない。

重要な観光拠点からの視点である地点③からは、新施設は確認されなかった。

予測の結果、東側配置案は西側配置案と比べて、大泉緑地からの眺望の点で景観に及ぼす影響が小さいと予測される。

	地点①＜近景＞　大泉緑地　中環口出入口からの眺望
現況	
東側配置案	
西側配置案	

図 6.3.3（1）　フォトモンタージュ結果

	地点①＜中景＞　大泉緑地　中央花壇からの眺望
現況	
東側配置案	
西側配置案	

図 6.3.3（2）　フォトモンタージュ結果

	地点②＜遠景＞　MI-TE さかいからの眺望
現況	
東側配置案	
西側配置案	

図 6.3.3（3）　フォトモンタージュ結果

	地点③＜重要な観光拠点＞　大仙公園からの眺望
現況	
東側配置案	
西側配置案	

図 6.3.3（4）　フォトモンタージュ結果

6.3.3 評価

フォトモンタージュによる景観変化の程度に基づく評価を行った。

いずれの案も景観に及ぼす影響は軽微であるが、東側配置案では大泉緑地の中央花壇からの眺望において煙突が視認されず、大泉緑地の中環口出入口からの眺望において煙突がより小さく視認されたことから、西側配置案と比較して景観への影響は小さいと評価した。

表 6.3.3 景観に及ぼす影響の評価結果

	東側配置案	西側配置案
施設等の存在	重要な観光拠点である大仙公園及び中景である大泉緑地の中央花壇からの眺望では視認されず、遠景である MI-TE さかいからの眺望では視認され、近景である大泉緑地の中環口出入口からの眺望は西側配置案よりも小さく視認されたため、西側配置案と比べて景観に及ぼす影響は軽微と評価する。	重要な観光拠点である大仙公園からの眺望では視認されず、中景である大泉緑地の中央花壇、遠景である MI-TE さかいからの眺望では視認され、近景である大泉緑地の中環口出入口からの眺望は東側配置案よりも大きく視認されたため、東側配置案と比べて景観に及ぼす影響はあると評価する。
	○	△

凡例 ：○他案と比較して優位。
△他案と比較してやや劣る。
―両案とも同程度。

7. 環境配慮の方針の設定

7.1 総合評価

前章で実施した環境要素ごとの予測・評価結果について、表 7.1.1 に整理する。

大気質については、東側配置案、西側配置案ともに、最大着地濃度地点における将来濃度は環境基準又は指針値を十分下回る結果となった。このため、いずれの案においても周辺住民の健康及び生活環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

両案とも環境保全上の支障は生じないものと考えられるが、景観への影響の観点から東側配置案が相対的に優位であることから、東側配置案が比較的優れた計画案になると評価される。

表 7.1.1 総合評価

			東側配置案	西側配置案
計画段階配慮事項	大気質	施設等の供用	[評価] ―（1 点） [内容] 最大着地濃度地点における将来濃度は環境基準又は指針値を十分下回る結果となり、西側配置案と比べて差がないと評価する。	[評価] ―（1 点） [内容] 最大着地濃度地点における将来濃度は環境基準又は指針値を十分下回る結果となり、東側配置案と比べて差がないと評価する。
	景観	施設等の存在	[評価] ○（2 点） [内容] 重要な観光拠点である大仙公園、中景である大泉緑地の中央花壇からの眺望では視認されず、遠景である MI-TE さかいからの眺望では視認され、近景である大泉緑地の中環口出入口からの眺望は西側配置案よりも小さく視認されたため、西側配置案と比べて景観に及ぼす影響は軽微と評価する。	[評価] △（0 点） [内容] 重要な観光拠点である大仙公園からの眺望では視認されず、中景である大泉緑地の中央花壇、遠景である MI-TE さかいからの眺望では視認され、近景である大泉緑地の中環口出入口からの眺望は東側配置案よりも大きく視認されたため、東側配置案と比べて景観に及ぼす影響はあると評価する。
総合評価結果			3 点	1 点

総合評価結果の点数は、○：2 点、―：1 点、△：0 点として集計している。

7.2 環境配慮の方針の設定

総合評価の結果に基づき、今後の環境配慮方針を表 7.2.1 にとりまとめる。

比較した両案は煙突の配置のみが異なり、社会面及び経済面に差異がないことから、環境配慮方針はいずれの案も共通とする。

表 7.2.1 環境配慮の方針

区分		内容
環境配慮の方針	大気質	●燃焼工程において、燃焼状態を適切に管理する。 ●以下の排ガス中の有害物質除去については、各物質に応じた排ガス処理設備を採用する。 ・ 排ガス中のばいじんを除去 ・ 排ガス中の塩化水素及び硫黄酸化物を除去 ・ 排ガス中の窒素酸化物を除去 ・ 排ガス中のダイオキシン類を除去 ・ 排ガス中の水銀を除去
	景観	●周辺景観と調和し、圧迫感の軽減に配慮した施設のデザイン及び色調等を採用する。

本書で使用している地形図は、別途出典を記載しているものを除き、国土地理院の電子地形図又は基盤地図情報を使用したものである。

なお、令和元年 12 月 10 日に測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 29 条が改正され、国土地理院地図の利用に係る申請要件が緩和されたため、「国土地理院コンテンツ利用規約」に基づき出典の記載をした。